

社会福祉協議会 活動実態調査等報告書 2018

令和 2 年 5 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地 域 福 祉 推 進 委 員 会
全国ボランティア・市民活動振興センター

目 次

第一部 平成30年度 市区町村 社会福祉協議会活動実態調査結果

◆ 調査の概要	5
◆ 基本的属性	6
◆ 調査結果	7
Ⅰ 組織・事業の状況	
1 基本的事項	7
2 役員構成（出身団体）	9
3 理事会・評議員会の開催状況	22
4 諸規程等の整備状況	23
5 役員報酬額	24
6 職員の給与・資格	24
7 社協会員・財源等	30
8 各種計画に関わる策定・参画状況	43
9 地域福祉推進基礎組織	46
10 地域福祉推進基礎組織の活動拠点	48
11 広報・情報提供の方法	49
12 地域福祉コーディネーター等の配置	50
13 共同募金	54
Ⅱ ボランティア・市民活動	
1 ボランティア・市民活動の推進体制・機能等	56
2 ボランティアセンター運営に関わる諸組織	57
3 他団体との連携	58
4 ボランティア関連事業	62
5 福祉教育事業の推進	63
Ⅲ 災害対応	
1 災害対応に関する行政との協定・覚書の締結状況	66
2 災害対応に関する他の市区町村社協との協定の有無	68
3 市区町村社協としての災害対応	69
Ⅳ 団体組織支援・連携の実施状況	
1 当事者組織の組織化、運営支援の状況	75
2 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス	76
3 社協が事務局を担う団体	77
4 社協で設置または事務局を担う組織	80
5 社会福祉法人との連携	81
Ⅴ 相談事業・利用支援	
1 総合相談事業の実施	83
2 分野・対象者別の相談	84
3 生活困窮者自立支援制度の受託状況	85

Ⅵ 制度サービスの取り組み状況	
1 高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況	86
2 障害者（児）を対象とした事業の実施状況	90
3 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況	94
Ⅶ 小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）	
1 ふれあい・いきいきサロン	95
2 見守り支援活動（小地域ネットワーク活動）	99
Ⅷ その他サービスの取り組み状況	
1 高齢者・障害者（児）を対象とした事業	102
2 子どもや子育て家庭を対象とした事業	104
3 外国籍の住民に対する支援	105
4 生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）	106
5 その他活発あるいは先駆的な事業・取り組み等	107

第二部 平成30年度市区町村 社会福祉協議会職員状況調査

◆ 調査の概要	111
◆ 基本的属性	112
◆ 調査結果	114
1 職員の状況	114
2 介護保険制度における地域支援事業（生活支援体制整備事業）	122
3 ボランティア・市民活動センター職員の専任職員の状況	125
4 職員の有資格者について	126
5 社協と行政等との人事交流の状況	127

【調査票】

○ 第一部 平成30年度 市区町村社会福祉協議会活動実態調査調査票－前半－	133
○ 第一部 平成30年度 市区町村社会福祉協議会活動実態調査調査票－後半－	157
○ 第二部 平成30年度 市区町村社会福祉協議会職員状況等調査調査票	175

第一部

平成30年度市区町村社会福祉協議会 活動実態調査結果

◆ 調査の概要

1 調査名称

社会福祉協議会活動実態調査

2 調査目的

「社会福祉協議会活動実態調査」は、3年ごとに全市区町村社会福祉協議会（以下、「社協」という）を対象として実施する調査であり、市区町村社協の職員設置状況、組織体制、事業・活動等基本的な項目について明らかにすることを目的としている。

3 調査対象と回収率

調査対象は1,846社協である（平成31年3月31日現在）。回収率・数は81.9%（1,512社協）である。

	市・ 東京23区	町	村	指定都市内 の区	無回答	合 計
調査対象社協数	793	745	183	125	－	1,846
回収数（集計数）	667	562	124	110	49	1,512
回収率（%）	84.1	75.4	67.8	88.0	－	81.9

※指定都市社会福祉協議会は、上記の市・東京23区には含んでいない

※仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市は、区社協を設置していない。

4 調査期間

令和元年6月～令和2年1月

5 調査方法

本調査は、本会の「アンケート調査システム」により、ホームページ、Eメール環境を利用して実施した。

6 調査時点

各項目は特に断りのない限り、平成31年3月31日現在の実施状況、及び、平成30年度実績。

7 調査結果

報告書（7頁～107頁）を参照。

8 調査内容

報告書（133頁～174頁）の調査票を参照。

◆ 基本的属性

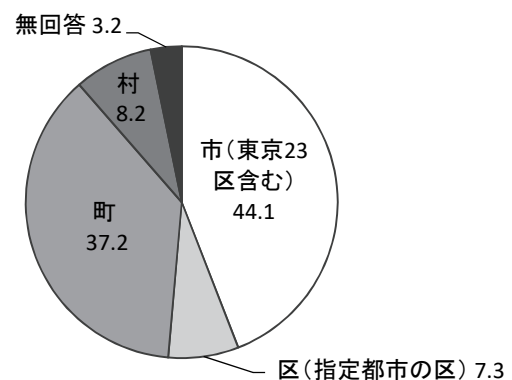
■ 回答社協の都道府県別割合

	対象数	回答数	回答数/全回答数(%)
北海道	178	114	7.5
青森県	40	33	2.2
岩手県	33	32	2.1
宮城県	34	23	1.5
秋田県	25	21	1.4
山形県	35	31	2.1
福島県	59	51	3.4
茨城県	44	41	2.7
栃木県	25	24	1.6
群馬県	35	30	2.0
埼玉県	62	60	4.0
千葉県	53	43	2.8
東京都	62	60	4.0
神奈川県	30	26	1.7
新潟県	29	26	1.7
富山県	15	14	0.9
石川県	19	16	1.1
福井県	17	15	1.0
山梨県	27	23	1.5
長野県	77	58	3.8
岐阜県	42	35	2.3
静岡県	33	27	1.8
愛知県	53	46	3.0
三重県	29	25	1.7
滋賀県	19	16	1.1
京都府	25	18	1.2
大阪府	41	34	2.2
兵庫県	40	31	2.1
奈良県	39	33	2.2
和歌山県	30	27	1.8

	対象数	回答数	回答数/全回答数(%)
鳥取県	19	14	0.9
島根県	19	19	1.3
岡山県	26	23	1.5
広島県	22	19	1.3
山口県	19	16	1.1
徳島県	24	14	0.9
香川県	17	13	0.9
愛媛県	20	19	1.3
高知県	34	14	0.9
福岡県	58	49	3.2
佐賀県	20	17	1.1
長崎県	21	14	0.9
熊本県	44	36	2.4
大分県	18	13	0.9
宮崎県	26	20	1.3
鹿児島県	43	40	2.6
沖縄県	41	26	1.7
札幌市	10	7	0.5
横浜市	18	16	1.1
川崎市	7	7	0.5
新潟市	8	8	0.5
名古屋市	16	15	1.0
京都市	11	11	0.7
大阪市	24	22	1.5
神戸市	9	6	0.4
広島市	8	8	0.5
北九州市	7	6	0.4
福岡市	7	7	0.5
全体	1,846	1,512	100.0

■ 回答社協の市区町村区分

	対象数	回答数	回答数/全回答数(%)
市(東京23区含む)	793	667	44.1
区(指定都市の区)	125	110	7.3
町	745	562	37.2
村	183	124	8.2
無回答	-	49	3.2
全体	1,846	1,512	100.0



◆ 調査結果

I 組織・事業の状況

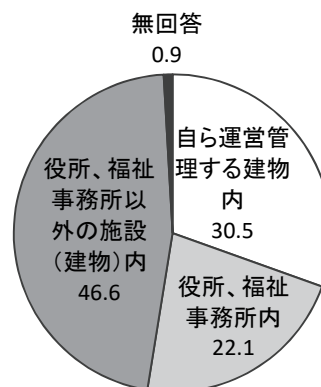
1 基本的事項

① 事務所(本所)の場所

- 「役所、福祉事務所以外の施設(建物)内」が46.6%と最も割合が高く、次いで「自ら運営管理する建物内」30.5%、「役所、施設事務所内」22.1%となっている。
である。

【図表1】事務所(本所)の場所

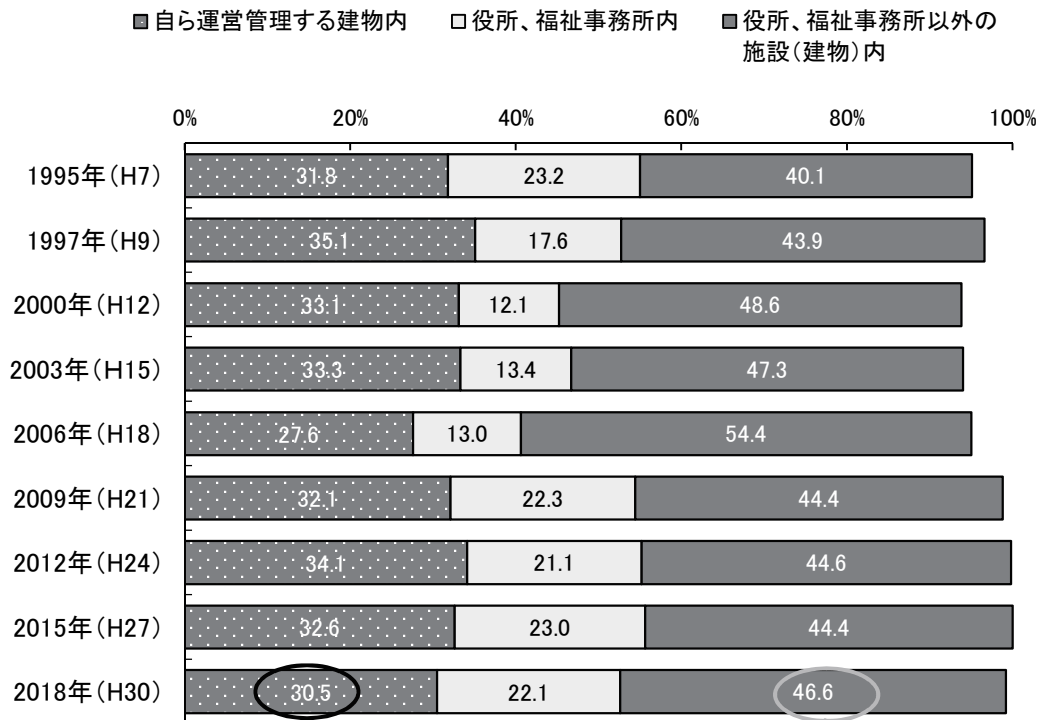
	社協数	%
自ら運営管理する建物内	461	30.5
役所、福祉事務所内	334	22.1
役所、福祉事務所以外の施設(建物)内	704	46.6
無回答	13	0.9
全 体	1,512	100.0



【図表2】事務所(本所)の場所<経年比較>

年度	全 体	自ら運営 管理する 建物内	役所、福祉 事務所内	役所、福祉 事務所以外の 施設(建物)内	その他	無回答
1995年(H7)	3,372 100.0	1,072 31.8	781 23.2	1,351 40.1	130 3.9	38 1.1
1997年(H9)	3,370 100.0	1,182 35.1	592 17.6	1,480 43.9	94 2.8	22 0.7
2000年(H12)	3,368 100.0	1,114 33.1	408 12.1	1,636 48.6	185 5.5	25 0.7
2003年(H15)	3,330 100.0	1,109 33.3	447 13.4	1,577 47.3	167 5.0	30 0.9
2006年(H18)	1,674 100.0	462 27.6	218 13.0	910 54.4	34 2.0	50 3.0
2009年(H21)	1,707 100.0	548 32.1	381 22.3	758 44.4	0 0.0	20 1.2
2012年(H24)	1,324 100.0	452 34.1	280 21.1	590 44.6	0 0.0	2 0.2
2015年(H27)	1,457 100.0	475 32.6	335 23.0	647 44.4	0 0.0	0 0.0
2018年(H30)	1,512 100.0	461 30.5	334 22.1	704 46.6	0 0.0	13 0.9

上段:社協数、下段:%

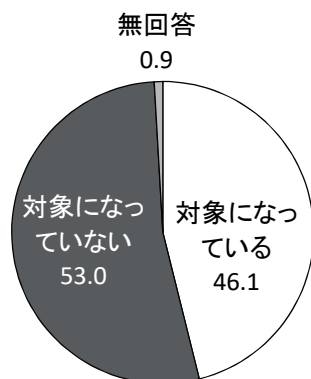


③ 当該建物の指定管理制度導入の対象の有無

- 事務所の場所が「自ら運営管理する建物内」「役所、福祉事務所以外の施設(建物)内」である社協(1,165か所)において、指定管理制度導入の「対象になっている」割合は46.1%である。

【図表3】指定管理制度導入の対象の有無

	社協数	%
対象になっている	537	46.1
対象になっていない	617	53.0
無回答	11	0.9
全 体	1,165	100.0

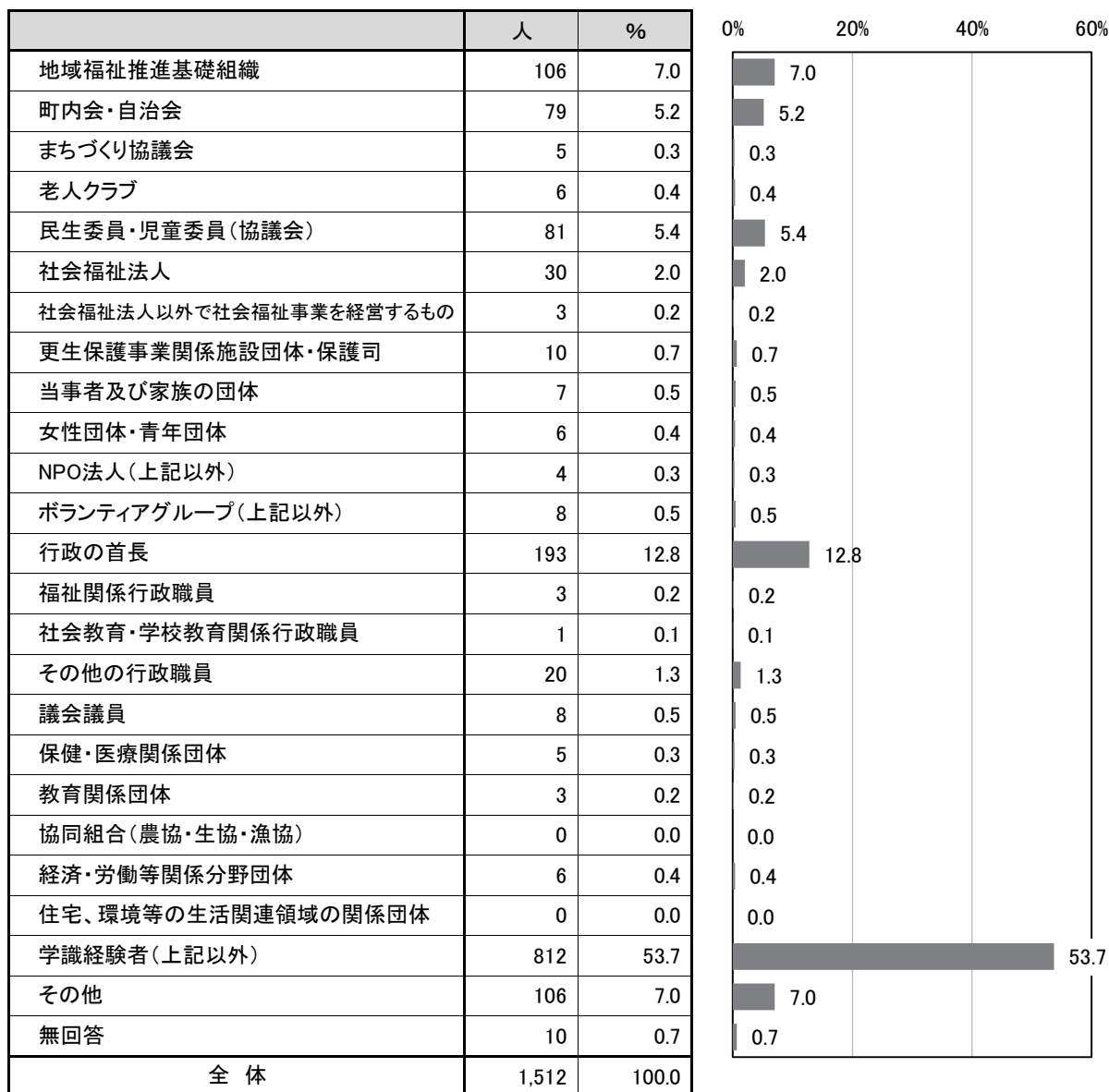


2 役員構成(出身団体)

① 会長

- 会長の出身団体は、「学識経験者」53.7%が過半数を占めている。
次いで「行政の首長」12.8%、「地域福祉推進基礎組織」7.0%、「その他」7.0%
「民生委員・児童委員(協議会)」5.2%などとなっている。

【図表4】会長の出身団体



<その他 主な記載の抜粋>

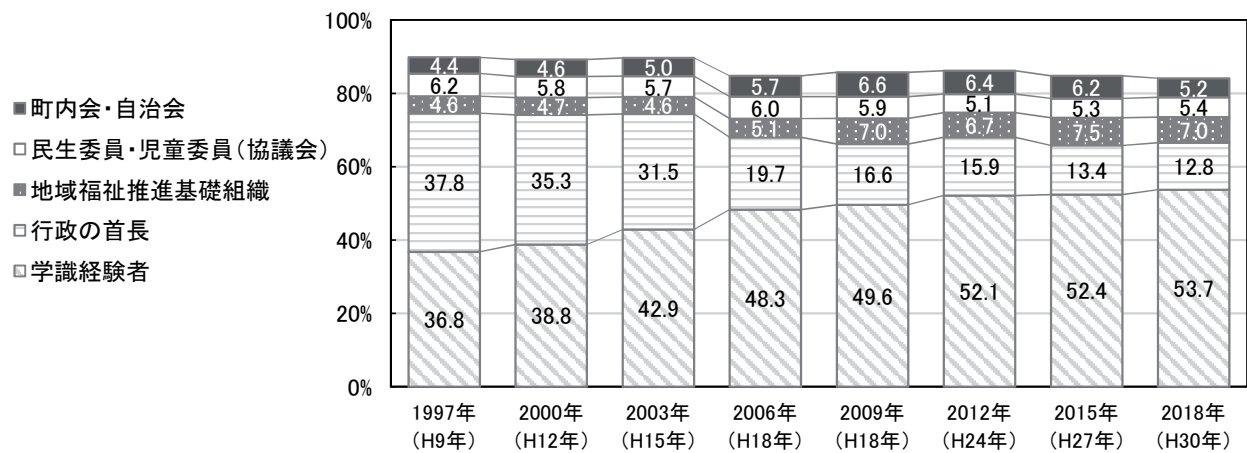
- ・元首長
- ・元副首長
- ・元議会議員
- ・元行政職員
- ・元民生委員・児童委員(協議会)
- ・一般公募・地域の代表
- ・民間企業等
- ・社会福祉奉仕団体(者)
- ・人権擁護委員会
- ・元町内会・自治会
- ・共同募金委員会
- ・交通安全協会代表
- ・郵便局長
- ・特別支援教育助成会
- ・保護司、母子保健推進員等

【図表5】会長の出身団体(その他を除く上位5団体)＜経年比較＞

	1997年 (H9年)	2000年 (H12年)	2003年 (H15年)	2006年 (H18年)	2009年 (H18年)	2012年 (H24年)	2015年 (H27年)	2018年 (H30年)
学識経験者	36.8	38.8	42.9	48.3	49.6	52.1	52.4	53.7
行政の首長	37.8	35.3	31.5	19.7	16.6	15.9	13.4	12.8
地域福祉推進基礎組織	4.6	4.7	4.6	5.1	7.0	6.7	7.5	7.0
民生委員・児童委員(協議会)	6.2	5.8	5.7	6.0	5.9	5.1	5.3	5.4
町内会・自治会	4.4	4.6	5.0	5.7	6.6	6.4	6.2	5.2

単位: %

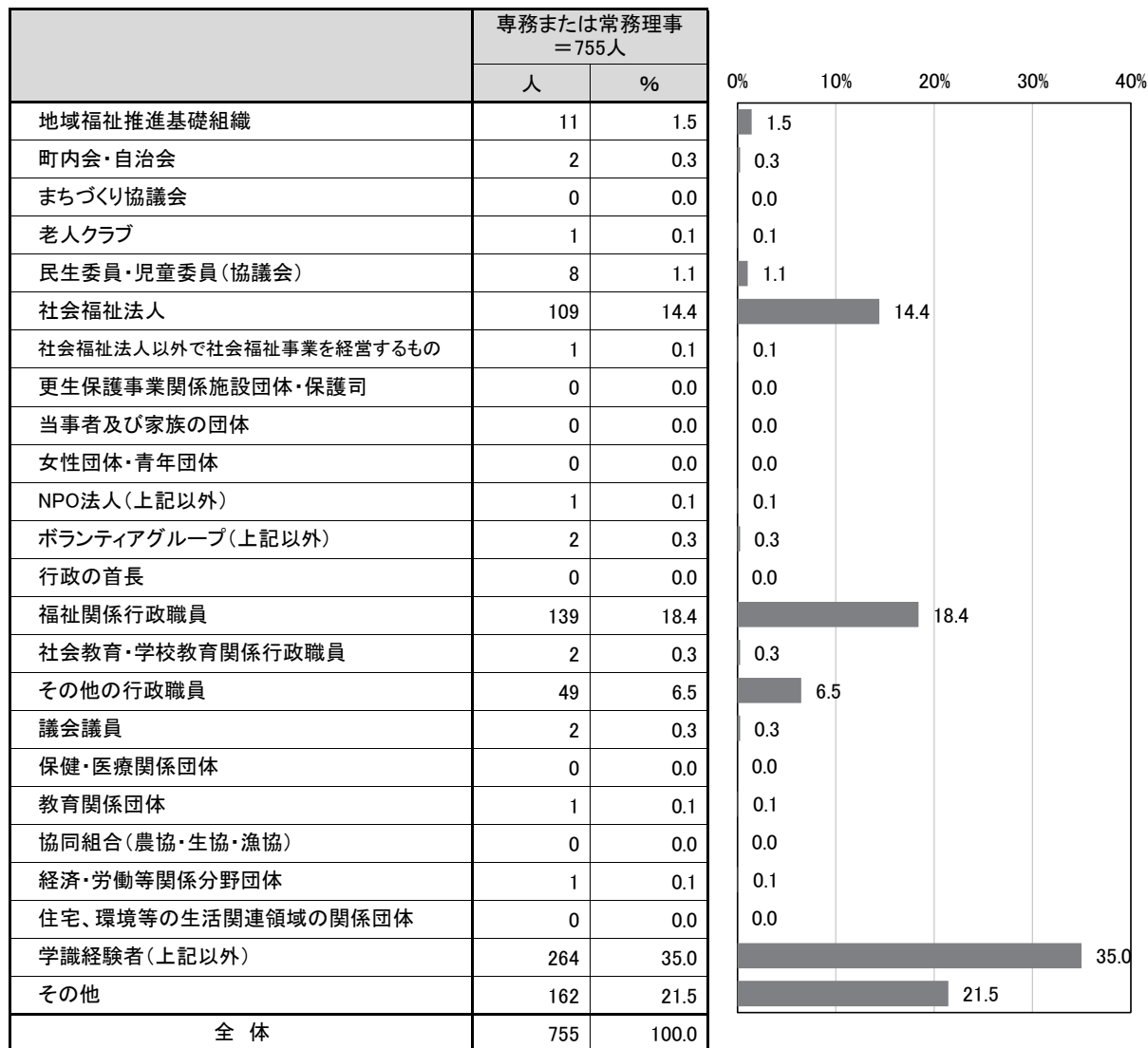
※2018年(H30年)の会長数=1,512人



② 専務または常務理事

- 専務または常務理事(755人)の出身団体は、「学識経験者」35.0%が最も多くなっている。
次いで、「福祉関係行政職員」18.4%、「社会福祉法人」14.4%と続く。「その他」も21.5%あった。

【図表6】専務または常務理事の出身団体



<その他 主な記載の抜粋>

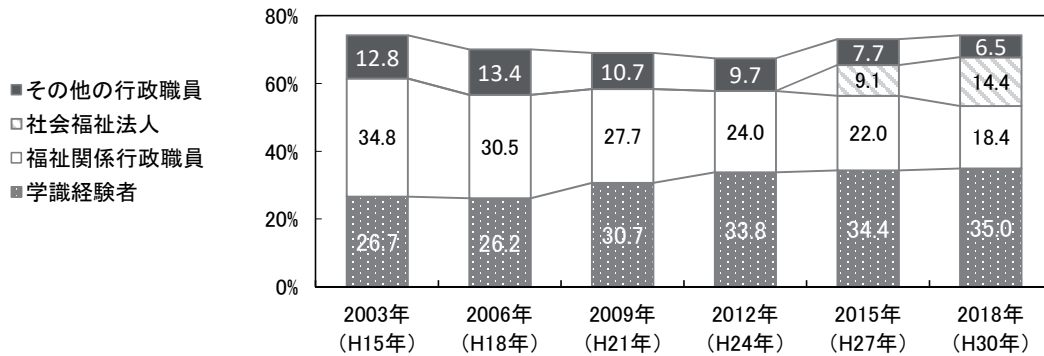
- ・ 社協の事務局長(兼務)
- ・ 元行政の職員
- ・ 協議会職員
- ・ 社協の役員・代表者
- ・ 施設長(特別養護老人ホーム)
- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見者
- ・ 元副首長
- ・ 一般世帯・民間人
- ・ 地域代表者
- ・ 行政推薦者
- ・ 行政の出向
- ・ 地域の福祉関係者

【図表7】専務または常務理事の出身団体（その他を除く上位4団体）＜経年比較＞

	2003年 (H15年)	2006年 (H18年)	2009年 (H21年)	2012年 (H24年)	2015年 (H27年)	2018年 (H30年)
学識経験者	26.7	26.2	30.7	33.8	34.4	35.0
福祉関係行政職員	34.8	30.5	27.7	24.0	22.0	18.4
社会福祉法人	—	—	—	—	9.1	14.4
その他の行政職員	12.8	13.4	10.7	9.7	7.7	6.5

単位：％

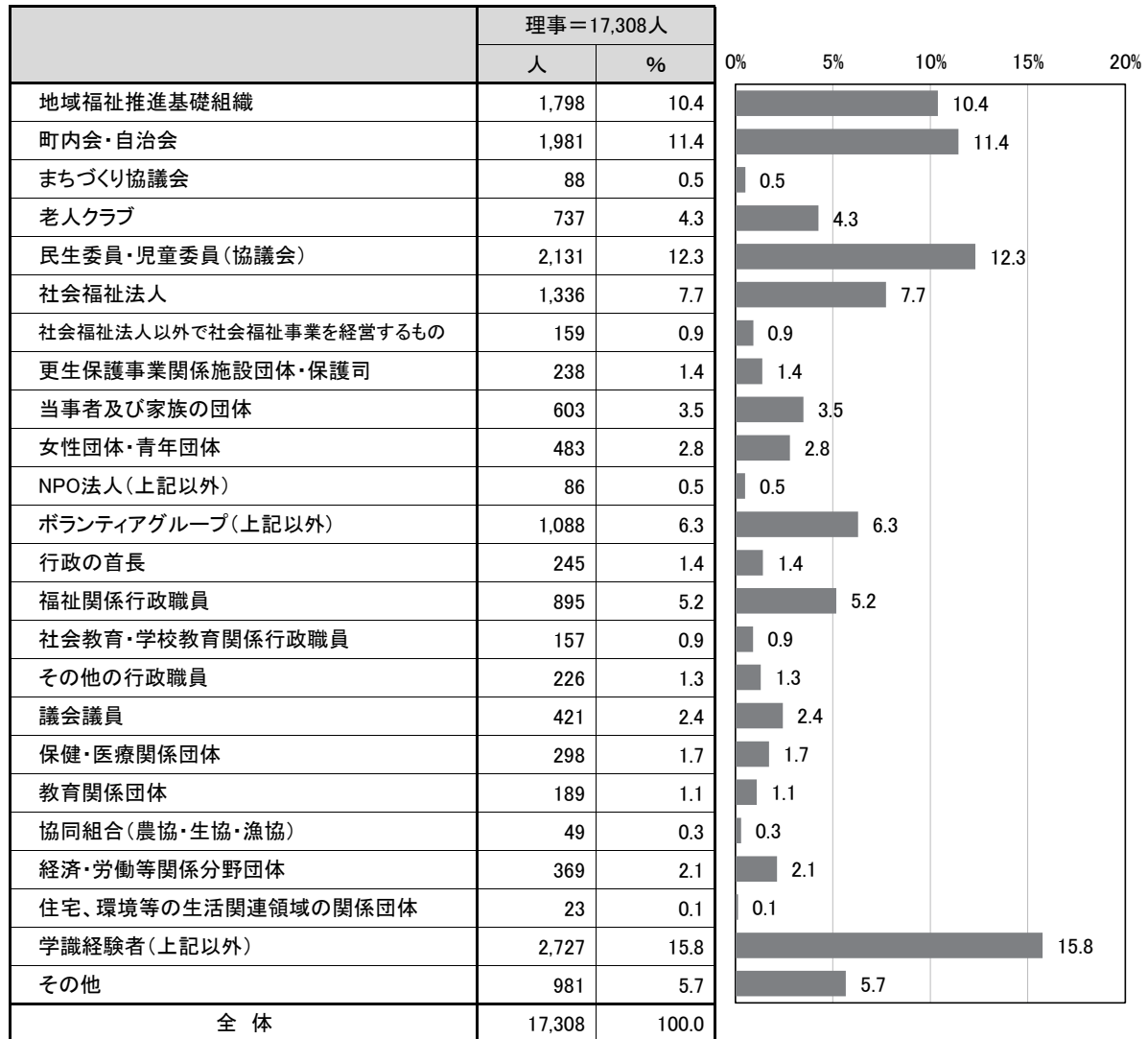
※2018年（H30年）の専務または常務理事数＝755人



③ -1 理事(正副会長・専務または常務理事を含む)の現員数

- 理事(17,308人)の主な出身団体は、「学識経験者」が15.8%、「民生委員・児童委員(協議会)」12.3%、「町内会・自治会」11.4%、「地域福祉推進基礎組織」10.4%などである。

【図表8】理事(正副会長・専務または常務理事を含む)の現員数

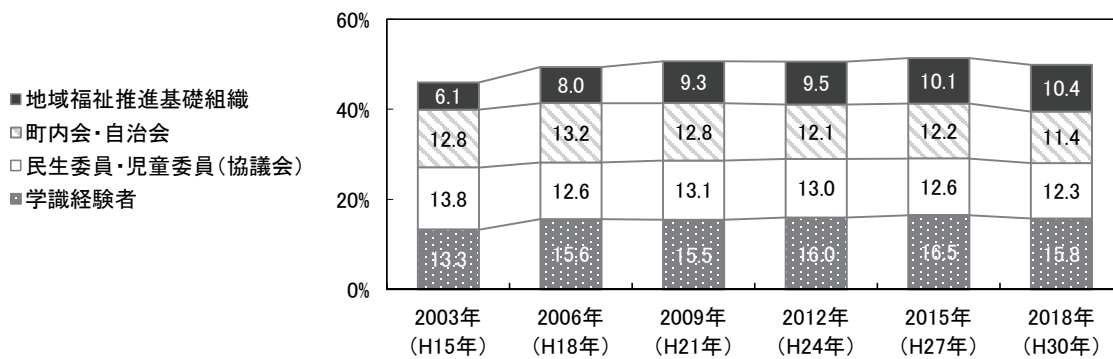


【図表9】理事(正副会長・専務または常務理事を含む)の現員数(その他を除く上位4団体)
 <経年比較>

	2003年 (H15年)	2006年 (H18年)	2009年 (H21年)	2012年 (H24年)	2015年 (H27年)	2018年 (H30年)
学識経験者	13.3	15.6	15.5	16.0	16.5	15.8
民生委員・児童委員(協議会)	13.8	12.6	13.1	13.0	12.6	12.3
町内会・自治会	12.8	13.2	12.8	12.1	12.2	11.4
地域福祉推進基礎組織	6.1	8.0	9.3	9.5	10.1	10.4

単位: %

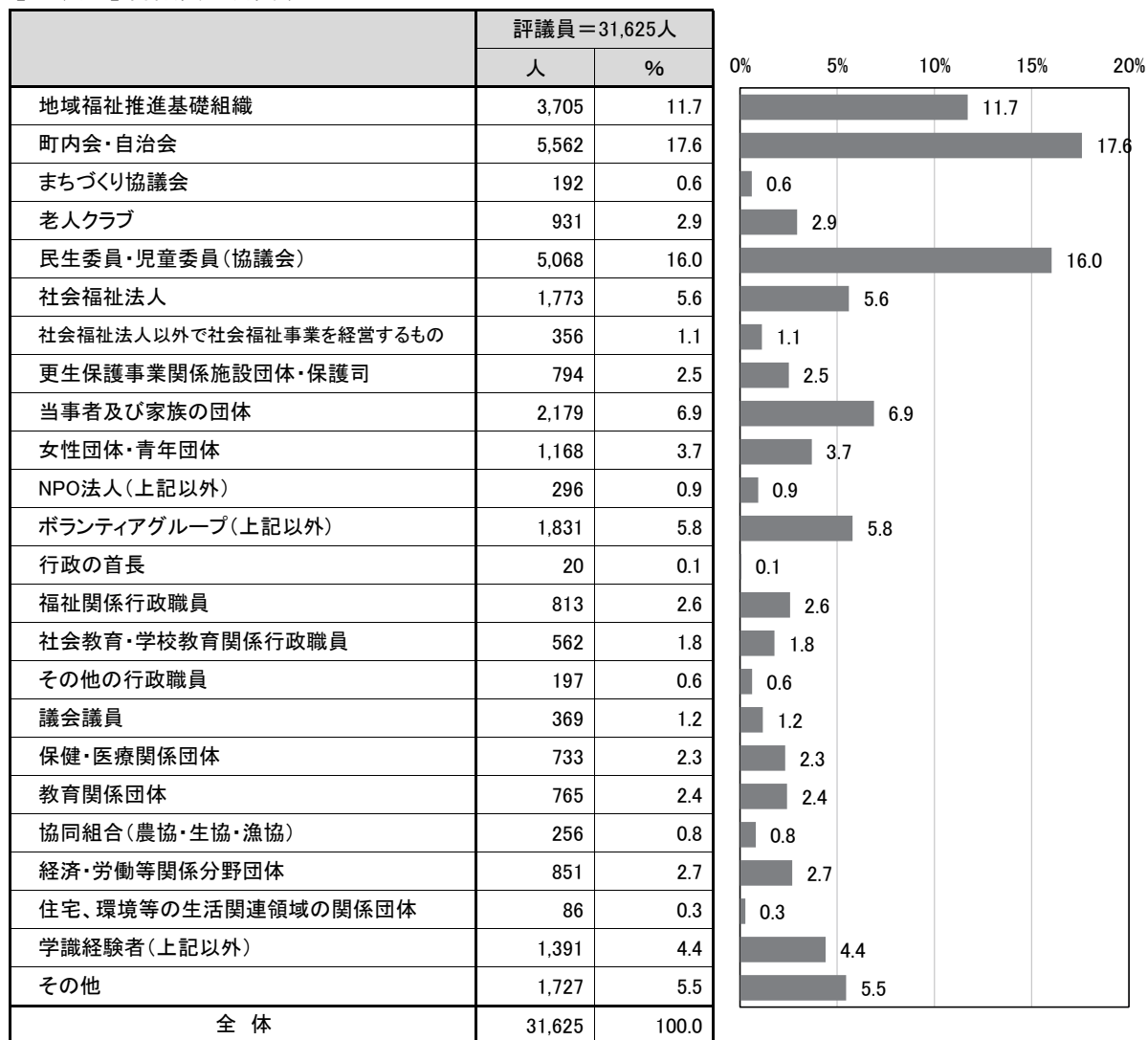
※2018年(H30年)の理事数=17,308人



③ -2 評議員の現員数

- 評議員(31,625人)の主な出身団体は、「町内会・自治会」17.6%、「民生委員・児童委員(協議会)」16.0%、「地域福祉推進基礎組織」11.7%などである。

【図表10】評議員の現員数

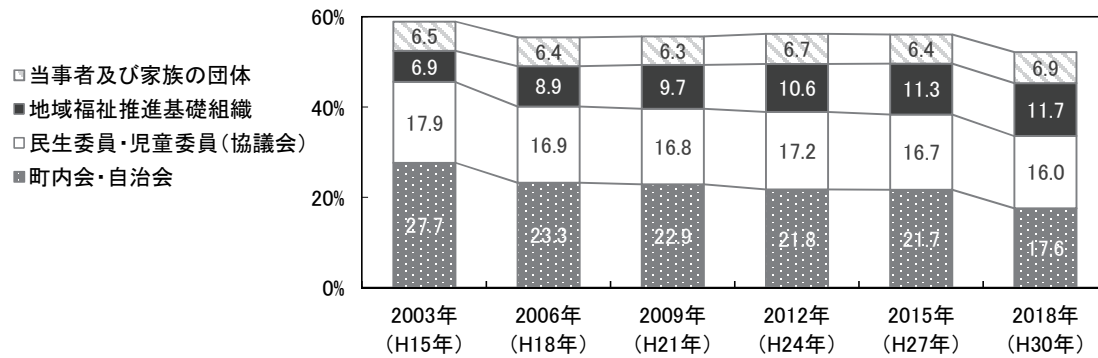


【図表11】評議員の現員数(その他を除く上位4団体)＜経年比較＞

	2003年 (H15年)	2006年 (H18年)	2009年 (H21年)	2012年 (H24年)	2015年 (H27年)	2018年 (H30年)
町内会・自治会	27.7	23.3	22.9	21.8	21.7	17.6
民生委員・児童委員(協議会)	17.9	16.9	16.8	17.2	16.7	16.0
地域福祉推進基礎組織	6.9	8.9	9.7	10.6	11.3	11.7
当事者及び家族の団体	6.5	6.4	6.3	6.7	6.4	6.9

単位: %

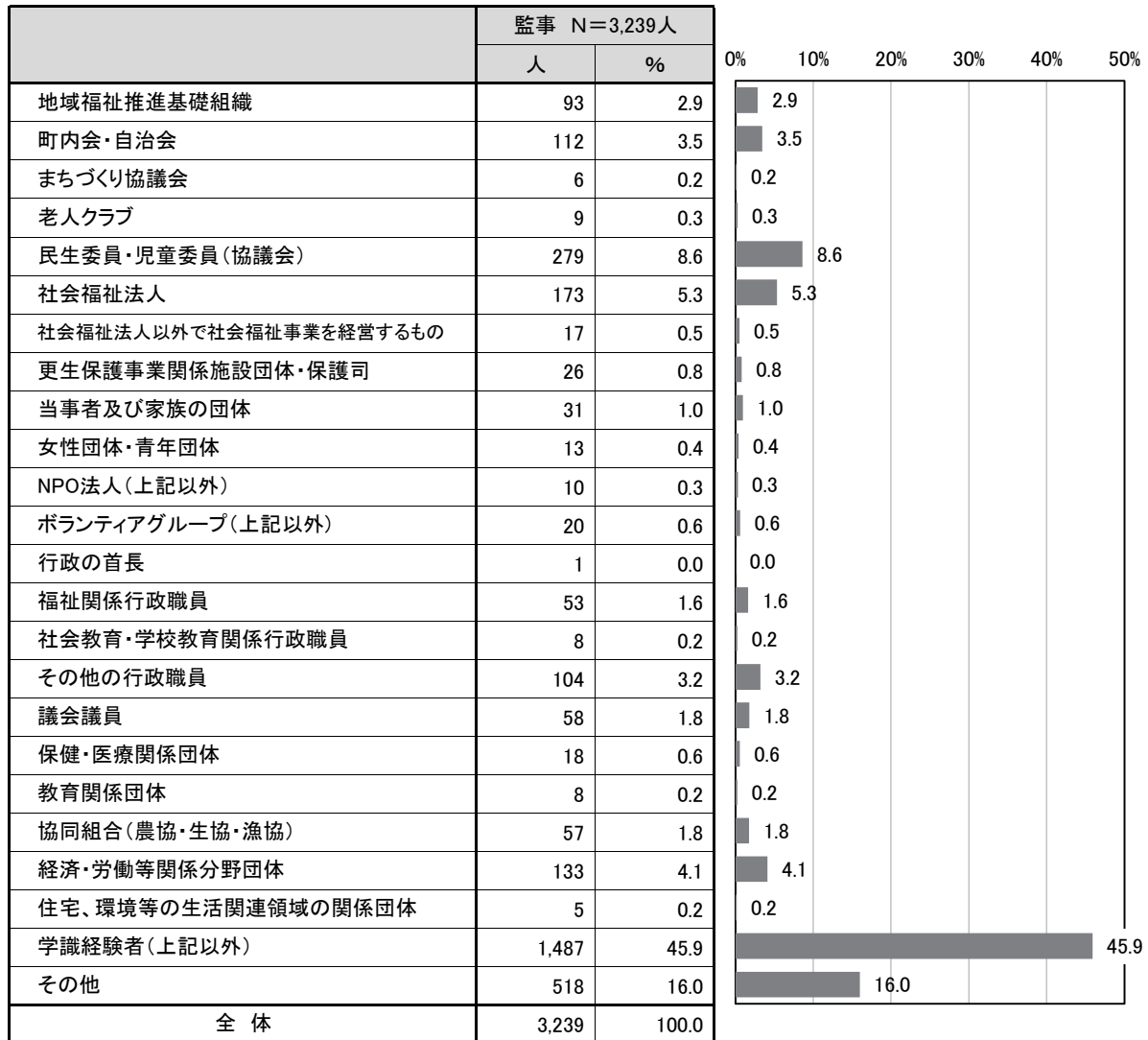
※2018年(H30年)の評議員数=31,625人



④ -1 監事の現員数

- 監事(3,239人)の主な出身団体は、「学識経験者(上記以外)」45.9%が最も多い。
以下、「民生委員・児童委員(協議会)」8.6%、「社会福祉法人」5.3%、「経済・労働等関係分野団体」4.1%となっている。

【図表12】監事の現員数



<その他 主な記載の抜粋>

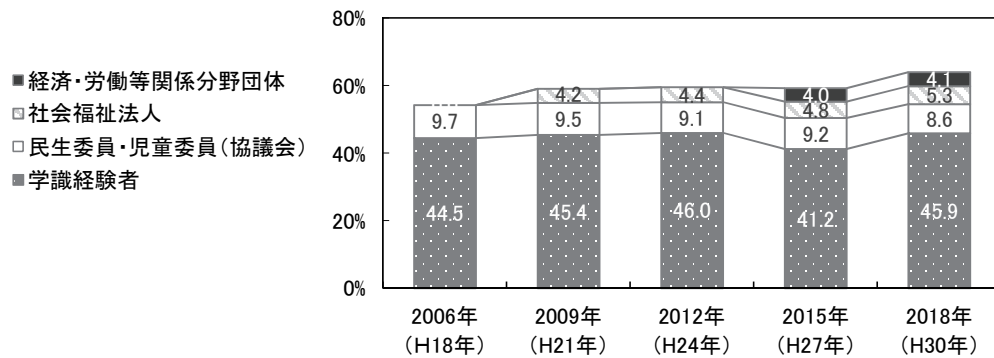
- ・税理士会
- ・財務諸表等を監査しうる者
- ・元行政職員
- ・社会福祉事業について識見を有する者
- ・行政の監査委員
- ・金融機関
- ・公認会計士／会計事務所
- ・会計／経理事務経験者
- ・一般法人経営者／役員
- ・元社協役員／職員
- ・一般住民代表
- ・司法書士／弁護士
- ・元JA職員

【図表13】監事の現員数(その他を除く上位4団体)＜経年比較＞

	2006年 (H18年)	2009年 (H21年)	2012年 (H24年)	2015年 (H27年)	2018年 (H30年)
学識経験者	44.5	45.4	46.0	41.2	45.9
民生委員・児童委員(協議会)	9.7	9.5	9.1	9.2	8.6
社会福祉法人	—	4.2	4.4	4.8	5.3
経済・労働等関係分野団体	—	—	—	4.0	4.1

単位: %

※2018年(H30年)の監事数=3,239人

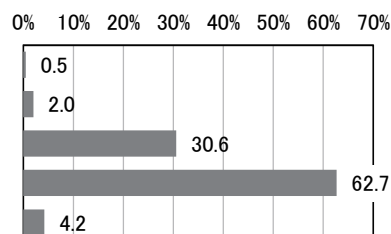


④ -2-(1) 社会福祉事業に識見を有する監事の資格等

- 社会福祉事業に識見を有する監事がいる社協における資格等の状況は、「その他」を除くと「福祉施設・団体・企業等の経理事務経験者」30.6%が最も多い。

【図表14】社会福祉事業に識見を有する監事の資格等

	人	%
公認会計士	7	0.5
税理士	30	2.0
福祉施設・団体・企業等の経理事務経験者	463	30.6
その他	948	62.7
無回答	64	4.2
全 体	1,512	100.0

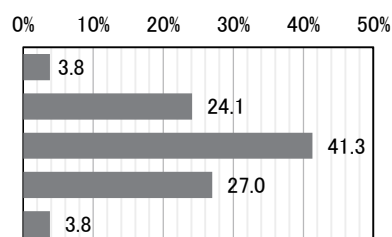


④ -2-(2) 財務管理に識見を有する監事の資格等

- 財務管理に識見を有する監事がいる社協における資格等の状況は、「その他」を除くと「福祉施設・団体・企業等の経理事務経験者」41.3%が最も多く、「税理士」24.1%がこれに次ぐ。

【図表15】財務管理に識見を有する監事の資格等

	人	%
公認会計士	58	3.8
税理士	364	24.1
福祉施設・団体・企業等の経理事務経験者	624	41.3
その他	408	27.0
無回答	58	3.8
全 体	1,512	100.0

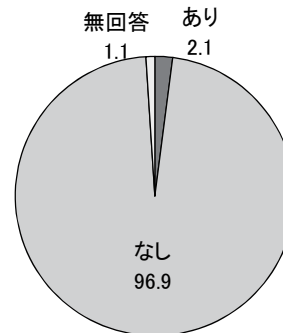


⑤ 会計監査人の設置

○ 会計監査人を設置している社協は2.1% (31社協) である。

【図表16】会計監査人の設置の有無

	社協数	%
あり	31	2.1
なし	1,465	96.9
無回答	16	1.1
全 体	1,512	100.0

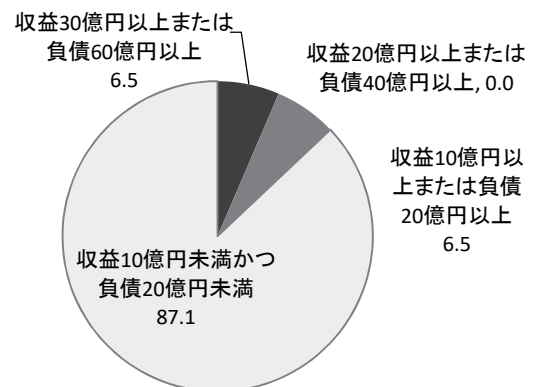


⑤ -1 法人の事業規模

○ 会計監査人を設置している31社協の事業規模は、87.1% (27社協) が「収益10億円未満かつ負債20億円未満」であった。

【図表17】法人の事業規模

	社協数	%
収益30億円以上または負債60億円以上	2	6.5
収益20億円以上または負債40億円以上	0	0.0
収益10億円以上または負債20億円以上	2	6.5
収益10億円未満かつ負債20億円未満	27	87.1
全 体	31	100.0



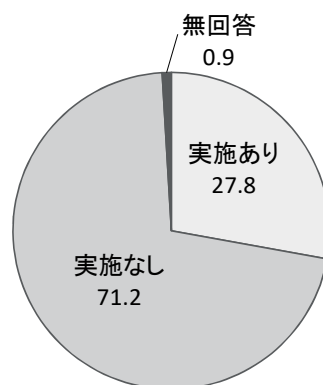
⑥ 外部監査の実施の有無

○ 外部監査を実施している社協は27.8%(421社協)である。

【図表18】外部監査の実施の有無

	社協数	%
実施あり	421	27.8
実施なし	1,077	71.2
無回答	14	0.9
全 体	1,512	100.0

※外部監査:財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関して外部の専門家の指導・助言を受けること
(監事による監査とは別のもの)

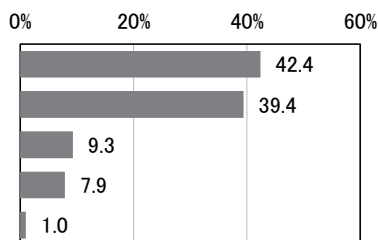


⑦ 事務局長の前職(所属)

○ 事務局長の前職(所属)は、「行政OB」が最も多く42.4%、次いで「社協職員」が39.4%である。「事務局長は行政職と兼務である」は9.3%となっている。

【図表19】事務局長の前職(所属)

	社協数	%
行政(OB)	641	42.4
社協職員	596	39.4
事務局長は行政職と兼務である	140	9.3
その他	120	7.9
無回答	15	1.0
全 体	1,512	100.0



<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 行政からの出向者
- ・ 一般企業職員
- ・ 社会福祉法人
- ・ JA職員／JA関連職員
- ・ 福祉施設職員
- ・ 教員／教職員
- ・ 金融機関職員
- ・ 団体職員
- ・ 医療・福祉従事者
- ・ 一般財団法人職員
- ・ 介護関連職員

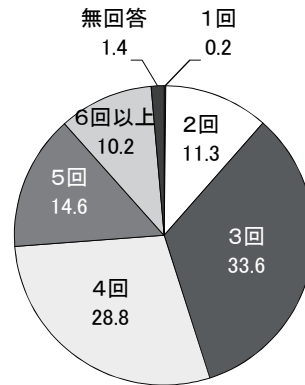
3 理事会・評議員会の開催状況

① 理事会の開催状況

○ 理事会の実施回数は、「3回」が最も多く33.6%、次いで「4回」28.8%、「5回」14.6%となっている。

【図表20】理事会の開催状況(H30年度の年間実施回数)

	社協数	%
1 回	3	0.2
2 回	171	11.3
3 回	508	33.6
4 回	435	28.8
5 回	220	14.6
6 回	89	5.9
7 回	29	1.9
8 回	15	1.0
9 回	8	0.5
10 回	6	0.4
11 回	3	0.2
12 回	4	0.3
無回答	21	1.4
全 体	1,512	100.0

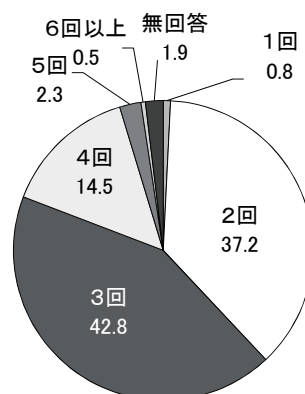


② 評議員会の開催状況

○ 評議員会の実施回数は、「3回」が最も多く42.8%、次いで「2回」37.2%、「4回」14.5%となっている。

【図表21】評議員会の開催状況(H30年度の年間実施回数)

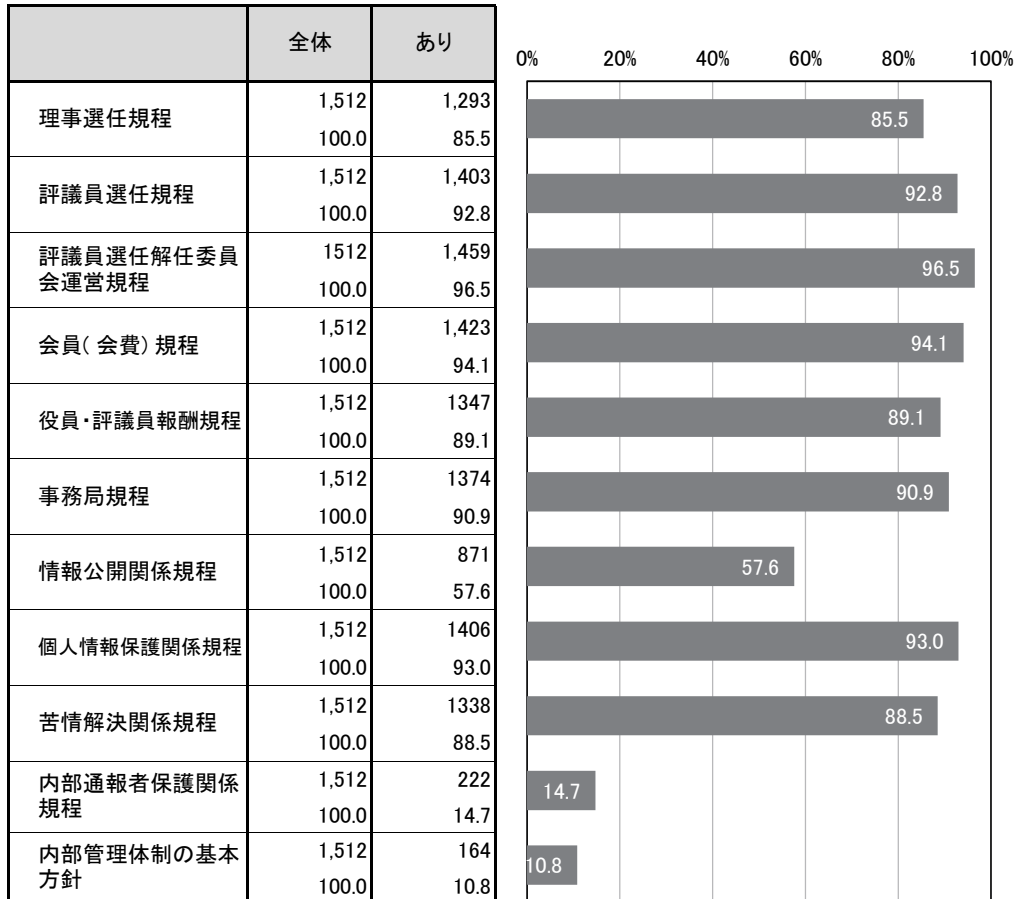
	社協数	%
1 回	12	0.8
2 回	563	37.2
3 回	647	42.8
4 回	219	14.5
5 回	35	2.3
6 回	4	0.3
7 回	2	0.1
8 回	0	0.0
9 回	1	0.1
無回答	29	1.9
全 体	1,512	100.0



4 諸規程等の整備状況

- 社協が整備している諸規程のうち整備率が高いものは、「評議員選任解任委員会運営規程」96.5%、「会員(会費)規程」94.1%、「個人情報保護関係規程」93.0%、「評議員選任規程」92.8%、「事務局規程」90.9%等で、9割以上の社協が整備している。これに対し、整備率が低いものは、「内部管理体制の基本方針」(10.8%)、「内部通報者保護関係規程」(14.7%)である。

【図表22】諸規程等の整備状況



上段:社協数、下段:%

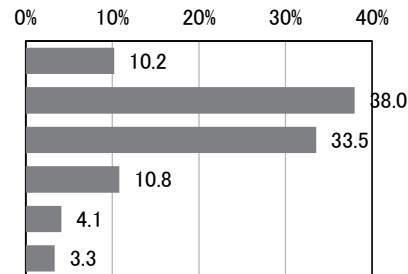
5 役員報酬額

① 会長の報酬総額（平成30年度）

- 会長の報酬として回答のあった927 社協の平均額は41万1,995円である。
「10万円以上50万円未満」が最も多く38.0%、次いで「50万円以上100万円未満」33.5%となっている。

【図表23】会長の報酬総額（H30年度）

	社協数	%
10万円未満	95	10.2
10万以上50万未満	352	38.0
50万以上100万未満	311	33.5
100万以上150万未満	100	10.8
150万以上200万未満	38	4.1
200万以上	31	3.3
全 体	927	100.0



※交通費は除く。調整手当を含む。税引き前の金額

※年度途中まであるいは途中からの場合、実際に支給した合計額

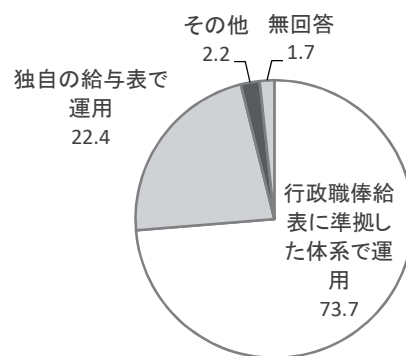
6 職員の給与・資格

① 正規職員の給与表について

- 正規職員の給与については「行政職俸給表に準拠した体系で運用」73.7%が最も多く、次いで「独自の給与表で運用」22.4%となっている。

【図表24】職員の給与・資格

	社協数	%
行政職俸給表に準拠した体系で運用	1,114	73.7
独自の給与表で運用	339	22.4
その他	34	2.2
無回答	25	1.7
全 体	1,512	100.0

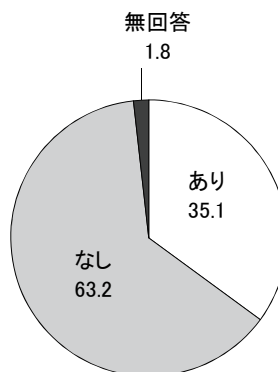


② 正規職員の職種別の給与表の有無

○ 正規職員の職種別の給与表の有無について、「あり」が35.1%、「なし」が63.2%となっている。

【図表25】正規職員の職種別給与表の有無

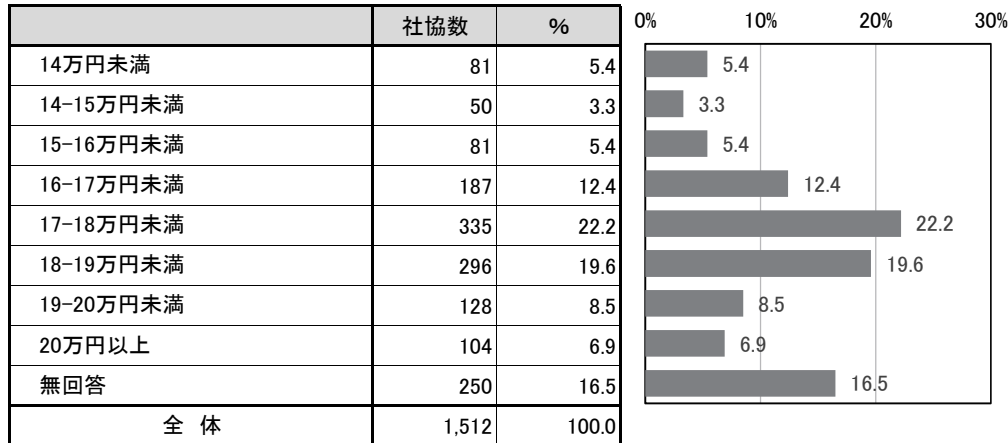
	社協数	%
あり	530	35.1
なし	955	63.2
無回答	27	1.8
全 体	1,512	100.0



③ 正規職員の具体的な初任給の額

- 正規職員の初任給の額(月額)は、「17-18万円未満」22.2%が最も多く、次いで「18-19万円未満」19.6%、「16-17万円未満」12.4%となっている。
18万円未満が全体のほぼ半数(48.7%)を占めている。平均額は、169,894円となっている。

【図表26】正規職員の具体的な初任給の額(H30年度実績)

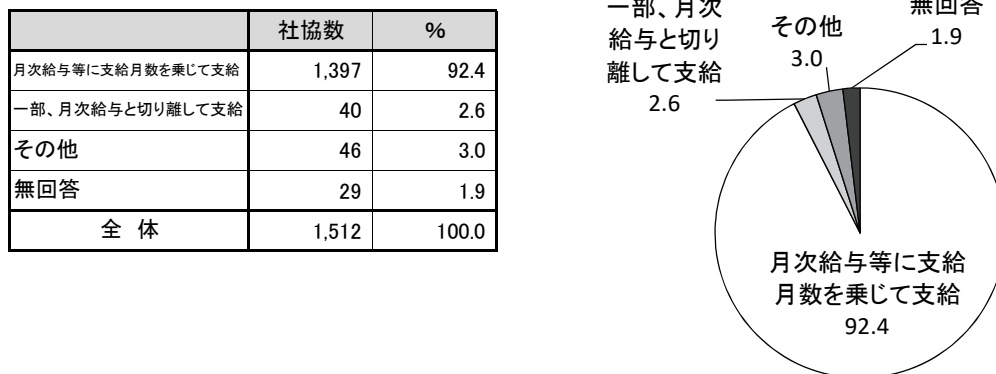


※4年制大学卒、本俸及び調整手当を含む。賞与は含まない
職種別給与表がある場合は事務職の初任給の額

④ 賞与について

- 賞与の支給に関しては、「月次給与等に支給月数を乗じて支給」92.4%が圧倒的に多い。

【図表27】賞与(H30年度実績)



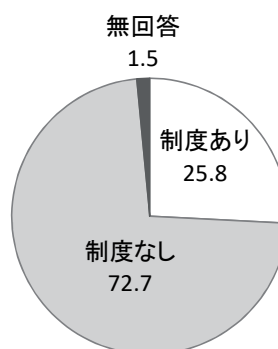
⑤ 人事考課制度導入の有無

○ 人事考課制度導入の有無について、「制度あり」25.8%、「制度なし」72.7%となっている。

【図表28】人事考課制度について

	社協数	%
制度あり	390	25.8
制度なし	1,099	72.7
無回答	23	1.5
全 体	1,512	100.0

※職員の育成と協力開発、適正配置・有効活用、公正処遇(昇進・昇格、給与処遇)のいずれかまたは全部を目的に職員を評価する制度を法人として取り組んでいる場合(給与査定に直結しない場合も含む)は「あり」

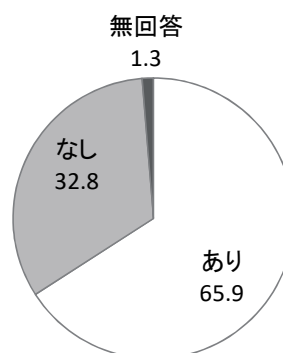


⑤ -1 フィードバック面接の有無

○ 人事考課制度に関連する「フィードバック面接」が「あり」は65.9%、「なし」は32.8%となっている。

▶【図表29】フィードバック面接の有無

	社協数	%
あり	257	65.9
なし	128	32.8
無回答	5	1.3
全 体	390	100.0

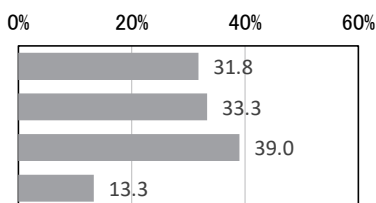


⑤ -2 結果の反映状況

○ 人事考課制度の結果について、「昇進・昇格(降職・降格)に反映」が39.0%と最も多く、次いで「賞与に反映」33.3%、「給与に反映」31.8%となっている。

▶【図表30】結果の反映状況

	社協数	%
給与に反映	124	31.8
賞与に反映	130	33.3
昇進・昇格(降職・降格)に反映	152	39.0
無回答	52	13.3
全 体	390	100.0

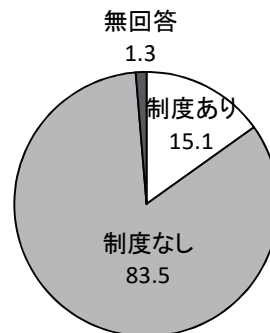


⑥ 目標管理制度について

○ 目標管理制度の有無について、「制度あり」15.1%、「制度なし」83.5%となっている。

【図表31】目標管理制度について

	社協数	%
制度あり	229	15.1
制度なし	1,263	83.5
無回答	20	1.3
全 体	1,512	100.0

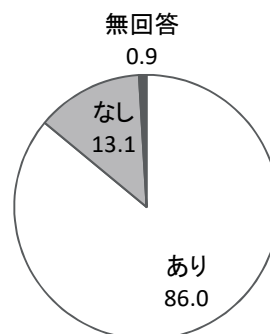


⑥ -1 フィードバック面接の有無

○ 目標管理制度に際して、フィードバック面接は「あり」86.0%、「なし」13.1%となっている。

→ 【図表32】フィードバック面接の有無

	社協数	%
あり	197	86.0
なし	30	13.1
無回答	2	0.9
全 体	229	100.0

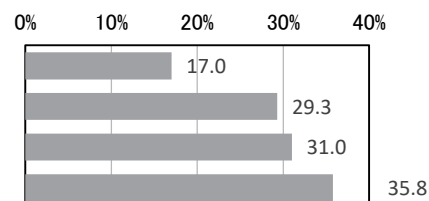


⑥ -2 結果の反映状況

○ 目標管理制度の結果については、「昇進・昇格(降職・降格)に反映」が31.0%と最も多く、次いで「賞与に反映」29.3%、「給与に反映」17.0%と続く。

→ 【図表33】面接結果の反映状況

	社協数	%
給与に反映	39	17.0
賞与に反映	67	29.3
昇進・昇格(降職・降格)に反映	71	31.0
無回答	82	35.8
全 体	229	100.0

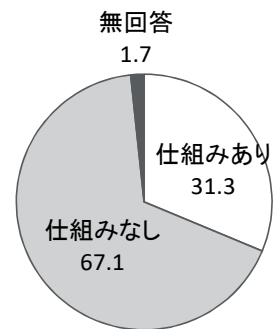


⑦ キャリアパスについて

○ キャリアパスについては、「仕組みあり」が31.3%、「仕組みなし」が67.1%となっている。

【図表34】キャリアパスについて

	社協数	%
仕組みあり	473	31.3
仕組みなし	1,014	67.1
無回答	25	1.7
全 体	1,512	100.0

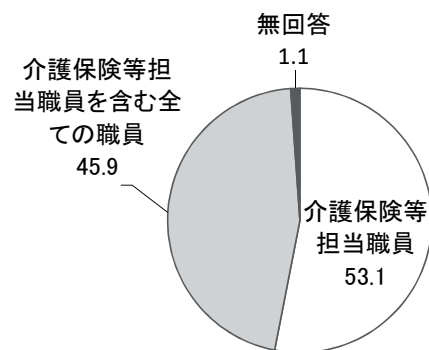


⑦ -1 キャリアパスの対象職員

○ キャリアパスの対象職員は、「介護保険等担当職員」が53.1%、「介護保険等担当職員を含む全ての職員」が45.9%となっている。

→ 【図表35】キャリアパスの対象職員

	社協数	%
介護保険等担当職員	251	53.1
介護保険等担当職員を含む全ての職員	217	45.9
無回答	5	1.1
全 体	473	100.0

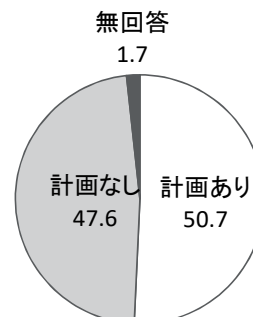


⑧ 職員研修計画／2018年度実績

○ 職員研修計画について、「計画あり」50.7%、「計画なし」47.6%となっている。

【図表36】職員研修計画／2018年度実績

	社協数	%
計画あり	766	50.7
計画なし	720	47.6
無回答	26	1.7
全 体	1,512	100.0



7 社協会員・財源等

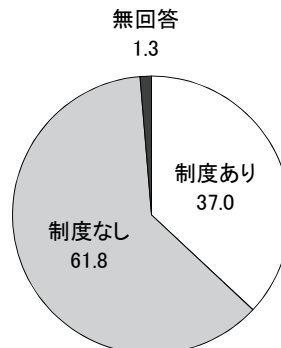
① 構成員組織(団体)会員制度

- 構成員組織(団体)会員制度に関して「制度あり」と回答した社協は37.0%(559社協)である。
 参画している主な組織(団体)は、「社会福祉法人」64.4%、「民生委員・児童委員(協議会)」59.6%、「老人クラブ」56.9%、「町内会・自治会」53.5%などである。

【図表37】構成員組織(団体)会員制度の有無

	社協数	%
制度あり	559	37.0
制度なし	934	61.8
無回答	19	1.3
全 体	1,512	100.0

※社協組織の会員(構成員)として社協組織への参画等の
 権利義務が明確になっているもの



① -1 構成員組織(団体)会員制度

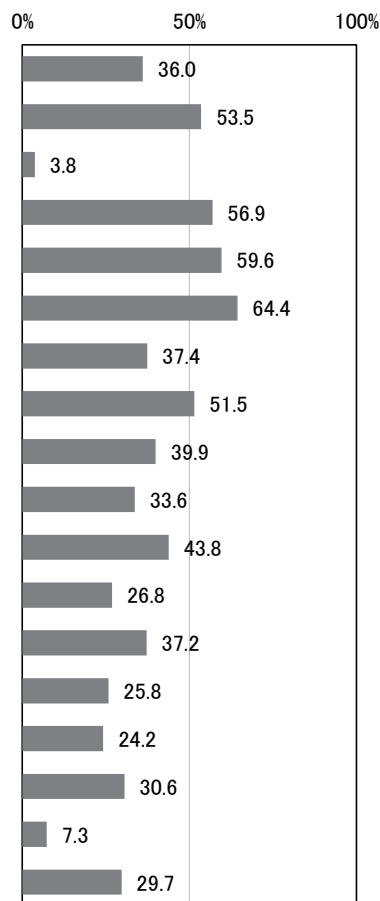
【図表38】構成員組織(団体)会員制度の内訳

	全体	あり
地域福祉推進基礎組織	559	201
	100.0	36.0
町内会・自治会	559	299
	100.0	53.5
まちづくり協議会	559	21
	100.0	3.8
老人クラブ	559	318
	100.0	56.9
民生委員・児童委員(協議会)	559	333
	100.0	59.6
社会福祉法人	559	360
	100.0	64.4
社会福祉法人以外で社会福祉事業を営む者	559	209
	100.0	37.4
当事者及び家族の団体	559	288
	100.0	51.5
女性団体・青年団体	559	223
	100.0	39.9
NPO法人(上記以外)	559	188
	100.0	33.6
ボランティアグループ(上記以外)	559	245
	100.0	43.8
行政	559	150
	100.0	26.8
保健・医療関係団体	559	208
	100.0	37.2
教育関係団体	559	144
	100.0	25.8
協同組合(農協・生協・漁協)	559	135
	100.0	24.2
経済・労働等関係分野団体	559	171
	100.0	30.6
住宅・環境等の生活関連領域の関係団体	559	41
	100.0	7.3
その他	559	166
	100.0	29.7

上段: 社協数、下段: %

<その他 主な記載の抜粋>

- ・一般企業・会社・事業所
- ・子ども関係団体
- ・社会福祉関係団体等
- ・保護司会
- ・医師会・医療関係団体
- ・学識経験者

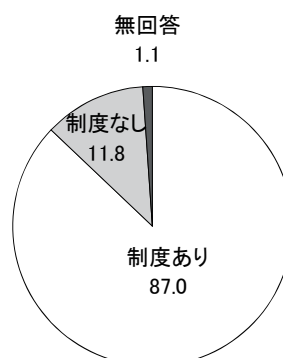


② 住民会員制度(全住民を呼びかけ対象とするもの)

○ 全住民を呼びかけ対象としている住民会員制度が「ある」社協は、87.0%である。

【図表39】住民会員制度の有無

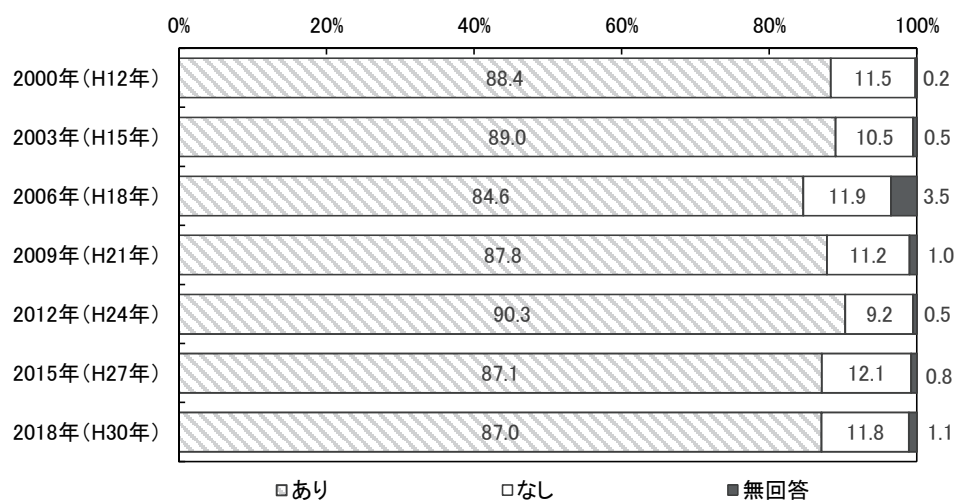
	社協数	%
制度あり	1,316	87.0
制度なし	179	11.8
無回答	17	1.1
全 体	1,512	100.0



【図表40】住民会員制度＜経年比較＞

	全 体	あり	なし	無回答
2000年(H12)	3,368 100.0	2,976 88.4	386 11.5	6 0.2
2003年(H15)	3,330 100.0	2,965 89.0	350 10.5	15 0.5
2006年(H18)	1,674 100.0	1,416 84.6	200 11.9	58 3.5
2009年(H21)	1,707 100.0	1,499 87.8	191 11.2	17 1.0
2012年(H24)	1,324 100.0	1,195 90.3	122 9.2	7 0.5
2015年(H27)	1,457 100.0	1,269 87.1	176 12.1	12 0.8
2018年(H30)	1,512 100.0	1,316 87.0	179 11.8	17 1.1

上段：社協数、下段：%



② -1 住民会員の会費額(1口・年額)

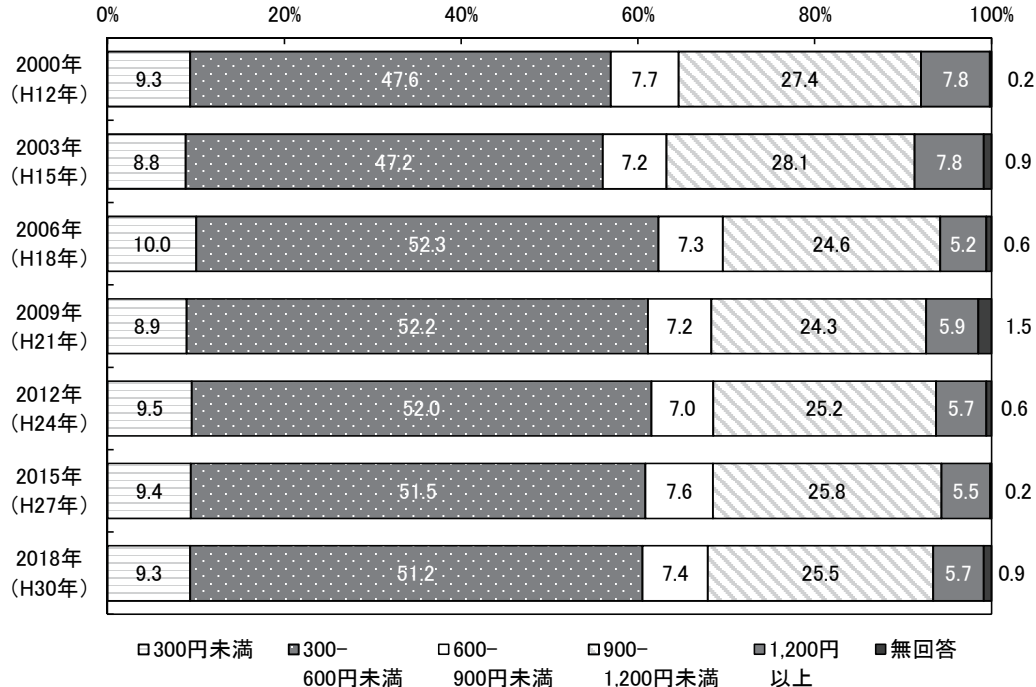
○ 住民会員の会費額は、「300-600円未満」が最も多く51.2%で過半数を占める。次いで「900-1,200円未満」が25.5%となっている。

【図表41】住民会員制度の会費額(1口・年額)＜経年比較＞

	全 体	300円未満	300- 600円未満	600- 900円未満	900- 1,200円未 満	1,200円 以上	無回答
2000年 (H12年)	2,976 100.0	276 9.3	1,418 47.6	229 7.7	815 27.4	231 7.8	7 0.2
2003年 (H15年)	2,965 100.0	261 8.8	1,399 47.2	212 7.2	833 28.1	232 7.8	28 0.9
2006年 (H18年)	1,416 100.0	142 10.0	741 52.3	103 7.3	348 24.6	74 5.2	8 0.6
2009年 (H21年)	1,499 100.0	133 8.9	783 52.2	108 7.2	365 24.3	88 5.9	22 1.5
2012年 (H24年)	1,195 100.0	113 9.5	622 52.0	84 7.0	301 25.2	68 5.7	7 0.6
2015年 (H27年)	1,269 100.0	119 9.4	653 51.5	97 7.6	328 25.8	70 5.5	2 0.2
2018年 (H30年)	1,316 100.0	122 9.3	674 51.2	98 7.4	335 25.5	75 5.7	12 0.9

上段:社協数、下段:%

※合併等で統一されていない場合、納入口の数が最も多い額

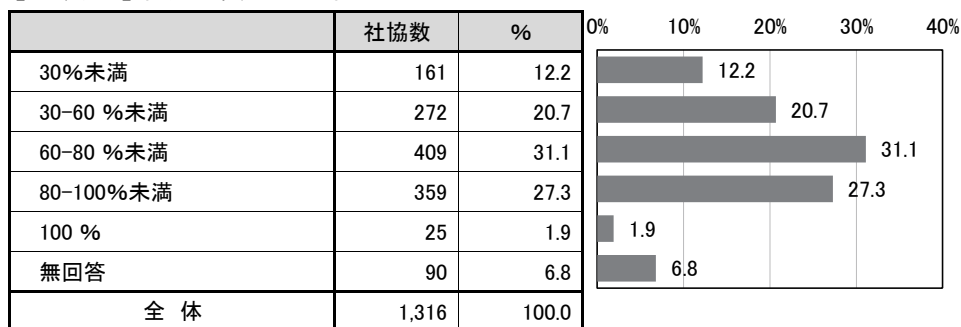


* 住民会員制度＝「あり」の回答社協 n=1,316

② -2 住民会員の加入率

- 住民会員の加入率は、「60-80%未満」が最も多く31.1%、次いで「80-100%未満」27.3%、「30-60%未満」20.7%などとなっている。

【図表42】住民会員の加入率

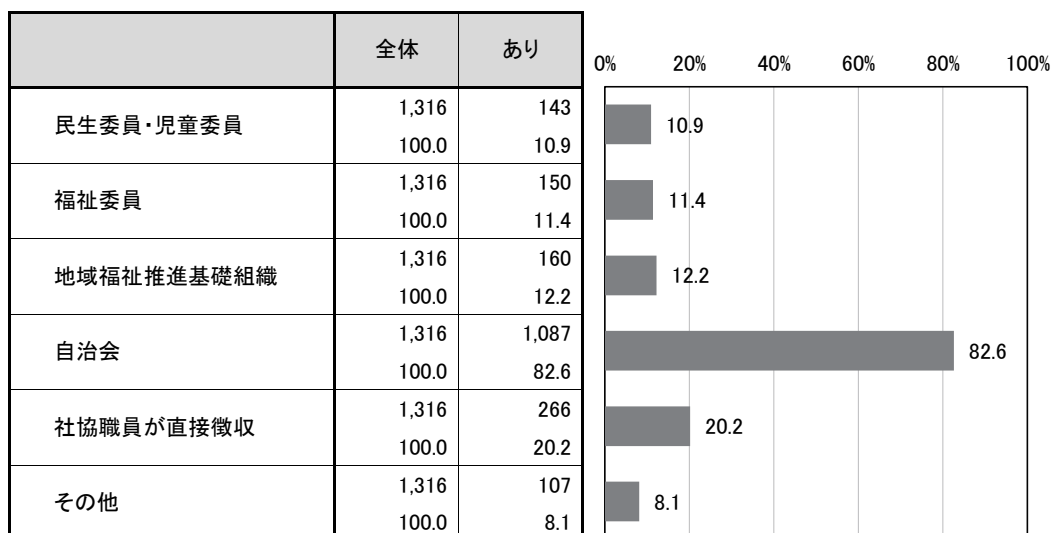


※(住民会員世帯数／全世帯数)または(住民会員数／対象者である住民数)

② -3 住民会員の募集及び会費の受領について依頼している組織 ※複数回答

- 住民会員の募集及び会費の受領方法としては、「自治会」を通じて集めている社協が最も多く、82.6%を占めている。「社協職員が直接徴収」している社協は、20.2%となっている。

【図表43】住民会員の募集及び会費の受領について依頼している組織(複数回答)



上段: 社協数、下段: %

<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 行政職員
- ・ 会社企業
- ・ 理事・評議員・推進員等
- ・ 口座振込・振替
- ・ 福祉関係団体
- ・ 社協協力員
- ・ 窓口受領
- ・ 地域づくり組織
- ・ 老人クラブ
- ・ 赤十字奉仕団
- ・ 教育関係組織

③ 賛助会員制度の有無

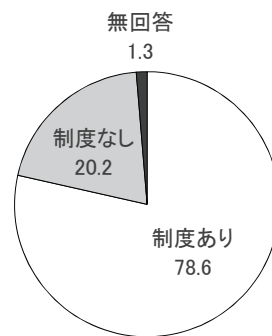
○ 賛助会員制度が「あり」と回答した社協は、78.6%である。

【図表44】賛助会員制度の有無

	社協数	%
制度あり	1,188	78.6
制度なし	305	20.2
無回答	19	1.3
全 体	1,512	100.0

※個人・団体いずれでも

※制度があれば、実績がなくても「あり」

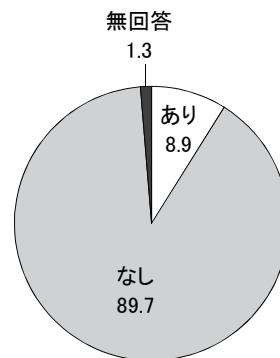


④ 社協が運営するボランティア基金(500万円以上)で税制上優遇されているもの

○ 社協が運営するボランティア基金(500万円以上)で税制上優遇されているものが「あり」と回答した社協は、8.9%である。

【図表45】税制上優遇されているボランティア基金の有無

	社協数	%
あり	135	8.9
なし	1,357	89.7
無回答	20	1.3
全 体	1,512	100.0



④-1 税制上優遇されているボランティア基金の現在額

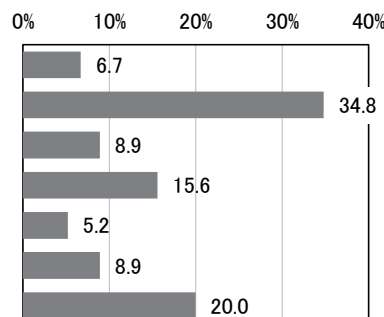
○ 税制上優遇されているボランティア基金の平均額は1億2279.4万円である。

「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く34.8%、次いで「1億円以上2億円未満」15.6%となっている。

▶ 【図表46】税制上優遇されているボランティア基金の現在額

	社協数	%
500万円以上1,000万円未満	9	6.7
1,000万円以上5,000万円未満	47	34.8
5,000万円以上1億円未満	12	8.9
1億円以上2億円未満	21	15.6
2億円以上3億円未満	7	5.2
3億円以上	12	8.9
無回答	27	20.0
全 体	135	100.0

※千円以下切り捨て

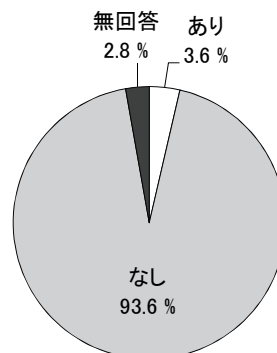


⑤ 社協が運営するボランティア基金(500万円以上)で税制上優遇されていないもの

- 社協が運営するボランティア基金(500万円以上)で税制上優遇されていないものが「あり」と回答した社協は、3.6%である。

【図表47】税制上優遇されていないボランティア基金の有無

	社協数	%
あり	54	3.6
なし	1,415	93.6
無回答	43	2.8
全 体	1,512	100.0

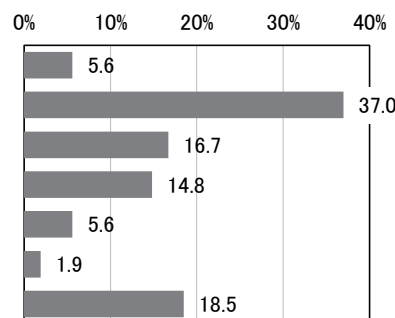


⑤ -1 税制上優遇されていないボランティア基金の現在額

- 税制上優遇されていないボランティア基金の平均額は1億9791万円である。
「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く37.0%、次いで「5,000万以上1億円未満」16.7%、「1億円以上2億円未満」14.8%の順となっている。

→【図表48】税制上優遇されていないボランティア基金の現在額

	社協数	%
500万円以上1,000万円未満	3	5.6
1,000万円以上5,000万円未満	20	37.0
5,000万円以上 1億円未満	9	16.7
1億円以上2億円未満	8	14.8
2億円以上3億円未満	3	5.6
3億円以上	1	1.9
無回答	10	18.5
全 体	54	100.0



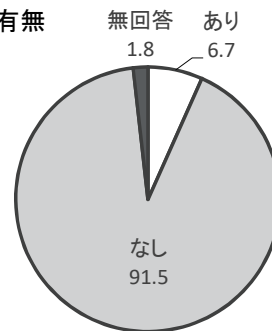
※千円以下切り捨て

⑥ 地方交付税に基づく地域福祉基金(500万円以上のもの)の有無

- 社協が運営するボランティア基金(500万円以上のもの)で税制上優遇されていないものが「あり」と回答した社協は6.7%(101社協)である。

【図表49】地方交付税に基づく地域福祉基金(500万円以上)の有無

	社協数	%
あり	101	6.7
なし	1,384	91.5
無回答	27	1.8
全 体	1,512	100.0

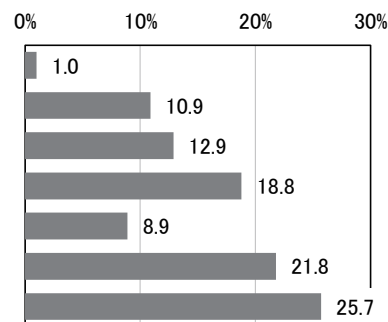


⑥ -1 地方交付税に基づく地域福祉基金の現在額

- ▶ ○ 地方交付税に基づく地域福祉基金が「あり」と回答した社協のうち、「3億円以上」21.8%が最も多く、次いで「1億円以上2億円未満」18.8%、「5,000万円以上1億円未満」12.9%の順となっている。

【図表50】地方交付税に基づく地域福祉基金の現在額

	社協数	%
500万円以上1,000万円未満	1	1.0
1,000万円以上5,000万円未満	11	10.9
5,000万円以上 1億円未満	13	12.9
1億円以上2億円未満	19	18.8
2億円以上3億円未満	9	8.9
3億円以上	22	21.8
無回答	26	25.7
全 体	101	100.0



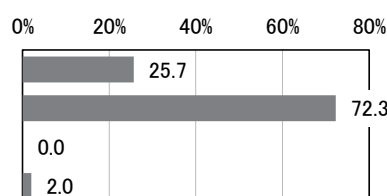
※千円以下切り捨て

⑥ -2 地方交付税に基づく地域福祉基金(500万円以上)の運営主体

- 地方交付税に基づく地域福祉基金(500万円以上)がある社協(101社協)の運営主体の内訳は、「行政」25.7%、「社協」72.3%となっている。

【図表51】地方交付税に基づく地域福祉基金の運営主体

	社協数	%
行政	26	25.7
社協	73	72.3
その他	0	0.0
無回答	2	2.0
全 体	101	100.0



⑦ 社協が設置運営している独自の基金(500万円以上)(④～⑥以外)

1: 地域福祉の推進のための基金

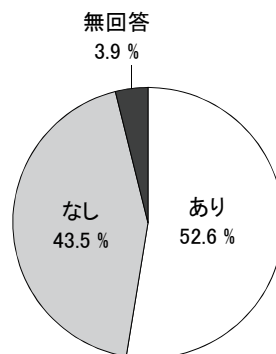
(1) 地域福祉の推進基金の有無

○「地域福祉の推進」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)が「あり」と回答している社協は52.6%である。

【図表52】(独自基金)地域福祉の推進基金の有無

	社協数	%
あり	796	52.6
なし	657	43.5
無回答	59	3.9
全 体	1,512	100.0

※ 地域福祉の推進を目的とする基金で、社協事業のための積立金やボランティア基金、地方交付税に基づく地域福祉基金は除く



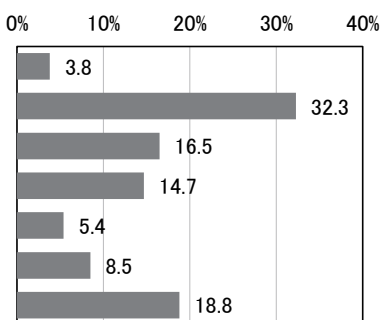
(2) 地域福祉の推進基金の現在額

○ 社協が設置運営している独自の「地域福祉の推進」のために基金の平均額は1億4832.1万円である。「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く32.3%、次いで「5,000万円以上1億円未満」16.5%、「1億円以上2億円未満」14.7%となっている。

【図表53】(独自基金)地域福祉の推進基金の現在額

	社協数	%
500万円以上1,000万円未満	30	3.8
1,000万円以上5,000万円未満	257	32.3
5,000万円以上 1億円未満	131	16.5
1億円以上2億円未満	117	14.7
2億円以上3億円未満	43	5.4
3億円以上	68	8.5
無回答	150	18.8
全 体	796	100.0

※千円以下切り捨て

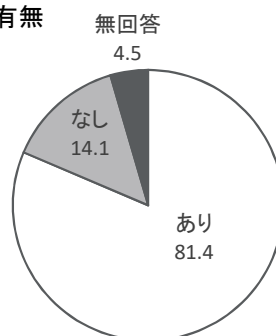


(3) 地域福祉の推進基金の運用規定の有無

○「地域福祉の推進」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)について、運用規定「あり」と回答している社協は81.4%である。

【図表54】(独自基金)地域福祉の推進基金 運用規定の有無

	社協数	%
あり	648	81.4
なし	112	14.1
無回答	36	4.5
全 体	796	100.0

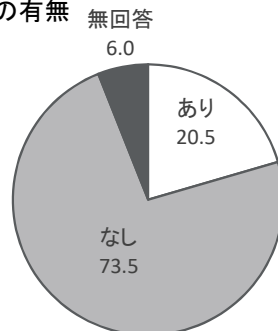


(4) 地域福祉の推進のための基金の運用委員会の有無

○「地域福祉の推進」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)について、運用委員会「あり」と回答している社協は20.5%である。

【図表55】(独自基金)地域福祉の推進基金 運用委員会の有無

	社協数	%
あり	163	20.5
なし	585	73.5
無回答	48	6.0
全 体	796	100.0



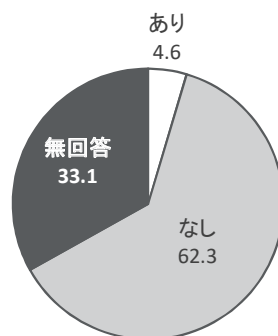
2: 高齢者支援のための基金

(1) 高齢者支援のための基金の有無

○「高齢者への支援」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)が「あり」と回答している社協は4.6%である。

【図表56】(独自基金)高齢者支援のための基金の有無

	社協数	%
あり	70	4.6
なし	942	62.3
無回答	500	33.1
全 体	1,512	100.0



※ 地域福祉の推進を目的とする基金で、社協事業のための積立金やボランティア基金、地方交付税に基づく地域福祉基金は除く

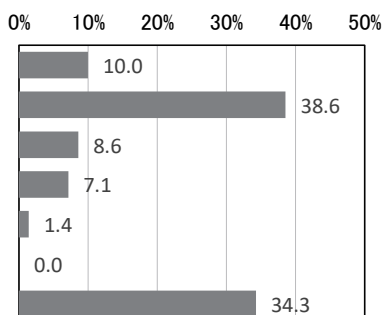
(2) 高齢者支援のための基金の現在額

○ 高齢者支援のための基金の平均額は4697.7万円である。

「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く38.6%、次いで「500万円以上1,000円未満」10.0%、「5,000万円以上1億円未満」8.6%となっている。

【図表57】(独自基金)高齢者支援のための基金の現在額

	社協数	%
500万円以上1,000万円未満	7	10.0
1,000万円以上5,000万円未満	27	38.6
5,000万円以上 1億円未満	6	8.6
1億円以上2億円未満	5	7.1
2億円以上3億円未満	1	1.4
3億円以上	0	0.0
無回答	24	34.3
全 体	70	100.0



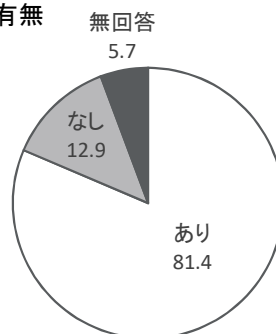
※千円以下切り捨て

(3) 高齢者支援のための基金の運用規定の有無

- 「高齢者への支援」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)について、運用規定「あり」と回答している社協は81.4%である。

▶【図表58】(独自基金)高齢者への支援基金 運用規定の有無

	社協数	%
あり	57	81.4
なし	9	12.9
無回答	4	5.7
全 体	70	100.0

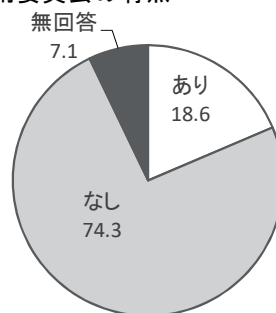


(4) 高齢者支援のための基金 運用委員会の有無

- 高齢者支援のための基金(500万円以上のもの)について、運用委員会「あり」と回答している社協は18.6%である。

▶【図表59】(独自基金)高齢者への支援のための基金 運用委員会の有無

	社協数	%
あり	13	18.6
なし	52	74.3
無回答	5	7.1
全 体	70	100.0



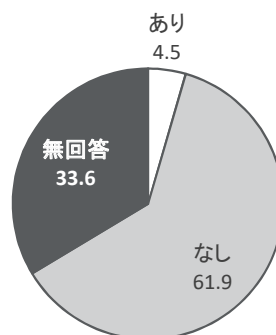
3: 子どもへの支援のための基金

(1) 子どもへの支援のための基金の有無

- 「子どもへの支援」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)が「あり」と回答している社協は4.5%である。

【図表60】(独自基金)子どもへの支援のための基金の有無

	社協数	%
あり	68	4.5
なし	936	61.9
無回答	508	33.6
全 体	1,512	100.0

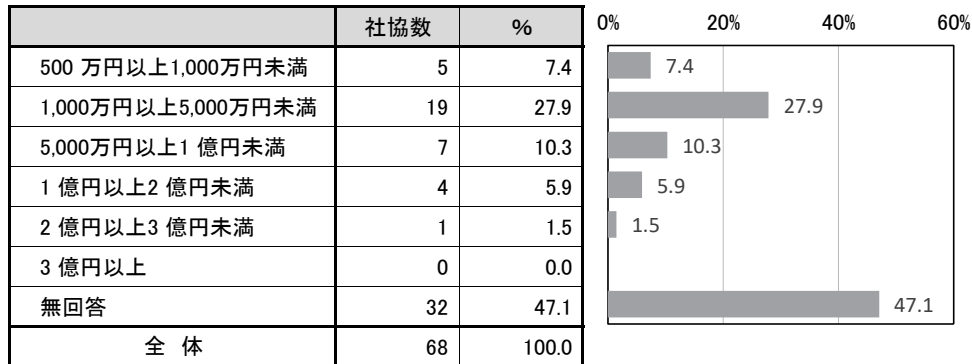


(2) 子どもへの支援のための基金の現在額

○「子どもへの支援」のための基金の平均額は4440.0万円である。

「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く27.9%、次いで「5,000万円以上1億円未満」10.3%、「500万円以上1,000円未満」7.4%となっている。

→【図表61】(独自基金)子どもへの支援のための基金の現在額

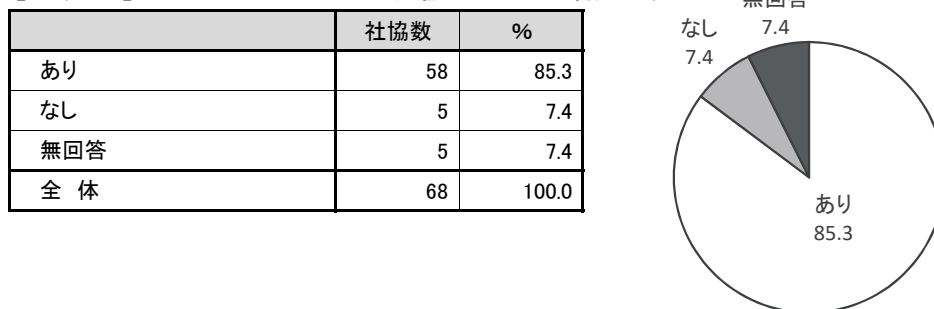


※千円以下切り捨て

(3) 子どもへの支援基金 運用規定の有無

○ 子どもへの支援のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)について、運用規定「あり」と回答している社協は85.3%である。

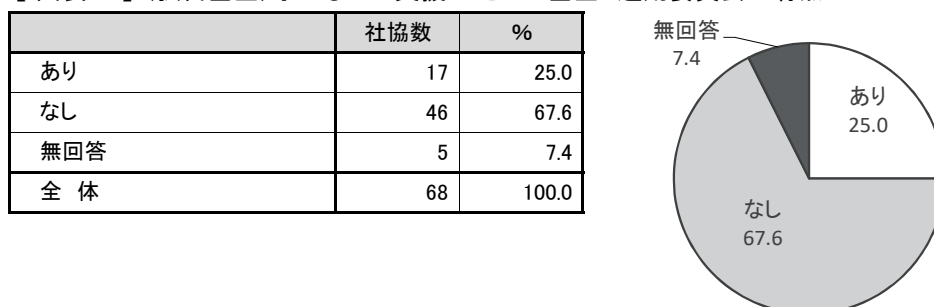
→【図表62】(独自基金)子どもへの支援基金 運用規定の有無



(4) 子どもへの支援基金 運用委員会の有無

○ 子どもへの支援のための基金(500万円以上のもの)について、運用委員会「あり」と回答している社協は25.0 %である。

→【図表63】(独自基金)子どもへの支援のための基金 運用委員会の有無



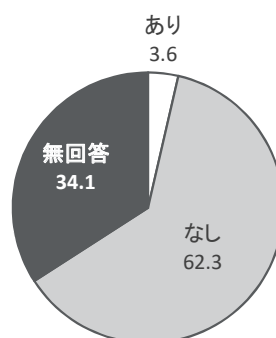
4: 障害者への支援のための基金

(1) 障害者への支援のための基金の有無

- 「障害者への支援」のために社協が設置運営している独自の基金(500万円以上のもの)が「あり」と回答している社協は3.6%である。

【図表64】(独自基金)障害者への支援のための基金の有無

	社協数	%
あり	55	3.6
なし	942	62.3
無回答	515	34.1
全 体	1,512	100.0

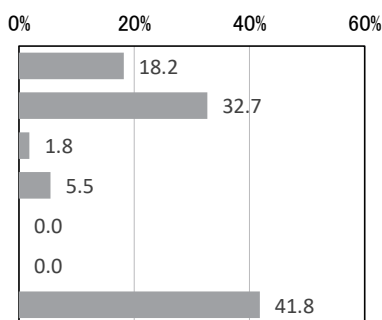


(2) 障害者への支援のための基金の現在額

- 障害者への支援のための基金の平均額は2869.2万円である。
「1,000万円以上5,000万円未満」が最も多く32.7%、次いで「500万円以上1,000万円未満」18.2%となっている。

▶【図表65】(独自基金)障害者への支援のための基金の現在額

	社協数	%
500 万円以上1,000万円未満	10	18.2
1,000万円以上5,000万円未満	18	32.7
5,000万円以上1 億円未満	1	1.8
1 億円以上2 億円未満	3	5.5
2 億円以上3 億円未満	0	0.0
3 億円以上	0	0.0
無回答	23	41.8
全 体	55	100.0



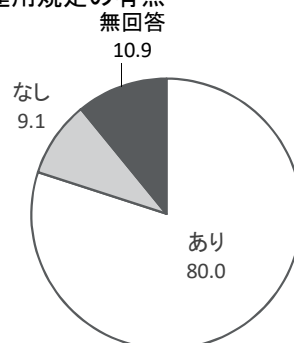
※千円以下切り捨て

(3) 障害者への支援のための基金 運用規定の有無

- 障害者への支援のための基金(500万円以上のもの)について、運用規定「あり」と回答している社協は80.0%である。

▶【図表66】(独自基金)障害者への支援のための基金 運用規定の有無

	社協数	%
あり	44	80.0
なし	5	9.1
無回答	6	10.9
全 体	55	100.0

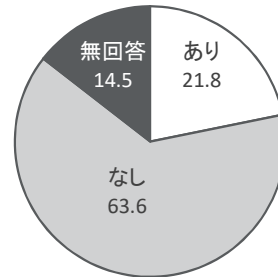


(4) 障害者への支援のための基金 運用委員会の有無

○ 障害者への支援のための基金(500万円以上)について、運用委員会「あり」と回答している社協は21.8%である。

【図表67】(独自基金)障害者への支援のための基金 運用委員会の有無

	社協数	%
あり	12	21.8
なし	35	63.6
無回答	8	14.5
全 体	55	100.0

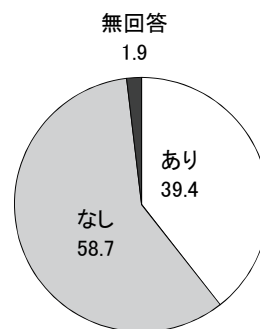


⑧ 社協の独自財源の確保の取り組み(平成30年度実績)

○ 社協の独自財源を確保するための取り組みが「あり」と回答しているのは39.4%であった。

【図表68】社協の独自財源の確保の取り組み

	社協数	%
あり	596	39.4
なし	887	58.7
無回答	29	1.9
全 体	1,512	100.0



<あり>

- ・会員会費収入
- ・自動販売機設置収入
- ・寄付金・募金・補助金
- ・チャリティ／バザー事業
- ・店舗・販売業務
- ・介護保険サービス事業
- ・マンパワー活用事業
- ・運送・経営等の事業収入
- ・賛助会員
- ・介護・福祉サービス報酬収入
- ・広告収入
- ・善意銀行
- ・資金運用
- ・福祉機器等、レンタル事業
- ・各種助成金など
- ・教育・研修事業
- ・資源回収
- ・イベント収入

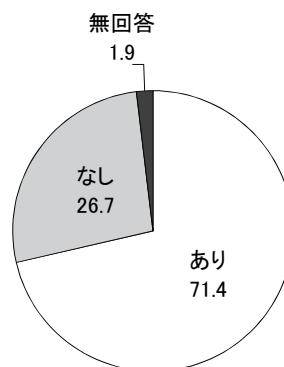
8 各種計画に関わる策定・参画状況

① 現在、期限が有効な地域福祉計画の有無

- 現在、期限が有効な地域福祉計画が策定されている市区町村は71.4%(1,079か所)である。
「ない」と回答した市区町村は26.7%(404か所)となっている。

【図表69】期限が有効な地域福祉計画の有無

	市区町村数	%
あり	1,079	71.4
なし	404	26.7
無回答	29	1.9
全 体	1,512	100.0



①-1 期限が有効な地域福祉計画の参画方法

- 「あり」と回答した市区町村社協の参画方法をみると、「役職員が策定委員として参画している」71.0%
「行政と合同事務局を設置して策定にあたっている」30.2%がこれに次ぐ。「地域福祉計画の策定作業を受託している」は1.2%であった。

▶ 【図表70】期限が有効な地域福祉計画の参画方法

	全 体	あり	
役職員が策定委員として参画している	1079 100.0	766 71.0	71.0
行政と合同事務局を設置して策定にあたっている	1079 100.0	326 30.2	30.2
地域福祉計画の策定作業を受託している	1079 100.0	13 1.2	1.2

上段：社協数、下段：%

①-2 今後の地域福祉計画策定の予定

- 「なし」と回答した市区町村の今後の策定予定をみると、「現在計画を策定している」市区町村は8.2%(33か所)、「計画策定を予定している」市区町村は25.0%(101か所)となっており、33.2%が地域福祉計画を策定する見込みである。

▶ 【図表71】今後の地域福祉計画策定の予定

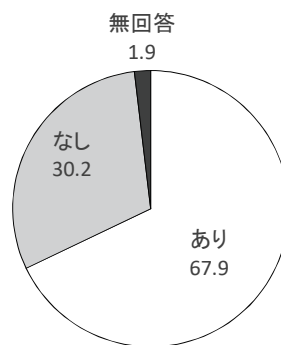
	市区町村数	%	
現在計画を策定している	33 8.2	8.2	8.2
計画策定を予定している	101 25.0	25.0	25.0
予定していない	237 58.7	58.7	58.7
無回答	33 8.2	8.2	8.2
全 体	404 100.0	100.0	

② 現在、期限が有効な地域福祉活動計画の有無

- 現在、期限が有効な地域福祉活動計画が策定されている社協は67.9%(1,027社協)である。
「ない」と回答した社協は30.2%(456社協)となっている。

【図表72】期限が有効な地域福祉活動計画の有無

	社協数	%
あり	1,027	67.9
なし	456	30.2
無回答	29	1.9
全 体	1,512	100.0

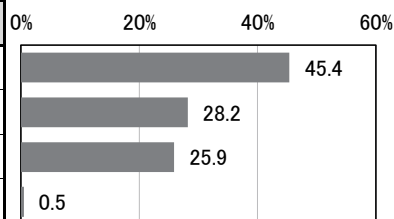


② -1 期限が有効な地域福祉活動計画の策定方法

- 「あり」と回答した社協の策定方法をみると、「地域福祉計画と一体的に策定している」45.4%、「一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている」28.2%、「それぞれ別に計画を策定している」25.9%となっている。

【図表73】期限が有効な地域福祉活動計画の策定方法

	社協数	%
地域福祉活動計画と一体的に策定している	466	45.4
一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている	290	28.2
それぞれ別に計画を策定している	266	25.9
無回答	5	0.5
全 体	1,027	100.0

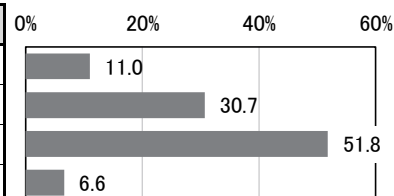


② -2 今後の地域福祉活動計画策定の予定

- 「なし」と回答した社協の今後の策定予定をみると、「現在計画を策定している」社協は11.0%(50社協)、「計画策定を予定している」社協は30.7%(140社協)となっており、今後41.7%の社協が地域福祉活動計画を策定する見込みである。

【図表74】今後の地域福祉活動計画策定の予定

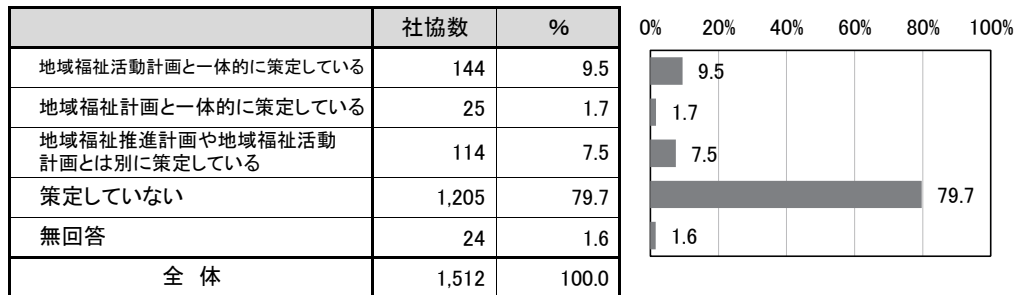
	社協数	%
現在計画を策定している	50	11.0
計画策定を予定している	140	30.7
予定していない	236	51.8
無回答	30	6.6
全 体	456	100.0



③ 小地域福祉活動計画(「地域福祉推進基礎組織」等が中心となって一定の圏域ごとに策定する福祉活動計画)の策定

- 小地域福祉活動計画の策定については、「地域福祉活動計画と一体的に策定している」は9.5 %、「地域福祉計画と一体的に策定している」は1.7 %、「地域福祉推進計画や地域福祉活動計画とは別に策定している」は7.5 %であり、策定している社協は合わせて18.7%(283社協)である。

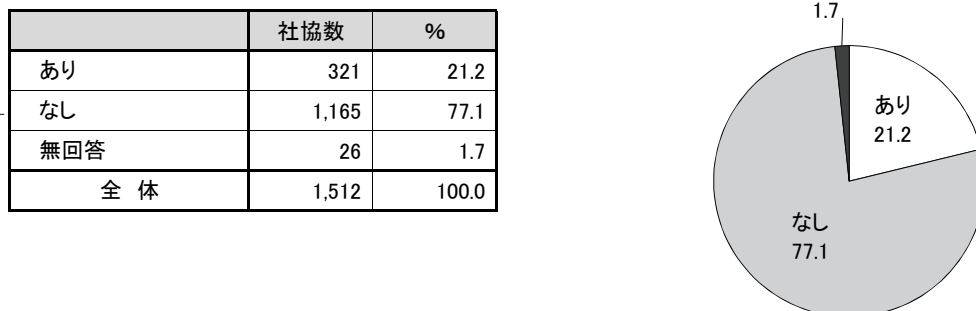
【図表75】小地域福祉活動計画の策定方法



④ 現在、期限が有効な社協発展・強化計画の有無

- 現在、期限が有効な社協発展・強化計画が策定されている社協は21.2%(321社協)である。「なし」と回答した社協は77.1%(1,165社協)となっている。

【図表76】期限が有効な社協発展・強化計画の有無



④ -1 今後の社協発展・強化計画策定の予定

- 「なし」と回答した社協の今後の策定予定をみると、「現在計画を策定している」社協は1.3%(15社協)「計画策定を予定している」社協は10.1%(118社協)となっており、今後11.4%の市区町村社協が社協発展・強化計画を有する見込みである。

▶【図表77】今後の社協発展・強化計画策定の予定



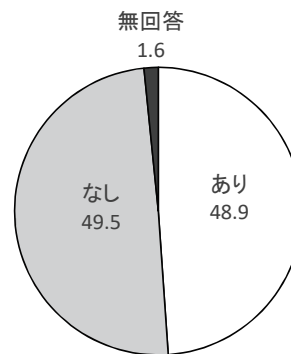
9 地域福祉推進基礎組織

① 地域福祉推進基礎組織の有無

○ 地域福祉推進基礎組織の有無について、「組織あり」と回答した社協は48.9%と約半数である。

【図表78】地域福祉推進基礎組織の有無

	社協数	%
あり	740	48.9
なし	748	49.5
無回答	24	1.6
全 体	1512	100.0



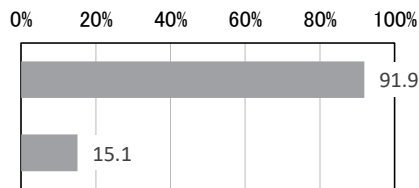
① -1 地域福祉推進基礎組織の位置付け

○ 「あり」と回答した社協の地域福祉推進基礎組織の位置付けをみると、「福祉活動を主目的とする基礎組織」が91.9%、「福祉活動を主目的としない組織」が15.1%となっている。

【図表79】地域福祉推進基礎組織の位置付け

	全 体	あり	
福祉活動を主目的とする基礎組織 (地区社協、校区福祉委員会等)	740 100.0	680 91.9	91.9
福祉活動を主目的としない組織 (まちづくり協議会の福祉部会等)	740 100.0	112 15.1	15.1

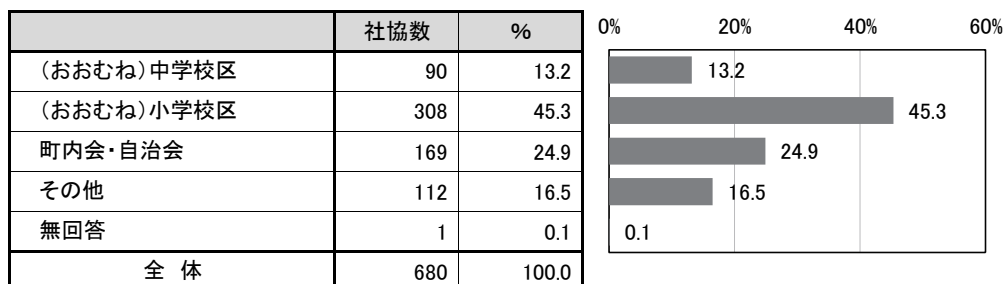
上段:社協数、下段:%



② 地域福祉推進基礎組織を設置している圏域

- 地域福祉推進基礎組織を設置している圏域について、45.3%が「(おおむね)小学校区」と回答している。次いで、「町内会・自治会」24.9%、「(おおむね)中学校区」13.2%の順となっている。

【図表80】組織を設置している圏域



<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 旧行政区域
- ・ 自治会町内会圏域
- ・ 行政区域
- ・ 地域に合わせて複数の基準がある
- ・ 公民館単位
- ・ 旧小学校区
- ・ コミュニティ協議会単位
- ・ 地区民生委員児童委員協議会の範囲
- ・ 地域福祉圏域
- ・ 独自の地域分け
- ・ 支所圏域
- ・ まちづくりセンター単位

③④⑤ 自治体の中での設置圏域数等の状況

- 「地域福祉推進基礎組織を設置している圏域数」は24,897か所、「うち地域福祉推進基礎組織が組織化された圏域数」は13,464か所で、組織化された圏域の割合は54.1%である。そのうち「法人格(NPO法人等)を取得した基礎組織数」は290か所である。

【図表81】自治体の中での設置圏域数等の状況

	③ 組織を設置 している圏域数	④ ③のうち組織化 された圏域数	④／③ 組織化された割合
総数	24,897	13,464	54.1%
平均	37.4	21.9	
回答社協数	666	616	

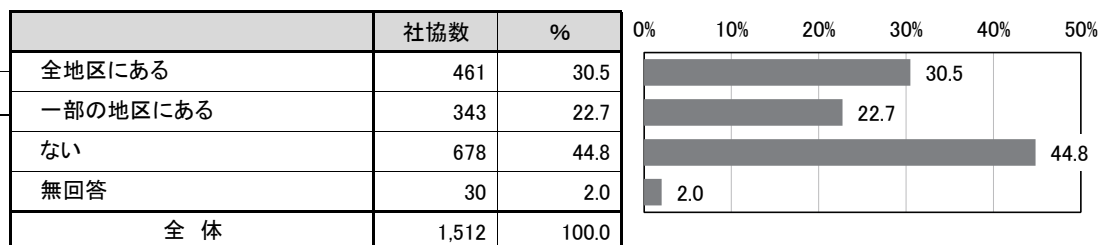
	⑤ 法人格(NPO法人等) を取得した基礎組織数	⑤／④ 組織化されたうち、 法人格を取得した割合
総数	290	2.2%
平均	0.5	
回答社協数	607	

10 地域福祉推進基礎組織の活動拠点

① 活動拠点の有無

- 地域福祉推進基礎組織の活動拠点が「全地区にある」社協は30.5%、「一部の地区にある」社協は22.7%である。活動拠点を確保しているのは全体の半数超(53.2%)となっている。

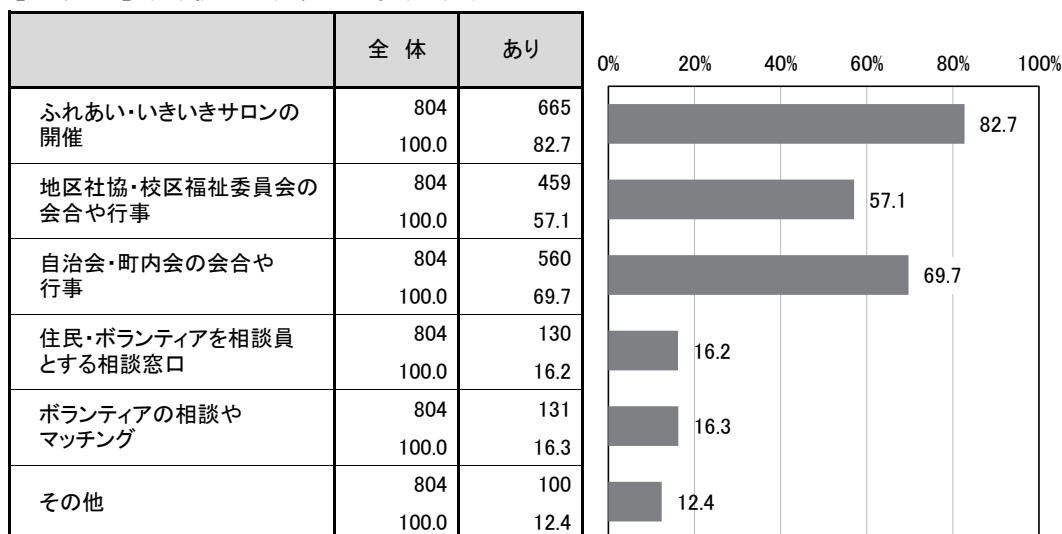
【図表82】活動拠点の有無



① -1 活動拠点で行われる事業・活動

- 活動拠点で行われる事業・活動に関しては、「ふれあい・いきいきサロンの開催」が82.7%と最も多く、次いで、「自治会・町内会の会合や行事」69.7%、「地区社協・校区福祉委員会の会合や行事」57.1%、「ボランティアの相談やマッチング」16.3%、「住民・ボランティアを相談員とする相談窓口」16.2%、となっている。

▶ 【図表83】活動拠点で行われる事業・活動



上段：社協数、下段：%

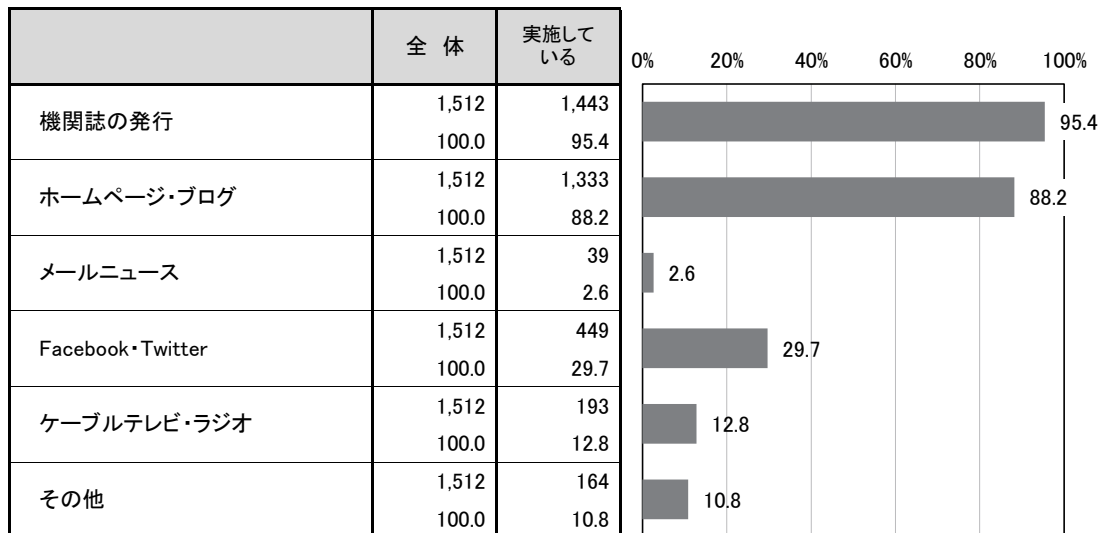
<その他 主な記載の抜粋>

- ・見守り訪問活動
- ・地域共生型地域福祉ターミナル
- ・「たまり場／サロン」の提供
- ・ふれあい食事サービス事業
- ・介護予防事業
- ・老人クラブの会合／敬老会
- ・会食会
- ・各種講座・研修会の開催
- ・子育てサロン
- ・地域カフェ
- ・世代交流活動
- ・福祉団体の事務局
- ・高齢者や障がい者等を対象としたイベント
- ・学習支援事業
- ・福祉用具等の貸出
- ・福祉推進員の拠点／窓口
- ・ミニデイサービス事業
- ・地域防災

11 広報・情報提供の方法

- 広報・情報提供の方法として最も多いのは「機関誌の発行」で95.4%、次いで「ホームページ・ブログ」88.2%となっている。
「Facebook・Twitter」を活用している社協は29.7%、「メールニュース」は2.6%である。

【図表84】 広報・情報提供の方法（H30年度実績）



上段：社協数、下段：%

<その他 主な記載の抜粋>

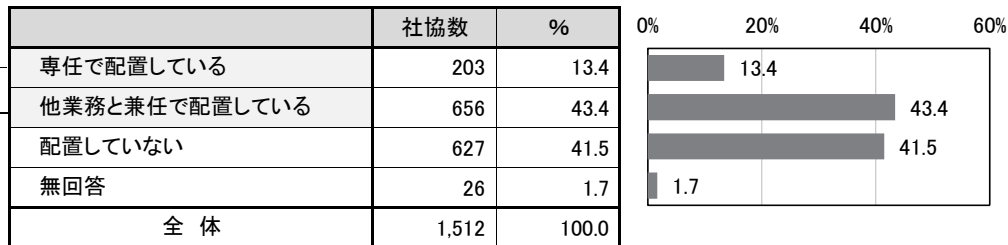
- ・行政の広報紙
- ・チラシ、ポスター
- ・新聞への掲載
- ・防災無線
- ・タウン紙
- ・有線放送
- ・各種掲示版
- ・LINE
- ・Instagram
- ・社協の広報誌

12 地域福祉コーディネーター等の配置

① 配置の有無

- 地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置は「専任で配置している」13.4%、「他業務と兼任で配置している」43.4%となっており、合わせて56.8%の社協で配置されている。

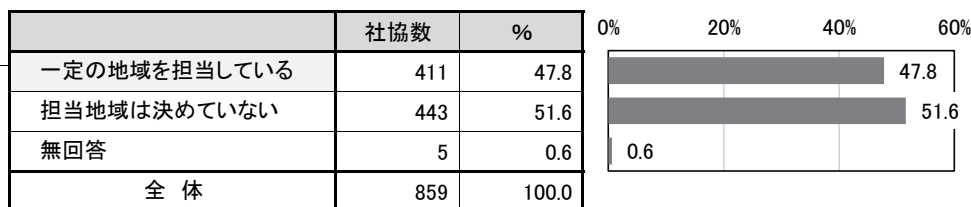
【図表85】配置の有無



① -1 担当地域の有無

- 担当地域をみると、「担当地域は決めていない」51.6%、「一定の地域を担当している」47.8%となっている。

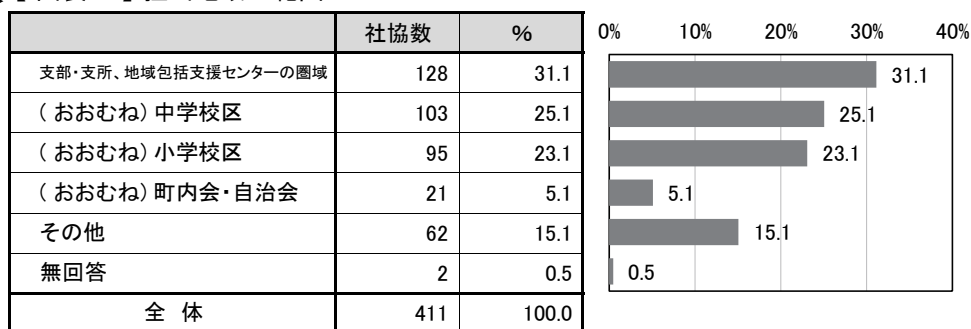
【図表86】担当地域の有無



① -2 担当地域の範囲

- 一定の地域を担当している場合の担当地域の範囲をみると、「支部・支所、地域包括支援センターの圏域」31.1%が最も多く、次いで「(おおむね)中学校区」25.1%、「(おおむね)小学校区」23.1%となっている。

【図表87】担当地域の範囲



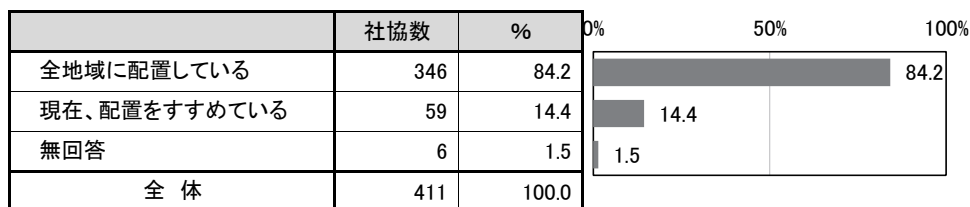
<その他 主な記載の抜粋>

- ・旧市町村区域
- ・行政区
- ・ブロック地区単位
- ・地区社協単位
- ・自治会連合会圏域
- ・小地域福祉活動の単位
- ・コミュニティエリア
- ・民生委員児童委員協議会単位

① -3 担当地域の配置状況

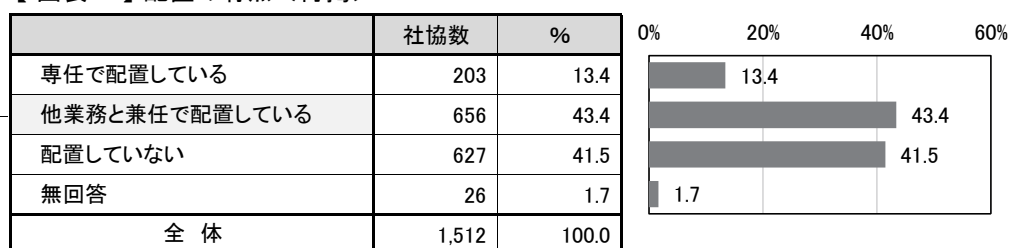
- 一定の地域を担当している場合の担当地域への配置状況をみると、「全地域に配置している」社協は84.2%である。

【図表88】担当地域の配置状況



◆ 地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置の有無＜再掲＞

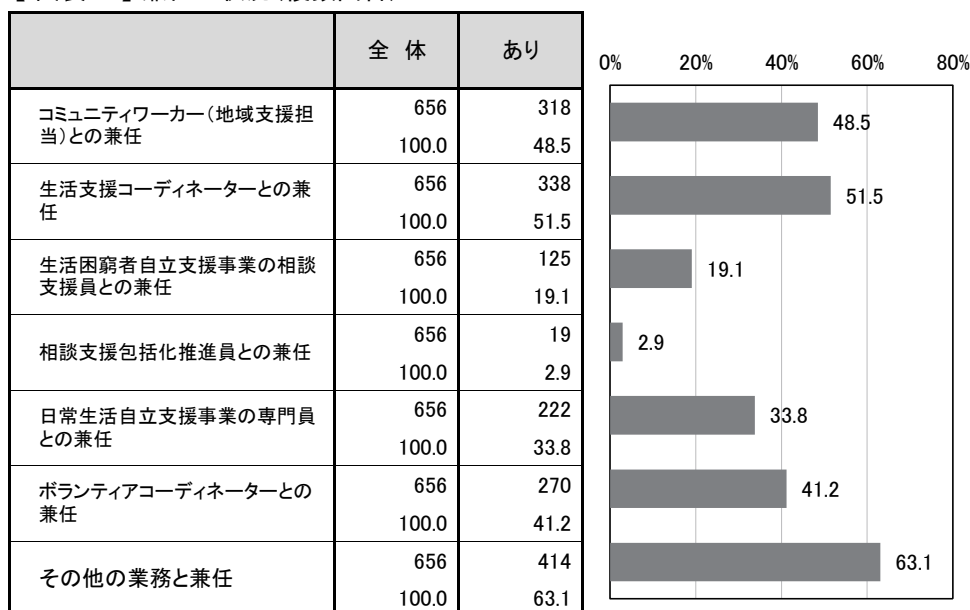
【図表85】配置の有無＜再掲＞



① -4 地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの兼任の状況（複数回答）

- 地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの兼任の状況をみると、「生活支援コーディネーターとの兼任」が51.5%と最も多く、次いで、「コミュニティワーカー（地域担当）との兼任」が48.5%、「日常生活自立支援事業の専門員との兼任」33.8%となっている。「その他の業務と兼任」は63.1%である。

【図表89】兼任の状況（複数回答）



上段：社協数、下段：%

【図表90】市区町村別／地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置の有無

	社協数	専任で配置 している	他業務と 兼任で配置 している	配置して いない	無回答
全体	1512 100.0	203 13.4	656 43.4	627 41.5	26 1.7
市(東京23区含む)	667 100.0	93 13.9	328 49.2	241 36.1	5 0.7
区(指定都市の区)	110 100.0	44 40.0	38 34.5	28 25.5	0 0.0
町	562 100.0	50 8.9	226 40.2	275 48.9	11 2.0
村	124 100.0	7 5.6	49 39.5	63 50.8	5 4.0

上段:社協数、下段:%

【図表91】市区町村別／「専任で配置している」「他業務と兼任で配置している」場合の担当地域の有無

	社協数	一定の地域を 担当している	担当地域は 決めていない	無回答
全体	859 100.0	411 47.8	443 51.6	5 0.6
市(東京23区含む)	421 100.0	280 66.5	141 33.5	0 0.0
区(指定都市の区)	82 100.0	49 59.8	33 40.2	0 0.0
町	276 100.0	67 24.3	205 74.3	4 1.4
村	56 100.0	6 10.7	49 87.5	1 1.8

上段:社協数、下段:%

【図表92】市区町村別／「一定の地域を担当している」場合の担当地域の範囲

	社協数	支部・支所、 地域包括支援 センターの 圏域	(おおむね) 中学校区	(おおむね) 小学校区	(おおむね) 町内会・自治会	その他	無回答
全体	411 100.0	128 31.1	103 25.1	95 23.1	21 5.1	62 15.1	2 0.5
市(東京23区含む)	280 100.0	102 36.4	75 26.8	45 16.1	9 3.2	48 17.1	1 0.4
区(指定都市の区)	49 100.0	9 18.4	9 18.4	20 40.8	1 2.0	10 20.4	0 0.0
町	67 100.0	13 19.4	14 20.9	28 41.8	9 13.4	3 4.5	0 0.0
村	6 100.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	0 0.0	1 16.7

上段:社協数、下段:%

【図表93】市区町村別／「一定の地域を担当している」場合の担当地域の配置状況

	社協数	全地域に配置している	一部地域に配置している	無回答
全体	411 100.0	346 84.2	59 14.4	6 1.5
市(東京23区含む)	280 100.0	236 84.3	43 15.4	1 0.4
区(指定都市の区)	49 100.0	47 95.9	1 2.0	1 2.0
町	67 100.0	51 76.1	13 19.4	3 4.5
村	6 100.0	5 83.3	0 0.0	1 16.7

上段:社協数、下段:%

【図表94】市区町村別／「他業務と兼任で配置している」場合の兼任状況(1)(複数回答)

	社協数	地域での支援活動(地域連携)	福祉サービスの提供(生活支援)	相談支援(生活困窮者への支援)	相対化(相談員との連携)	専門的支援(生活困窮者への支援)	ボランティア(生活困窮者への支援)	その他の業務と兼任
全体	656 100.0	318 48.5	338 51.5	125 19.1	19 2.9	222 33.8	270 41.2	414 63.1
市(東京23区含む)	328 100.0	182 55.5	181 55.2	62 18.9	9 2.7	82 25.0	134 40.9	196 59.8
区(指定都市の区)	38 100.0	25 65.8	22 57.9	4 10.5	2 5.3	7 18.4	21 55.3	22 57.9
町	226 100.0	88 38.9	109 48.2	48 21.2	7 3.1	105 46.5	88 38.9	147 65.0
村	49 100.0	15 30.6	19 38.8	8 16.3	1 2.0	22 44.9	21 42.9	40 81.6

上段:社協数、下段:%

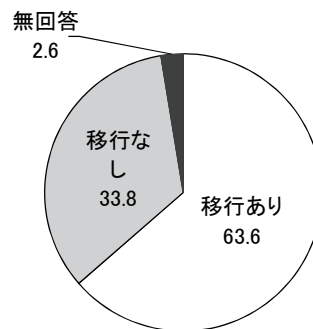
13 共同募金

① 共同募金委員会への移行

○ 共同募金委員会への移行については、63.6%の社協が「移行あり」と回答している。

【図表95】共同募金委員会への移行

	社協数	%
移行あり	961	63.6
移行なし	511	33.8
無回答	40	2.6
全 体	1512	100.0

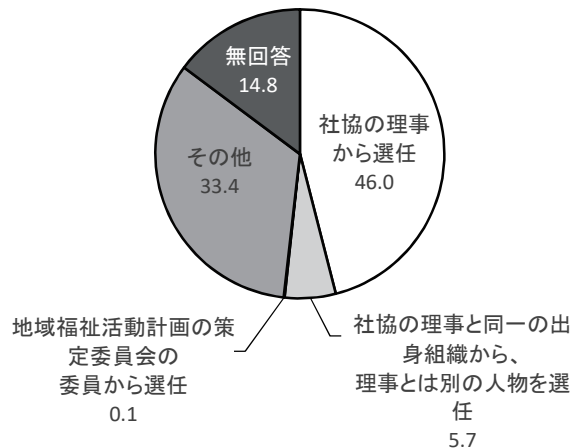


② 共同募金委員会の運営委員の選任

○ 共同募金委員会の運営委員の選任については、「社協の理事から選任」46.0%が最も多い。

【図表96】共同募金委員会の運営委員の選任

	社協数	%
社協の理事から選任	696	46.0
社協の理事と同一の出身組織から、理事とは別の人物を選任	86	5.7
地域福祉活動計画の策定委員会の委員から選任	1	0.1
その他	505	33.4
無回答	224	14.8
全 体	1,512	100.0



<その他 共同募金委員会の運営委員の選任 主な記載の抜粋>

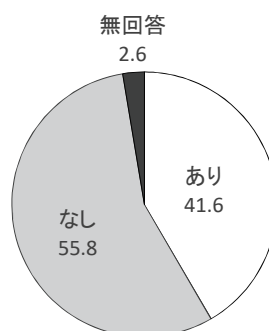
- ・ 社協の理事・評議員、役員
- ・ 民生委員・児童委員/民児協
- ・ 自治会
- ・ 社会福祉関係団体
- ・ 行政の職員
- ・ 町内会・町内会長
- ・ 各種団体／各種主要団体
- ・ ボランティア団体
- ・ 区社協・地区社協
- ・ 校長会・教育委員会・学校関係
- ・ 共同募金に関わりのある組織から選任
- ・ 商工会議所関係
- ・ 学識経験者
- ・ 社協会長

③ 助成審査委員会の設置

○ 助成審査委員会の設置については、41.6%の社協が「設置あり」と回答している。

【図表97】助成審査委員会の設置

	社協数	%
あり	629	41.6
なし	844	55.8
無回答	39	2.6
全 体	1512	100.0

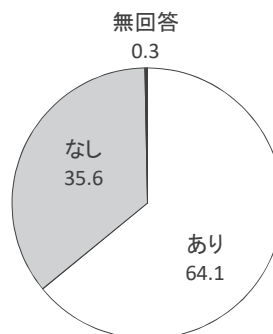


③ -1 助成先の公募の有無

○ 助成審査委員会を設置している社協で、助成先の公募をしている社協は64.1%となっている。

▶ 【図表98】助成先公募の有無(H30年度実績)

	社協数	%
あり	403	64.1
なし	224	35.6
無回答	2	0.3
全 体	629	100.0

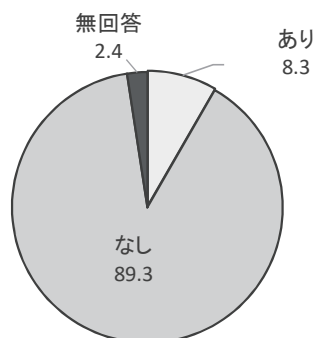


④ テーマ型募金の実施

○ 共同募金の「テーマ型募金」を実施している社協は8.3%となっている。

【図表99】テーマ型募金の実施

	社協数	%
あり	126	8.3
なし	1350	89.3
無回答	36	2.4
全 体	1512	100.0



Ⅱ ボランティア・市民活動

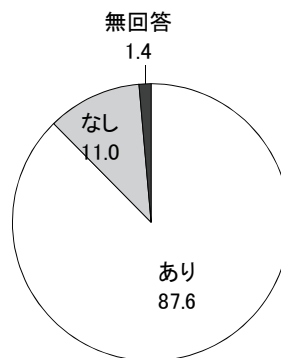
1 ボランティア・市民活動の推進体制・機能等

① センター機能の有無

○ ボランティアセンター機能が「あり」と回答した社協は、87.6%である。

【図表100】センター機能の有無

	社協数	%
あり	1,325	87.6
なし	166	11.0
無回答	21	1.4
全 体	1,512	100.0

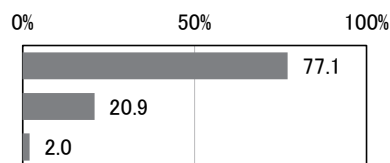


① -1 『ボランティア』や『市民活動』等を明示した部所や窓口等の有無

○ 名称上、『ボランティア』や『市民活動』を明示した部所や窓口を「設けている」社協は、77.1%である。

【図表101】『ボランティア』や『市民活動』等を明示した部署や窓口等の有無

	社協数	%
設置している	1,021	77.1
設置していない	277	20.9
無回答	27	2.0
全 体	1,325	100.0

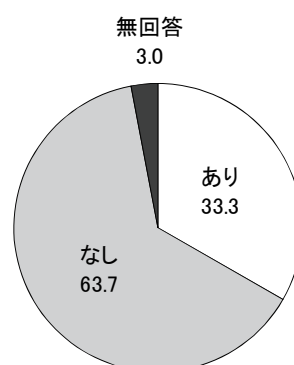


② センター運営等へのボランティア協力の有無

○ センター運営等へのボランティア協力が「あり」と回答した社協は、33.3%である。

【図表102】センター運営等へのボランティア協力の有無

	社協数	%
あり	503	33.3
なし	963	63.7
無回答	46	3.0
全 体	1,512	100.0



<② ボランティアの協力の内容 主な記載の抜粋>

- ・ ボランティアコーディネート
- ・ 相談業務
- ・ ボランティアセンター運営委員
- ・ 広報告知
- ・ イベント・研修等の運営協力
- ・ 研修会や講座の講師スタッフ
- ・ 体験プログラム事業実施への参画
- ・ ボランティア連絡協議会
- ・ 事務局業務

③ 相談等の受付件数

- ボランティアに関する相談件数400,604件のうち、ニーズ件数は241,308件である。
60.2%がボランティアに支援を求める件数となっている。(ニーズ件数／相談件数)

【図表103】相談等の受付件数(平成30年度実績)

	ボランティアに関する 相談件数		ボランティアに関する ニーズ件数	
	年間	月間	年間	月間
総件数	400,604	33,384	241,308	20,109
平均	301.9	25.2	190.0	15.8

※「ニーズ件数」とは、「相談件数」のうちマッチングの対象となる案件(ボランティアの依頼、活動希望の両方の合計)
N=1,324社協

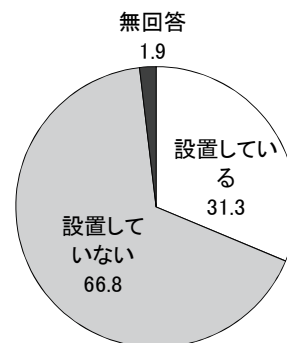
2 ボランティアセンター運営に関わる諸組織

- ① ボランティアセンター運営委員会(VC全体の運営の在り方、戦略、プログラム、
財政等を大局的に検討する場)の有無

- ボランティアセンター運営委員会を「設置している」社協は31.3%で、年平均2.6回開催している。

【図表104】ボランティアセンター運営委員会の有無

	社協数	%
設置している	474	31.3
設置していない	1,010	66.8
無回答	28	1.9
全 体	1,512	100.0



② 年間の運営委員会の開催回数

▶ 【図表105】運営委員会の開催回数(H30年度実績)

総開催回数	996
平均開催回数	2.6
回答社協数	390

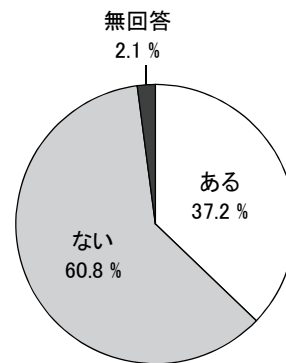
3 他団体との連携

① ボランティア・市民活動等の相談・情報提供の常設窓口の有無

- 市町村内に社協以外のボランティア・市民活動等の相談・情報提供の常設窓口が「ある」社協は37.2%である。

【図表106】ボランティア・市民活動等の常設窓口の有無

	社協数	%
ある	562	37.2
ない	919	60.8
無回答	31	2.1
全 体	1,512	100.0



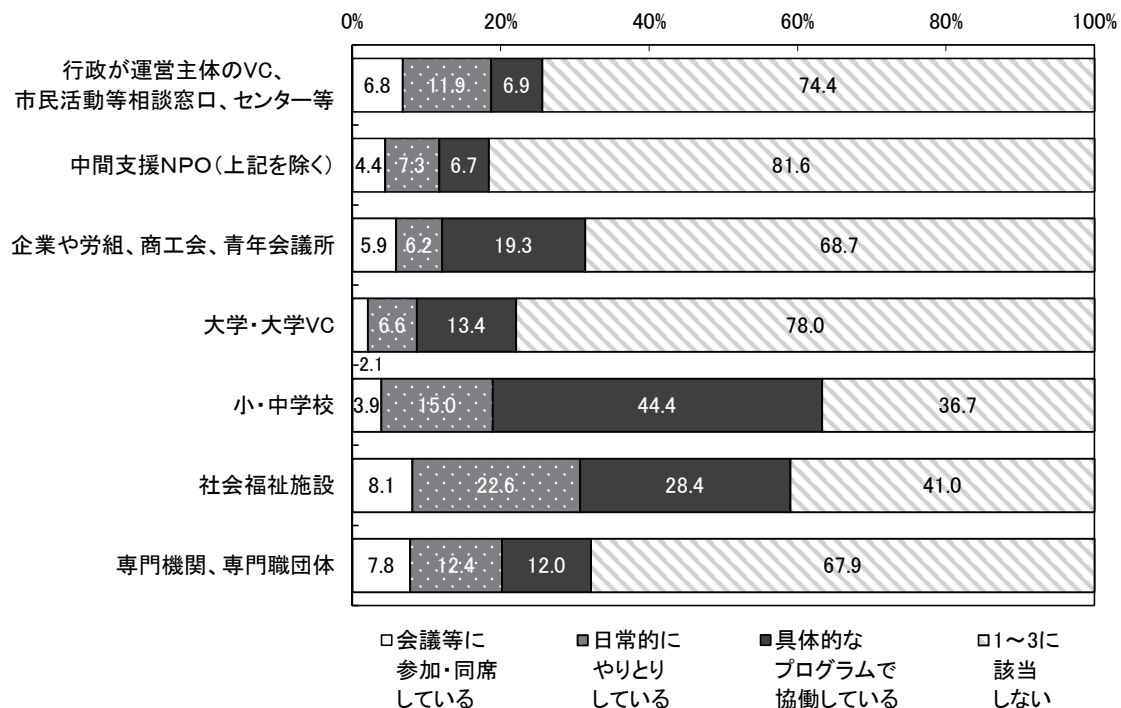
② 多様な分野の他組織との連携・協働の状況

- 社協が連携している組織としては、「小・中学校」63.3%、「社会福祉施設」59.0%、が50%を超えて高いが大学や大学VC、中間支援施設との連携は低い。
会議等に参加・同席している、及び日常的にやりとりしているのは「社会福祉施設」(22.6%)が多く、具体的なプログラムで協働しているのは「小・中学校」(44.4%)が最も多い。

【図表107】多様な分野の他組織との連携・協働の状況＜主体別＞

	全 体	1 会議等に参加・同席している	2 日常的にやりとりしている	3 具体的なプログラムで協働している	1～3に該当しない	無回答	連携している
行政が運営主体のVC、市民活動等相談窓口、センター等	1,512 100.0	103 6.8	180 11.9	104 6.9	1,125 74.4	0 0.0	387 25.6
中間支援NPO(上記を除く)	1,512 100.0	66 4.4	111 7.3	101 6.7	1,234 81.6	0 0.0	278 18.4
企業や労組、商工会、青年会議所	1,512 100.0	89 5.9	93 6.2	292 19.3	1,038 68.7	0 0.0	474 31.3
大学・大学VC	1,512 100.0	31 2.1	100 6.6	202 13.4	1,179 78.0	0 0.0	333 22.0
小・中学校	1,512 100.0	59 3.9	227 15.0	671 44.4	555 36.7	0 0.0	957 63.3
社会福祉施設	1,512 100.0	122 8.1	341 22.6	429 28.4	620 41.0	0 0.0	892 59.0
専門機関、専門職団体	1,512 100.0	118 7.8	187 12.4	181 12.0	1,026 67.9	0 0.0	486 32.1

上段:社協数、下段:%

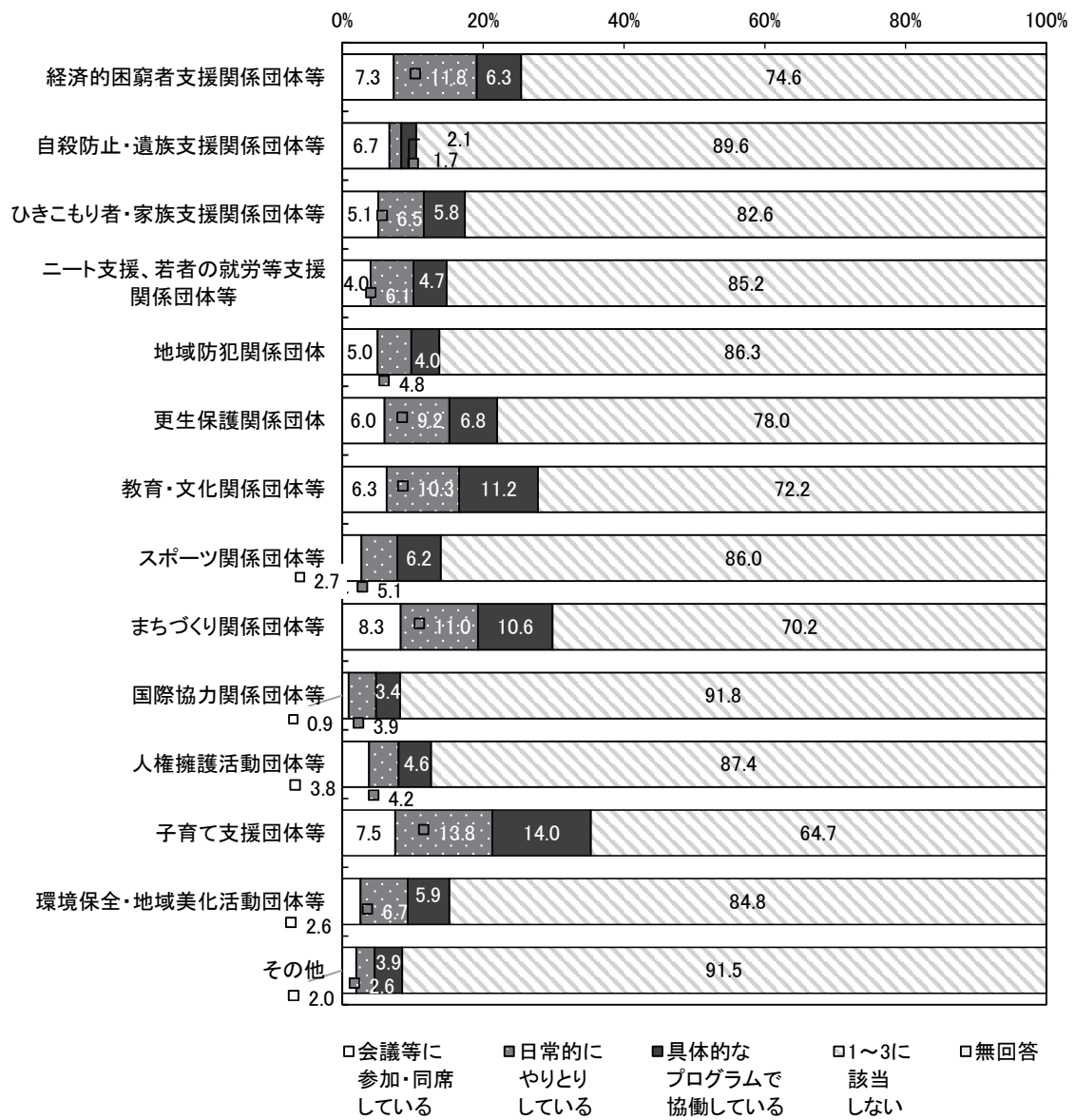


- また、連携している団体としては、「子育て支援団体」35.3%、「まちづくり関係団体等」29.8%
「教育・文化関係団体等」27.8%、「経済的困窮者支援関係団体等」25.4%などが高い割合を占めている。
会議等に参加・同席しているのは「まちづくり関係団体等」が最も多く、日常的にやりとりしている及び
具体的なプログラムで協働しているのは「子育て支援団体等」(14.0%)が最も多い。

【図表108】多様な分野の他組織との連携・協働の状況＜分野別＞

	全 体	連携 している	会議等に 参加・同席 している	日常的に やりとり している	具体的な プログラムで 協働している	1～3に 該当 しない	無回答
経済的困窮者支援関係団体等	1,512 100.0	384 25.4	111 7.3	178 11.8	95 6.3	1,128 74.6	0 0.0
自殺防止・遺族支援関係団体等	1,512 100.0	158 10.4	101 6.7	25 1.7	32 2.1	1,354 89.6	0 0.0
ひきこもり者・家族支援関係団体等	1,512 100.0	263 17.4	77 5.1	99 6.5	87 5.8	1,249 82.6	0 0.0
ニート支援、若者の就労等支援 関係団体等	1,512 100.0	224 14.8	61 4.0	92 6.1	71 4.7	1,288 85.2	0 0.0
地域防犯関係団体	1,512 100.0	207 13.7	75 5.0	72 4.8	60 4.0	1,305 86.3	0 0.0
更生保護関係団体	1,512 100.0	333 22.0	91 6.0	139 9.2	103 6.8	1,179 78.0	0 0.0
教育・文化関係団体等	1,512 100.0	421 27.8	96 6.3	156 10.3	169 11.2	1,091 72.2	0 0.0
スポーツ関係団体等	1,512 100.0	212 14.0	41 2.7	77 5.1	94 6.2	1,300 86.0	0 0.0
まちづくり関係団体等	1,512 100.0	451 29.8	125 8.3	166 11.0	160 10.6	1,061 70.2	0 0.0
国際協力関係団体等	1,512 100.0	124 8.2	14 0.9	59 3.9	51 3.4	1,388 91.8	0 0.0
人権擁護活動団体等	1,512 100.0	190 12.6	58 3.8	63 4.2	69 4.6	1,322 87.4	0 0.0
子育て支援団体等	1,512 100.0	534 35.3	113 7.5	209 13.8	212 14.0	978 64.7	0 0.0
環境保全・地域美化活動団体等	1,512 100.0	230 15.2	40 2.6	101 6.7	89 5.9	1,282 84.8	0 0.0
その他	1,512 100.0	129 8.5	30 2.0	40 2.6	59 3.9	1,383 91.5	0 0.0

上段:社協数、下段:%

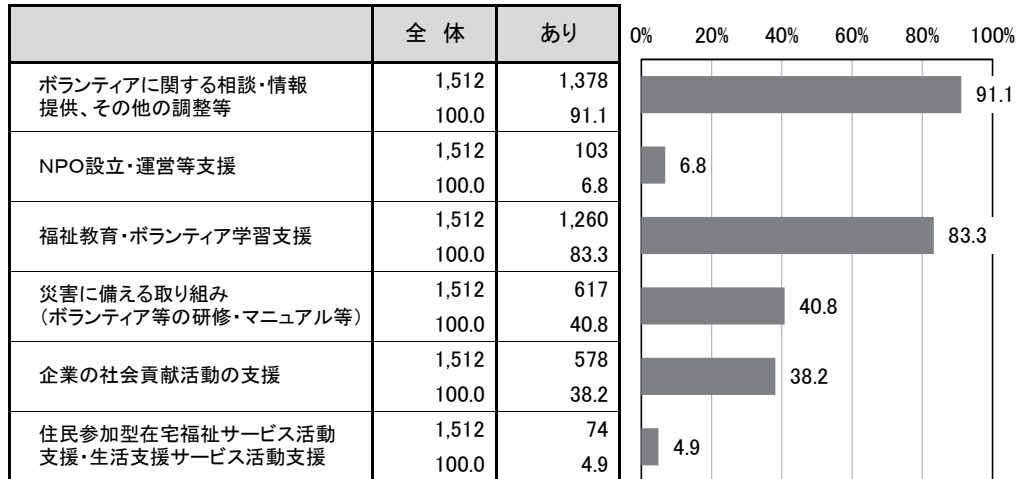


4 ボランティア関連事業

① 実施事業

- ボランティア関連事業の実施率は、「ボランティアに関する相談・情報提供、その他の調整等」91.1%が最も高く、次いで「福祉教育・ボランティア学習支援」83.3%、はほとんどのところで行われているが「NPO支援・運営等支援」6.8%、「住民参加型在宅福祉サービス活動支援・生活支援サービス活動支援」は10%を下回って低い。

【図表109】実施事業

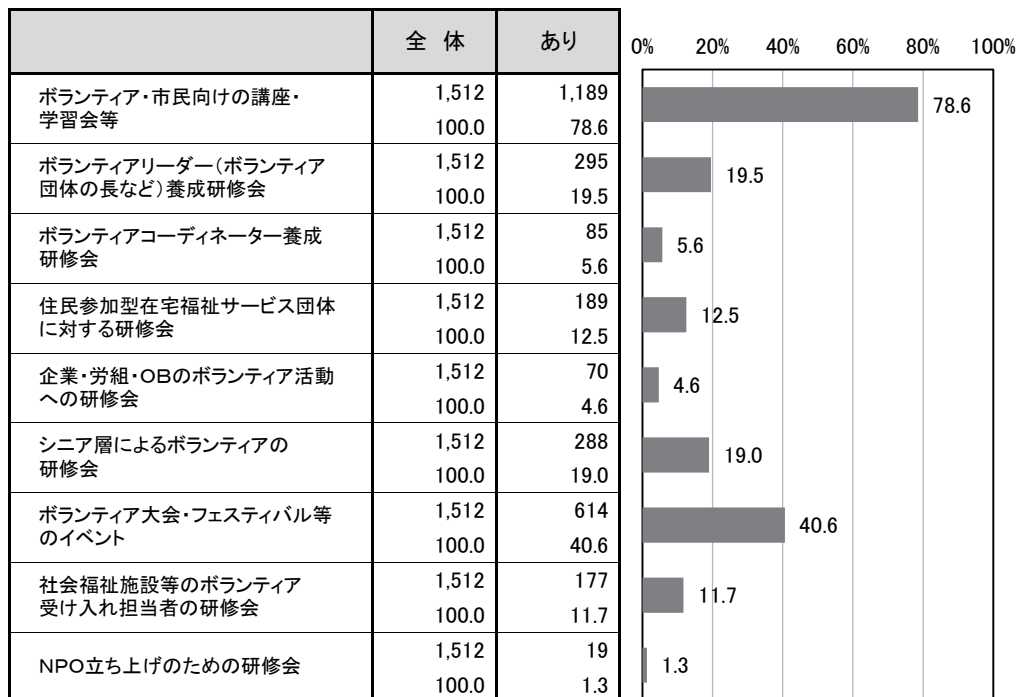


上段：社協数、下段：%

② 研修会・講座等（主催もしくは実行委員会などの事務局を担っているもの）

- ボランティア関連の研修会・講座等の実施率は、「ボランティア・市民向けの講座・学習会等」78.6%が最も高く、次いで「ボランティア大会・フェスティバル等のイベント」40.6%となっている。ボランティアコーディネーター養成や企業、NPOへの支援は5%を下回って低い。

【図表110】研修会・講座等



上段：社協数、下段：%

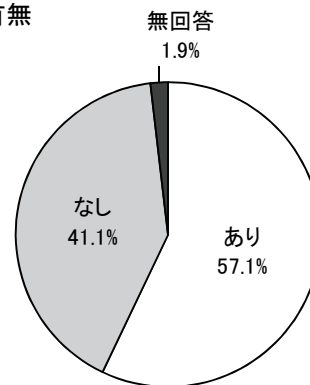
5 福祉教育事業の推進

① 福祉教育の推進のための指定事業の実施の有無

○ 福祉教育の推進のための指定事業を実施している社協は57.1%である。

【図表111】福祉教育の推進のための指定事業の実施の有無

	社協数	%
あり	863	57.1
なし	621	41.1
無回答	28	1.9
全 体	1,512	100.0



① -1 福祉教育の推進のための指定事業の方法 ※複数回答

○ 実施の方法として、「協力校を指定して実施」している社協が74.5%、その他(地域や学校を指定せず実施)25.3%。「校区などの地域を指定して実施」している社協は8.1%である。

▶ 【図表112】福祉教育の推進のための指定事業の方法

	全 体	あり	
地域(校区など)を指定して実施	863 100.0	70 8.1	8.1
協力校を指定して実施	863 100.0	643 74.5	74.5
その他 (地域や学校を指定せず実施)	863 100.0	218 25.3	25.3

上段: 社協数、下段: %

① -2 協力校の数

○ 協力校の内訳は、「小学校」が最も多く58.8%、次いで「中学校」25.4%、「高等学校」7.6%、「幼稚園・保育園」6.1%である。

▶ 【図表113】協力校の数(H30年度実績)

	社協数	回答社協数	協力校	割合	平均
幼稚園・保育園	643	116	476	6.1	4.1
小学校	643	615	4,580	58.8	7.5
中学校	643	578	1,975	25.4	3.4
高等学校	643	316	590	7.6	1.9
その他	643	131	164	2.1	1.3
合 計	643	643	7,785	100.0	12.1

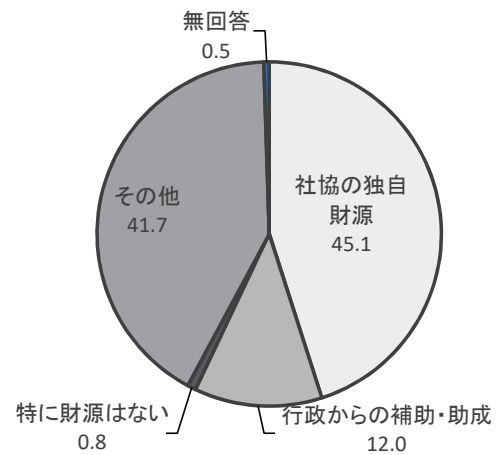
※平均は回答社協ベース

① -3 協力校に関わる事業の実施財源

○ 社協の独自財源が最も多く45.1%となっている。行政からの補助・助成は12.0%である。

【図表114】協力校に関わる事業の実施財源

	社協数	%
社協の独自財源	290	45.1
行政からの補助・助成	77	12.0
特に財源はない	5	0.8
その他	268	41.7
無回答	3	0.5
全 体	643	100.0



<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 赤い羽根共同募金配分金
- ・ 県社協からの助成

② 福祉教育に関する学校の授業等のプログラムへの関わり回数

○ 福祉教育に関する学校等の授業等のプログラム別の実施回数(延べ30,562件)は、「学校の福祉教育に関する授業・事業の企画への協力(企画検討・講師紹介等)」が最も多く50.4%と半数を超えている。

【図表115】福祉教育の取り組み実施回数(H30年度実績)

	全体(社協)	合計(回)	割合	平均値(回)
学校の福祉教育に関する授業・事業の企画への協力(企画検討・講師紹介等)	1,512	15,404	50.4	14.7
社協の役職員が企画に関わった授業・事業への同席	1,512	7,114	23.3	10.7
社協の役職員自身による授業・事業の実施	1,512	6,744	22.1	8.2
その他	1,512	1,300	4.3	4.3
合 計	1,512	30,562	100	10.8

<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 福祉関連機材・用具の貸出し
- ・ ボランティア団体へのサポート
- ・ 地域子ども会での福祉教育／体験
- ・ 社員研修／一般研修会
- ・ 福祉体験出前講座
- ・ 地域福祉交流会支援

③ 社協が実施する福祉教育の対象者別の実施回数 ※複数回答

- 社協が実施する福祉教育の対象者別の実施回数(延べ25,240件)は、「小学生以下」が最も多く54.5%、次いで「中高生」22.3%、「地域住民」12.7%などとなっている。

【図表116】福祉教育の対象者別実施回数(H30年度実績)(複数回答)

	全体(社協)	合計(回)	割合	平均値(回)
小学生以下	1,512	13,754	54.5	12.0
中高生	1,512	5,619	22.3	5.5
大学生・短大生	1,512	484	1.9	1.5
学校の教員	1,512	244	1.0	0.8
勤労者	1,512	335	1.3	1.2
退職者	1,512	88	0.3	0.4
地域住民	1,512	3,212	12.7	6.1
ボランティア、福祉活動者	1,512	973	3.9	2.3
その他	1,512	531	2.1	2.0
合 計	1,512	25,240	100.0	5.6

<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 社会福祉法人・事業者
- ・ 行政職員
- ・ 専門学校生
- ・ 保護者／PTA

Ⅲ 災害対応

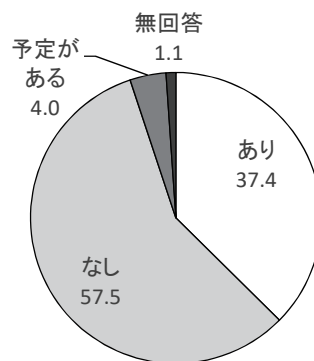
1 災害対応に関する行政との協定・覚書の締結状況

① 行政との覚書・協定

- 災害対応に関する行政との覚書・協定が「あり」(37.4%)、あるいは「予定がある」(4.0%)社協を合わせると41.4%である。

【図表117】行政との覚書・協定

	社協数	%
あり	566	37.4
なし	869	57.5
予定がある	60	4.0
無回答	17	1.1
全 体	1,512	100.0

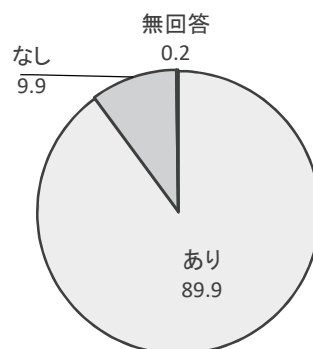


① -1 災害ボランティアセンターの設置に関する記載

- 災害対応に関する行政との覚書・協定が「あり」の社協(566社協)の内、災害ボランティアセンターの設置に関する「記載あり」は89.9%であった。

→ 【図表118】災害ボランティアセンターの設置に関する記載

	社協数	%
あり	509	89.9
なし	56	9.9
無回答	1	0.2
全 体	566	100.0

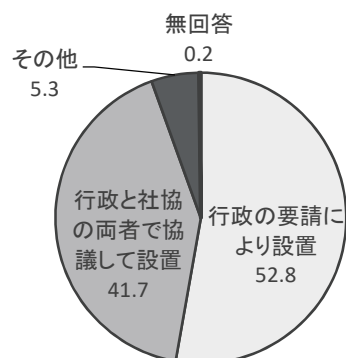


① -2 災害ボランティアセンターの設置判断

- 災害ボランティアセンターの設置に関する記載が「あり」の社協において、設置の判断については、「行政の要請により設置」が52.8%、「行政と社協の両方で協議して設置」が41.7%であった。

→ 【図表119】災害ボランティアセンターの設置判断

	社協数	%
行政の要請により設置	269	52.8
行政と社協の両方で協議して設置	212	41.7
その他	27	5.3
無回答	1	0.2
全 体	509	100.0

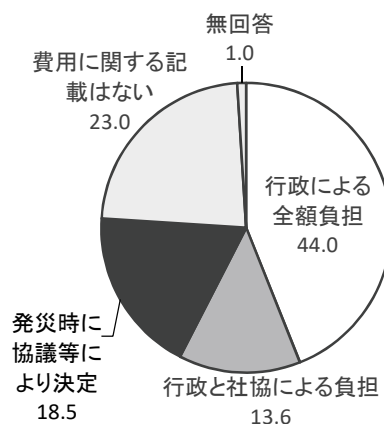


① -3 災害ボランティアセンター設置・運営費の負担にかかる記述

- 災害ボランティアセンターの設置や運営費の負担については、「行政による全額負担」が44.0%、「発災時に協議等により決定」が18.5%、「行政と社協による負担」が13.6%となっている。
「費用に関する記載はない」は23.0%であった。

▶【図表120】災害VC設置・運営費の負担にかかる記述

	社協数	%
行政による全額負担	224	44.0
行政と社協による負担	69	13.6
発災時に協議等により決定	94	18.5
費用に関する記載はない	117	23.0
無回答	5	1.0
全 体	509	100.0

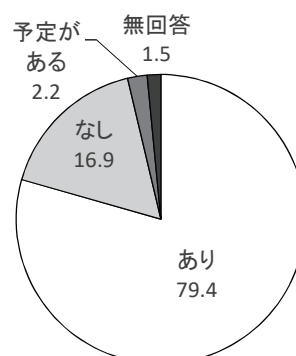


② 地域防災計画での位置づけ

- 地域防災計画での位置づけ「あり」(79.4%)、あるいは位置づけの「予定がある」(2.2%)社協を合わせると81.6%である。

【図表121】地域防災計画での位置づけ

	社協数	%
あり	1,200	79.4
なし	255	16.9
予定がある	34	2.2
無回答	23	1.5
全 体	1,512	100.0

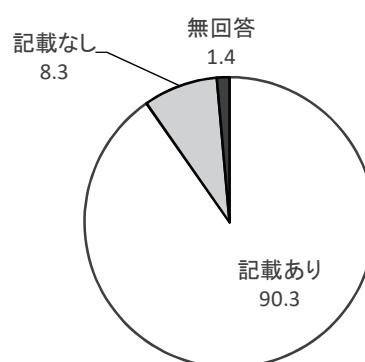


② -1 災害ボランティアセンターの設置に関する記載

- 地域防災計画での位置づけ「あり」の社協で「災害ボランティアセンターの設置」に関する記載は、「記載あり」が90.3%となっている。

▶【図表122】災害ボランティアセンターの設置に関する記載

	社協数	%
記載あり	1,084	90.3
記載なし	99	8.3
無回答	17	1.4
全 体	1,200	100.0

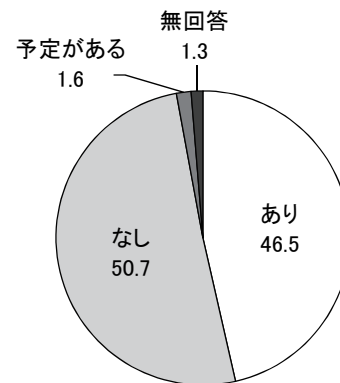


2 災害対応に関する他の市区町村社協との協定の有無

○ 県内の市区町村社協との協定の有無では、「あり」あるいは「予定がある」社協が48.1%であった。

【図表123】県内の市区町村社協との協定の有無

	社協数	%
あり	703	46.5
なし	766	50.7
予定がある	24	1.6
無回答	19	1.3
全 体	1,512	100.0



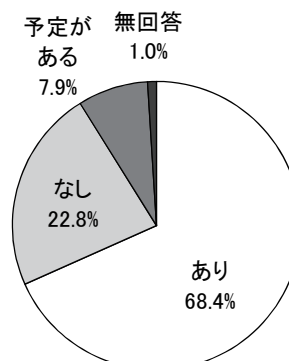
3 市区町村社協としての災害対応

① 災害対応マニュアル(災害ボランティアセンターの設置を含む)の有無

○ 災害対応マニュアルが「あり」(68.4%)あるいは「予定がある」(7.9%)社協を合わせると、76.3%である。

【図表124】災害対応マニュアル(災害ボランティアセンターの設置を含む)の有無

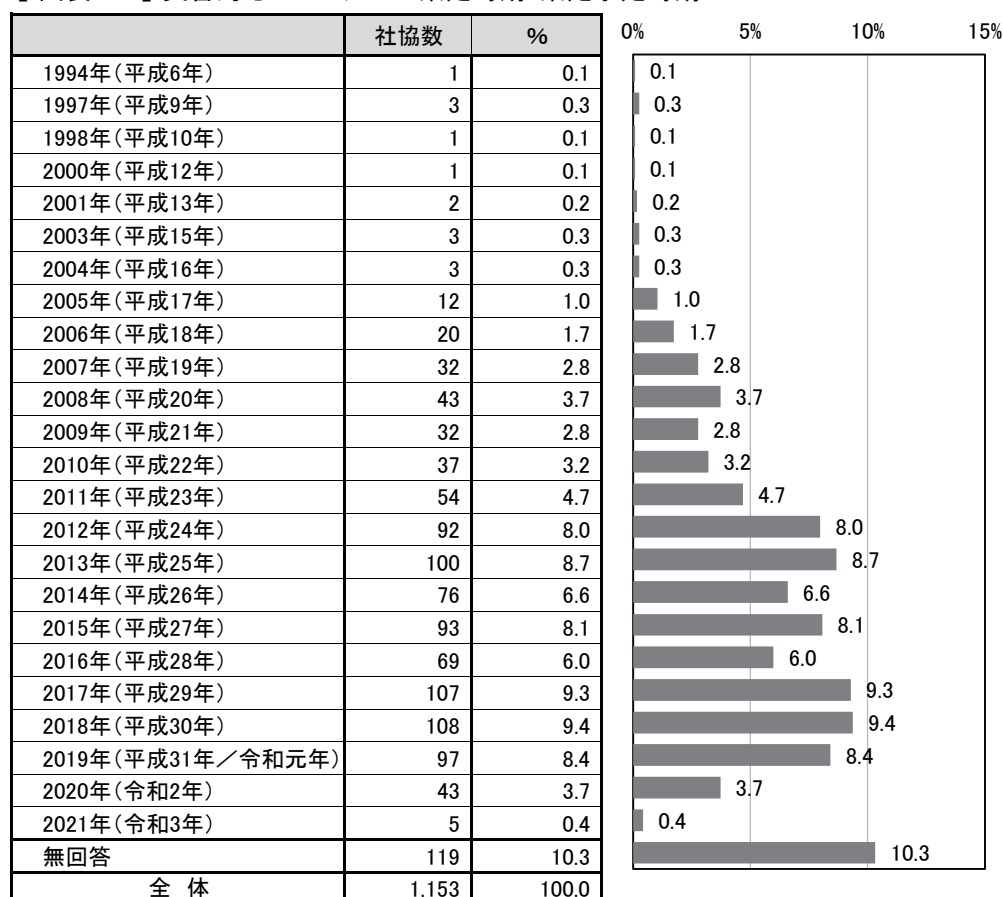
	社協数	%
あり	1,034	68.4
なし	344	22.8
予定がある	119	7.9
無回答	15	1.0
全 体	1,512	100.0



① -1 災害対応マニュアルの策定期・策定予定時期

○ 策定の時期をみると、平成30年度までに77.1%の社協で災害対応マニュアルが策定されており、令和2年までに(既に策定済みも含め)89.2%が策定される予定となっている。

→ 【図表125】災害対応マニュアルの策定期・策定予定時期

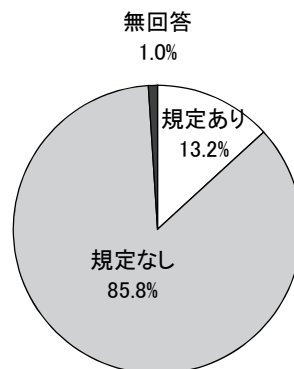


① -2 マニュアルを一定時期に見直す規定の有無

○ 現在、災害対応マニュアルが「あり」と回答した社協のうち、マニュアルを一定時期に見直す規定がある社協は13.2%である。

▶【図表126】マニュアルを一定時期に見直す規定の有無

	社協数	%
規定あり	137	13.2
規定なし	887	85.8
無回答	10	1.0
全 体	1,034	100.0

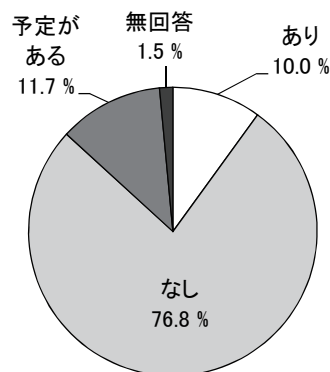


② BCP(災害時における事業継続計画)の策定の有無

○ BCP(災害時における事業継続計画)の策定が「あり」(10.0%)あるいは「予定がある」(11.7%)社協を合わせると21.7%である。

【図表127】BCP(災害時における事業継続計画)の策定の有無

	社協数	%
あり	151	10.0
なし	1,161	76.8
予定がある	177	11.7
無回答	23	1.5
全 体	1,512	100.0



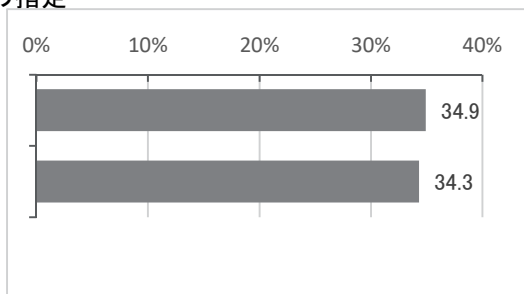
③ 社協の事務所が入っている建物の指定

○ 社協の事務所が入っている建物が、災害発生時の「避難所」に指定されている社協は34.9%、「福祉避難所」に指定されている社協は34.3%である。

【図表128】社協の事務所が入っている建物の指定

	全体	指定
避難所	1,512	527
	100.0	34.9
福祉避難所	1,512	518
	100.0	34.3

※上段:社協数 下段:%

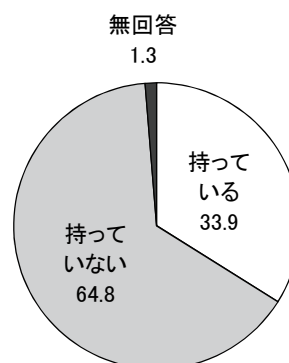


④ 市区町村社協の避難行動要支援者名簿の有無

○ 避難行動要支援者の名簿を「持っている」社協は33.9%である。

【図表129】避難行動要支援者の名簿の有無

	社協数	%
持っている	512	33.9
持っていない	980	64.8
無回答	20	1.3
全 体	1,512	100.0



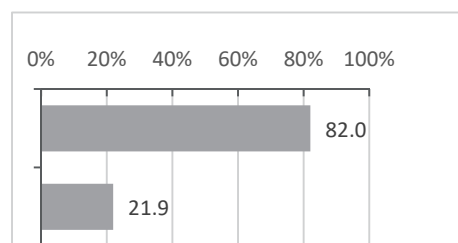
④ -1 避難行動要支援者の名簿の入手方法

○ 避難行動要支援者の名簿を「持っている」場合の入手方法は、「行政から提供」を受けた社協は82.0%、「行政以外(自治会、民生委員等)からの提供、社協で作成」の社協は21.9%であった。

【図表130】入手方法(複数回答)

	社協数	%
行政から提供	512	420
	100.0	82.0
行政以外(自治会、民生委員等)からの提供、社協で作成	512	112
	100.0	21.9

※上段:社協数 下段:%



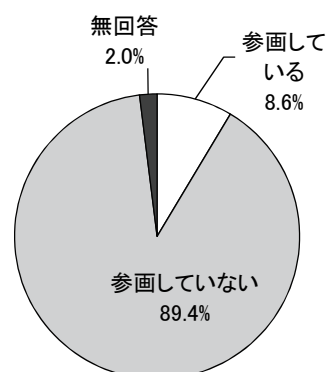
⑤ 個別計画の策定の有無

○ 個別計画の策定に「参画している」社協は8.6%である。

【図表131】個別計画の策定の有無

	社協数	%
参画している	130	8.6
参画していない	1,352	89.4
無回答	30	2.0
全 体	1,512	100.0

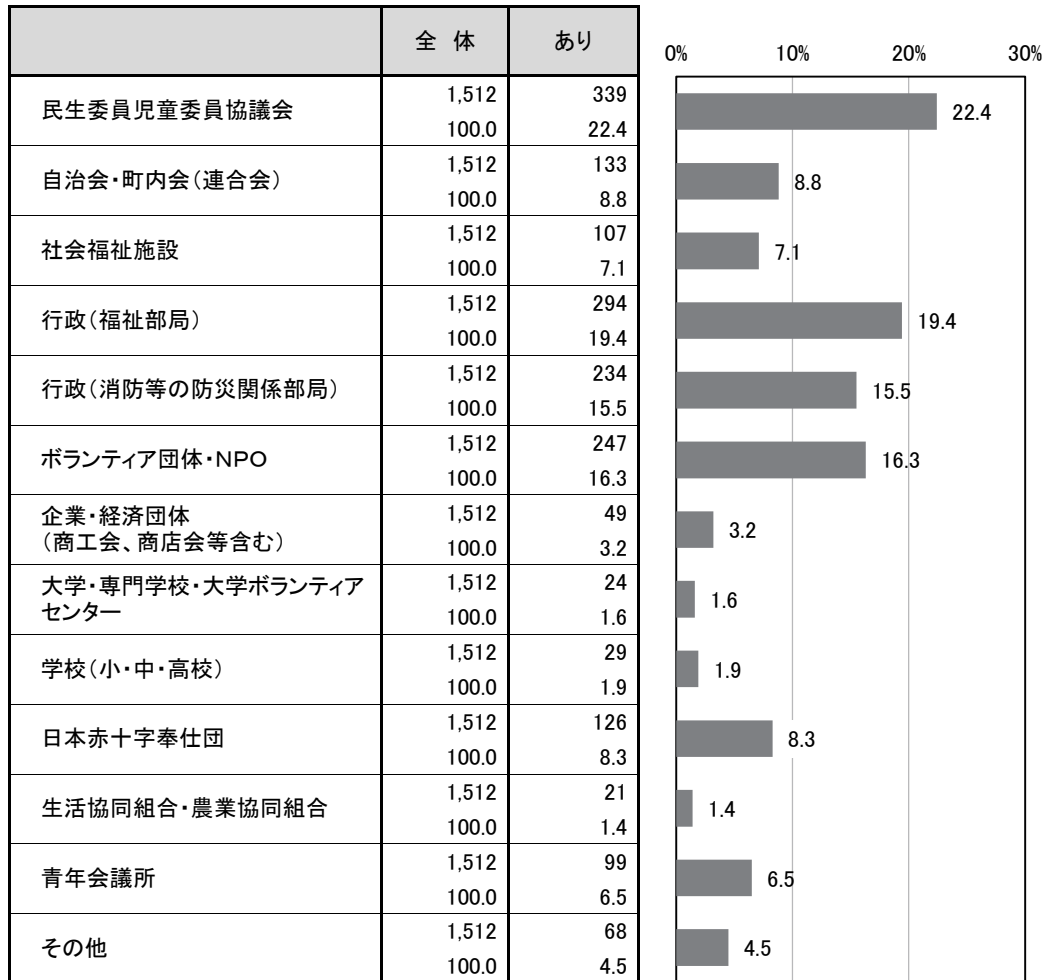
※ 個別計画：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく計画で、一人ひとりの身体状況を把握し、発災時に避難行動支援をする人や支援の方法をあらかじめ計画しておくもの



⑥ 災害対応に関して、社協以外で具体的な協力関係がある団体等

- 災害対応に関して、『定期的会議の開催や参加協力のある団体』は、「民生委員児童委員協議会」22.4%が最も多く、次いで「行政（福祉部局）」19.4%などとなっている。

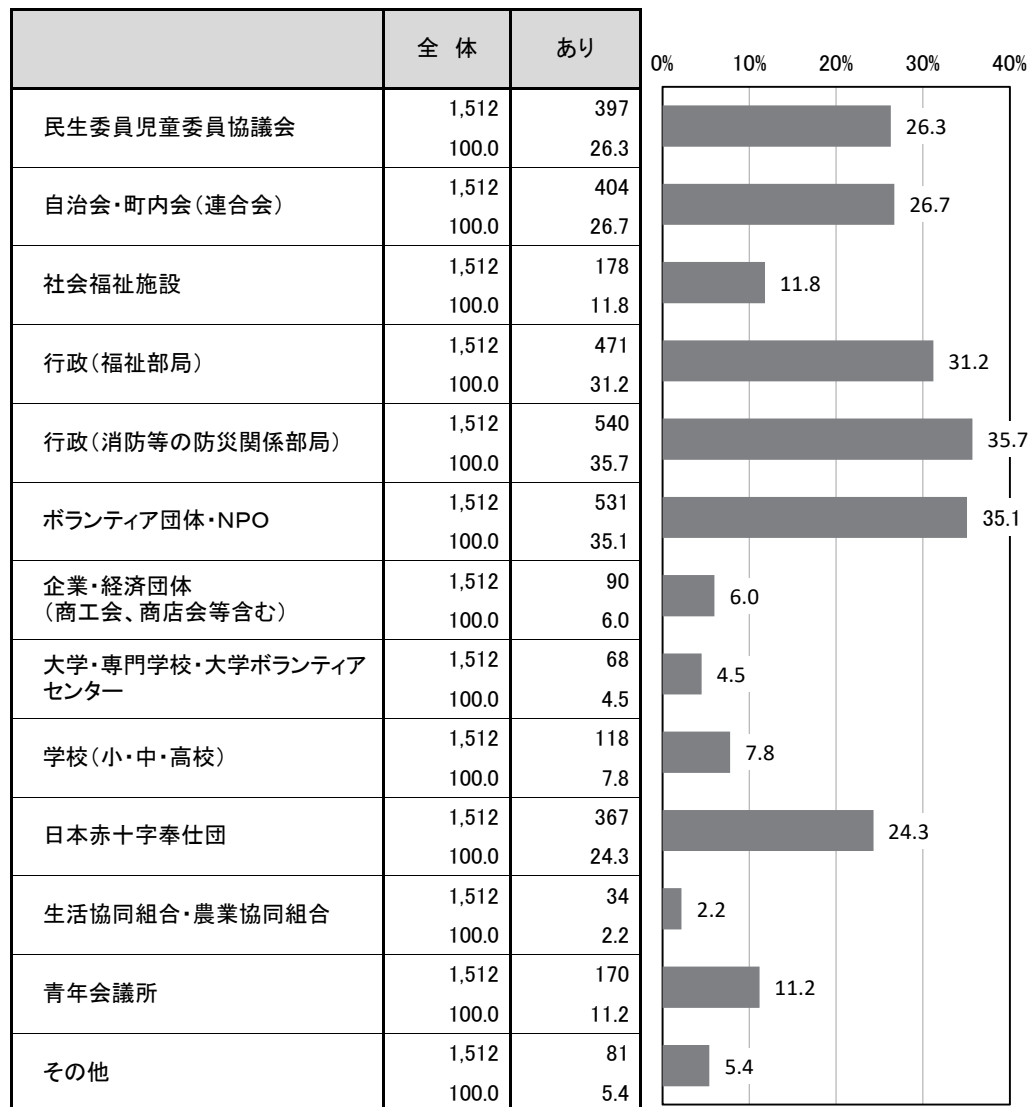
【図表132】①定期的会議の開催・参加



上段：社協数、下段：%

○『研修・訓練等の実施・参加協力のある団体』は、「行政(消防等の防災関係部局)」35.7%が最も多く、次いで「ボランティア団体・NPO」35.1%、「行政(福祉部局)」31.2%などである。

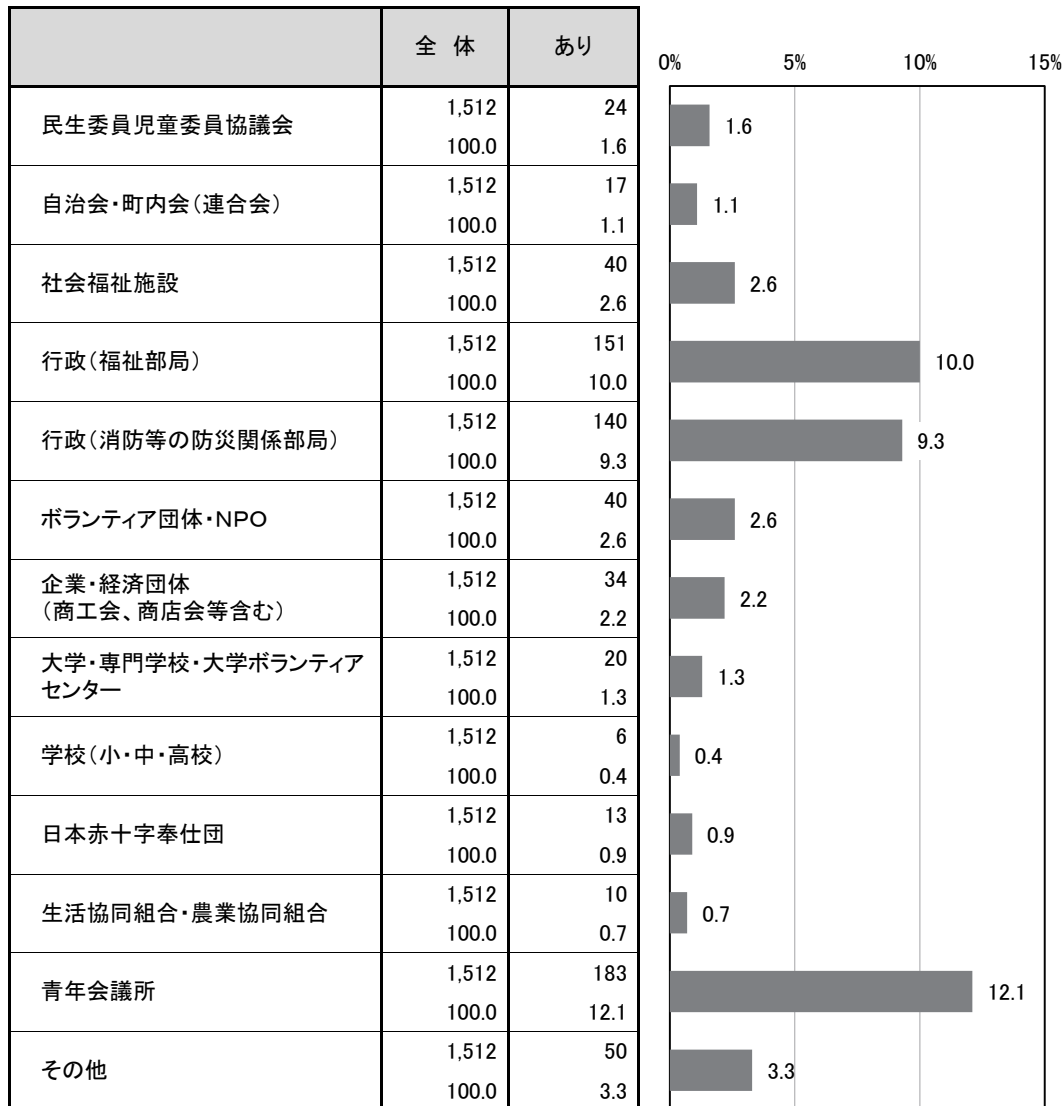
【図表133】②研修・訓練等の実施・参加



上段:社協数、下段: %

○『災害時の連携・協働についての協定・覚書』のある団体は、「青年会議所」12.1%の他、「行政(福祉部局)」10.0%、「行政(消防等の防災関係部局)」9.3%となっている。

【図表134】③災害時の連携・協働についての協定・覚書



上段：社協数、下段：%

<その他 主な記載の抜粋>

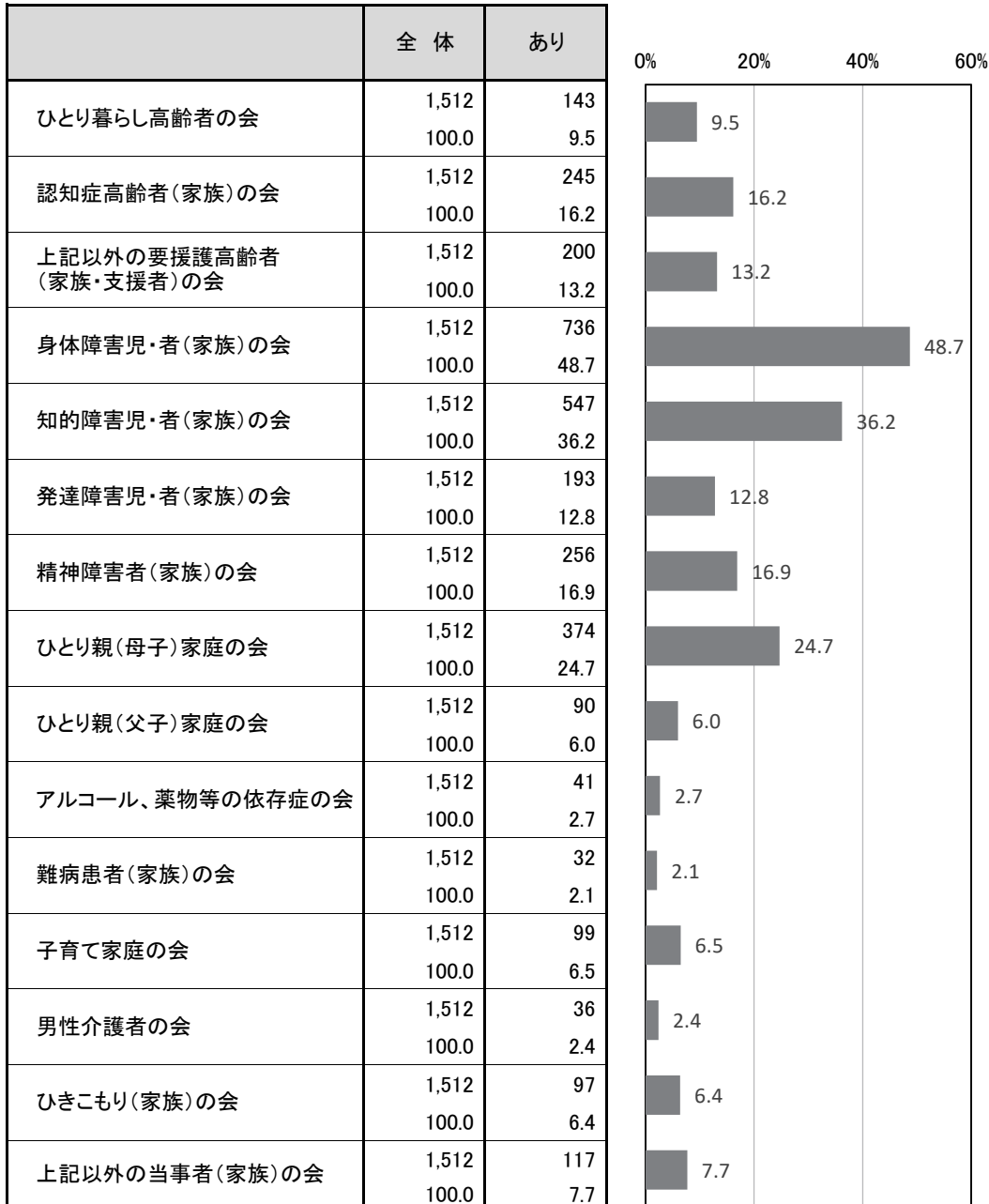
- ・ 防災士会／防災関係団体
- ・ 県内・他地区社協
- ・ 地区社協
- ・ 災害ボランティア関連団体
- ・ 行政
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 保健・医療関係団体
- ・ 老人クラブ
- ・ 一般企業・金融・ライフライン
- ・ 社会福祉法人、団体
- ・ 当事者団体
- ・ 日赤支部
- ・ 国際交流協会、等
- ・ ライオンズクラブ
- ・ 障害者支援団体
- ・ 婦人会／女性連合会
- ・ シルバー人材センター
- ・ マスコミ
- ・ 警察署・消防・自衛隊
- ・ 宗教法人

IV 団体組織支援・連携の実施状況

1 当事者組織の組織化、運営支援の状況

- 社協が組織化・運営支援を行っている当事者組織としては、「身体障害児・者(家族)の会」が最も多く48.7%、次いで「知的障害児・者(家族)の会」36.2%、「ひとり親(母子)家庭の会」24.7%などとなっている。

【図表135】当事者組織の組織化、運営支援の状況(H30年度実施状況)



上段:社協数、下段:%

<上記以外の当事者(家族)の会 主な記載の抜粋>

- ・遺族会
- ・高次脳機能障害家族会
- ・育成会
- ・介護者の会
- ・若年性認知症の会
- ・母子・父子家庭の会
- ・老人クラブ
- ・不登校の親の会
- ・原爆被害者の会

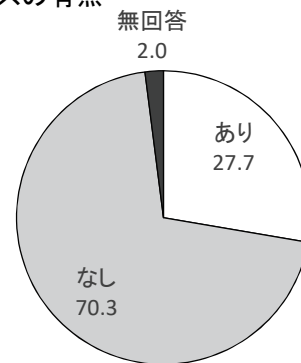
2 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス

① 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスの有無

○ 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスが「あり」と回答した割合は27.7%である。

【図表136】社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスの有無

	社協数	%
あり	419	27.7
なし	1,063	70.3
無回答	30	2.0
全 体	1,512	100.0



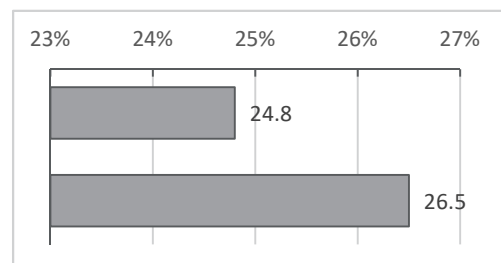
① -1 介護保険制度の総合事業における生活支援・介護予防サービスとしての位置づけの有無

○ 住民参加型在宅サービスがある社協において、介護保険制度の総合事業における生活支援・介護予防サービスとしての位置づけをみると、「訪問型サービスA」は24.8%、「訪問型サービスB」は26.5%である。

▶ 【図表137】生活支援・介護予防サービスとしての位置づけの有無

	全 体	あり
訪問型サービスA	419 100.0	104 24.8
訪問型サービスB	419 100.0	111 26.5

上段：社協数、下段：%



3 社協が事務局を担う団体

① 団体の事務局担当の有無

- 社協が事務局を担っている団体としては、「共同募金委員会・分会」が91.0%で最も多い。次いで「老人クラブ連合会」51.2%、「日本赤十字社地区・分区」33.0%、「傷痍軍人会、遺族会」29.7%、「民生委員児童委員協議会」27.2%などである。

【図表138】団体の事務局担当の有無



上段：社協数、下段：%

<その他福祉関係団体 主な記載の抜粋>

- ・ 身体障害者福祉協会、等
- ・ ひとり親福祉会（母子父子）
- ・ 手をつなぐ育成会
- ・ 福祉団体連絡協議会
- ・ 保護司会
- ・ 更生保護協会
- ・ 更生保護女性会
- ・ 赤十字奉仕団
- ・ 心身障害児者父母の会
- ・ 子ども会
- ・ 介護者家族の会
- ・ 知的障害者育成会

② 担当している場合の業務委託契約の有無

- 業務委託契約をしている団体(担っている社協数が母数)としては、「シルバー人材センター」39.8%が最も多く、次いで、「民生委員児童委員協議会」26.0%、「老人クラブ連合会」22.7%などである。

【図表139】②担当している場合の業務委託契約の有無



上段:社協数、下段:%

※全体は、団体の事務局担当「あり」の社協数

③ 委託費等の有無

- 委託費等のある団体としては、「シルバー人材センター」45.1%が最も多く、次いで、「民生委員児童委員協議会」40.8%、「日本赤十字社地区・分区」40.1%などである。

【図表140】③委託費等の有無

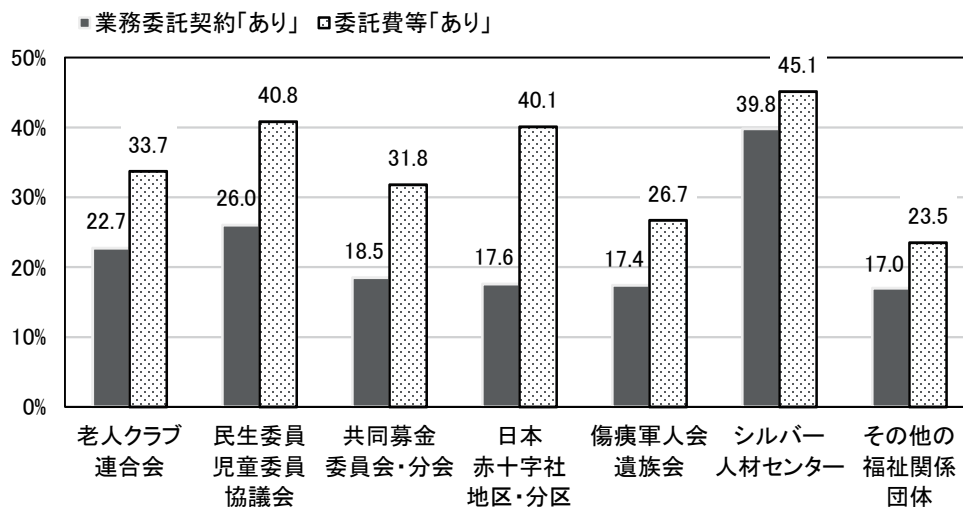


上段：社協数、下段：%

※全体は、団体の事務局担当「あり」の社協数

※委託契約はないが、補助金など費用の支払いがあれば「あり」

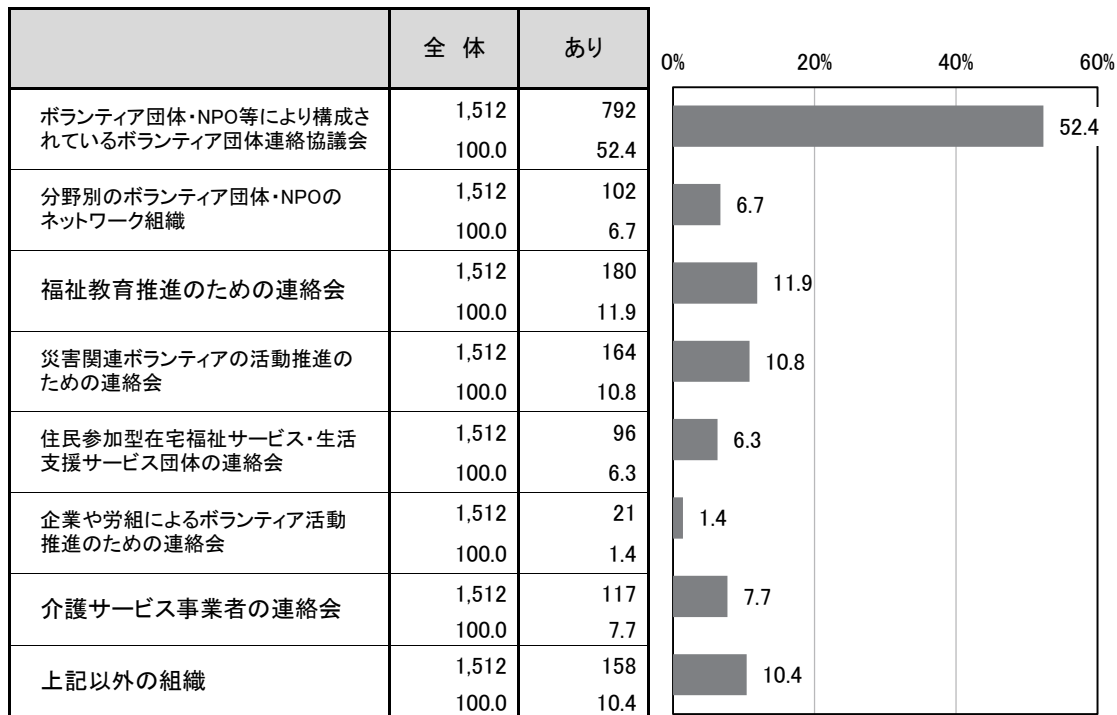
【図表141】業務委託契約がある割合と委託費等がある割合



4 社協で設置または事務局を担う組織

- 社協で設置しているあるいは事務局を持っている組織について、最も多いのは「ボランティア団体・NPO等より構成されているボランティア団体連絡協議会」52.4%、次いで「福祉教育推進のための連絡会」11.9%、「災害関連ボランティアの活動推進のための連絡会」10.8%の順になっている。

【図表142】社協で設置しているあるいは事務局を持っている組織



上段：社協数、下段：%

<上記以外の組織 主な記載の抜粋>

- ・ 社会福祉法人連絡会
- ・ 地域福祉施設事業者ネット
- ・ 障害者関係団体、連絡協議会
- ・ 地区社会福祉協議会、連絡会
- ・ ライフレスキュー生活支援関係
- ・ 子どもサポート関連
- ・ イベント運動等の関連組織
- ・ ボランティアグループ
- ・ 在宅介護者の会
- ・ 高齢者サポート関連

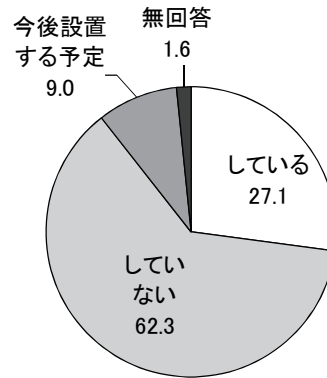
5 社会福祉法人との連携

① 社会福祉法人・福祉施設等の連絡会の設置状況

- 社会福祉法人・福祉施設等の連絡会を設置「している」(27.1%)、あるいは「今後設置する予定」(9.0%)の社協を合わせると36.1%である。

【図表143】社会福祉法人・福祉施設等の連絡会の設置状況

	社協数	%
している	410	27.1
していない	942	62.3
今後設置する予定	136	9.0
無回答	24	1.6
全 体	1,512	100.0

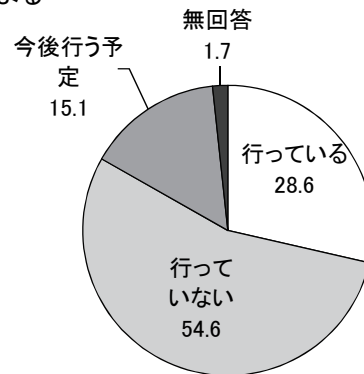


② 社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取り組み状況

- 社会福祉法人・福祉施設等と連携して公益的な取り組みを「行っている」(28.6%)、あるいは「今後行う予定」(15.1%)の社協を合わせると43.7%である。

【図表144】社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取り組み状況

	社協数	%
行っている	433	28.6
行っていない	825	54.6
今後行う予定	229	15.1
無回答	25	1.7
全 体	1,512	100.0



② -1 具体的な取り組み

➡ <具体的内容 主な記載の抜粋>

- ・ 施設の空きスペースを活用した高齢者の集いの場の運営
- ・ 65歳以上高齢者の介護予防ボランティアの受入れ
- ・ 各法人から専門職を派遣し、相談支援を行う「福祉まるごと合同相談会」の開催
- ・ 夏休みにおける児童生徒の施設ボランティア体験学習の受け入れ
- ・ 学校での総合的学習において、車いす体験、ガイドヘルプ体験など、近隣福祉施設職員と協働により実施
- ・ 施設のカフェスペースでの地域ボランティアの育成(勉強会・交流会)
- ・ 福祉施設において、中学生対象のボランティア体験を通し、将来福祉の仕事につなげる取り組み
- ・ ライフレスキュー事業: 広域での社会福祉法人間連携による生活困窮者支援
- ・ フードドライブ、施設会議室・行事機材貸出等の情報掲載などを、連絡会加入施設で一体的に実施
- ・ 障害者福祉施設・関係機関と連携し、障害者の「就労・社会参加の促進による地域生活支援」を推進
- ・ 高齢者等の買い物支援のためのドライブサロン事業の実施
- ・ 高齢者の健康づくり・介護予防への支援(サロンへのレクリエーションや介護相談等の専門職員の派遣)
- ・ 子どもや子育て家庭、生活困窮等への支援(引っ越し、片付け、現物支給)
- ・ 社会福祉施設の車両を活用した地域住民への移動支援、地域活動への講師派遣等
- ・ 社会福祉法人マップを作成し種別の相談先を開示、連携
- ・ 就労へのステップアップとして、お仕事体験、かぎ預かり事業、子どもの居場所づくり
- ・ 生活支援型多機能バスの運行、コミュニティカフェ、当事者組織の組織化・運営支援
- ・ 地域づくり事業の実施(特養・地域・社協の三者協働の居場所づくり事業)

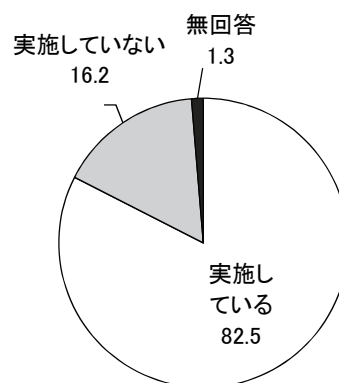
V 相談事業・利用支援

1 総合相談事業の実施

○ 対象を限定しないあらゆる相談に対応する総合相談事業を「実施している」社協は82.5%である、

【図表145】総合相談事業の実施の有無

	社協数	%
実施している	1,247	82.5
実施していない	245	16.2
無回答	20	1.3
全 体	1,512	100.0

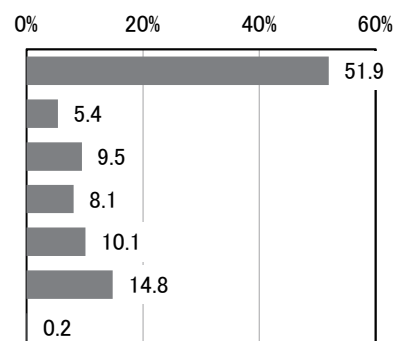


① 総合相談事業の実施頻度

○ 総合相談事業の実施頻度は、「毎日」が最も多く51.9%、次いで「月に1日」10.1%などである。

→ 【図表146】総合相談事業の実施頻度

	社協数	%
毎日	647	51.9
週に数日	67	5.4
週に1日	119	9.5
月に2日程度	101	8.1
月に1日	126	10.1
その他	185	14.8
無回答	2	0.2
全 体	1,247	100.0



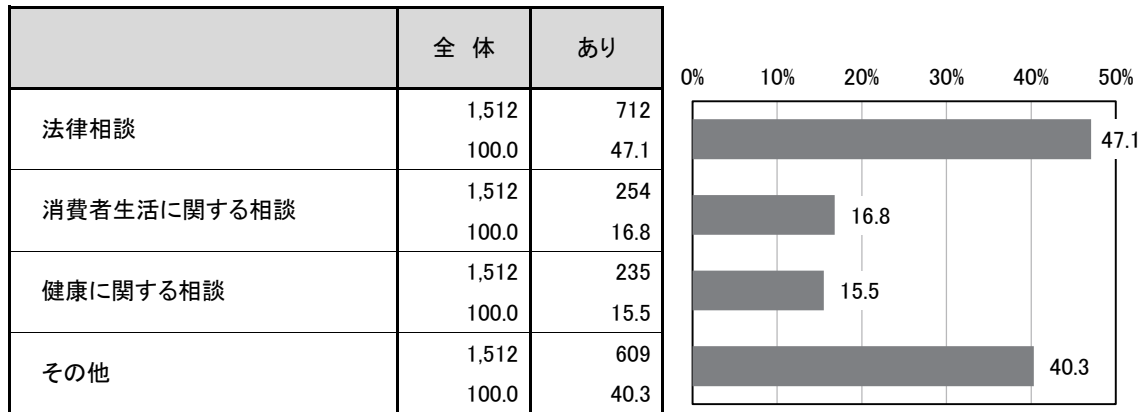
<その他 主な記載の抜粋>

- ・その都度／随時／常時
- ・平日
- ・月～金(5日間)
- ・週6日
- ・月8～9
- ・週2回
- ・月6回
- ・月4回
- ・月3回
- ・月2回
- ・月1回
- ・2ヶ月に1回
- ・年4回／3ヶ月に1回

2 分野・対象者別の相談

- 分野や対象者別の相談の実施状況は、「法律相談」が最も多く47.1%、次いで「消費者生活に関する相談」16.8%、「健康に関する相談」15.5%などである。

【図表147】分野や対象者別の相談実施の有無



上段：社協数、下段：%

<その他 主な記載の抜粋>

- ・ 心配ごと悩みごと全般
- ・ 権利擁護、成年後見人
- ・ 生活全般困りごと
- ・ 生活困窮
- ・ 福祉に関する相談
- ・ なんでも相談総合相談
- ・ 介護に関する相談
- ・ 行政書士行政相談
- ・ 障害者について
- ・ 家族関係家庭内のトラブル
- ・ 登記・財産相続
- ・ 弁護士・司法書士
- ・ 結婚に関する相談
- ・ こころの相談
- ・ 子育て子どもについて
- ・ ボランティア相談
- ・ 就労相談
- ・ 病気について

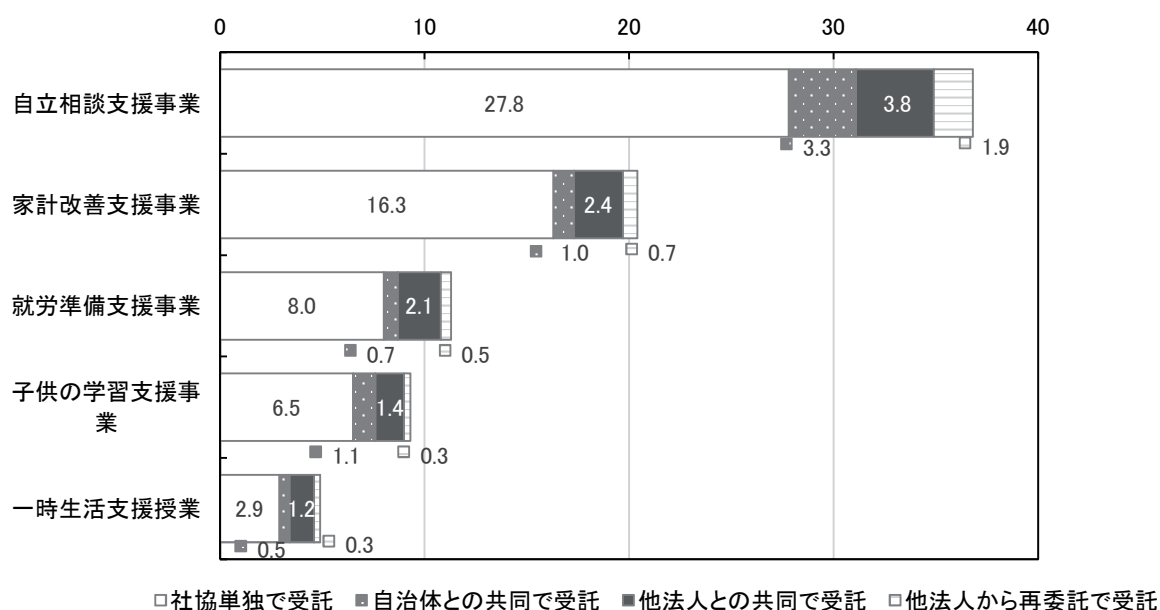
3 生活困窮者自立支援制度の受託状況

- 受託が最も多いのは「自立相談支援事業」で36.8%、次いで「家計改善支援事業」20.3%、「就労準備支援事業」11.4%等が続く。いずれも、「社協単独で受託」が多い。

【図表148】生活困窮者自立支援制度にかかる事業受託の状況

	全 体	社協単独で 受託	自治体との 共同で受託	他法人との 共同で受託	他法人から 再委託で受託	受託してい ない	受託 計
自立相談支援事業	1,512 100.0	420 27.8	50 3.3	58 3.8	29 1.9	955 63.2	557 36.8
家計改善支援事業	1,512 100.0	246 16.3	15 1.0	36 2.4	10 0.7	1,205 79.7	307 20.3
就労準備支援事業	1,512 100.0	121 8.0	11 0.7	32 2.1	8 0.5	1,340 88.6	172 11.4
子どもの学習支援事業	1,512 100.0	98 6.5	17 1.1	21 1.4	4 0.3	1,372 90.7	140 9.3
一時生活支援授業	1,512 100.0	44 2.9	8 0.5	18 1.2	4 0.3	1,438 95.1	74 4.9

上段：社協数、下段：%



Ⅵ 制度サービスの取り組み状況

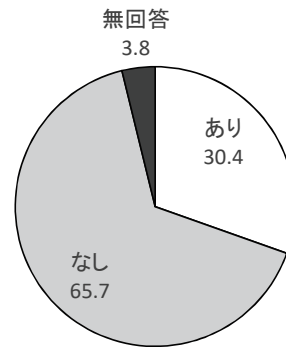
1 高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況

(1) 要介護認定調査の実施状況の有無

○ 要介護認定調査(初回の認定調査に限る)を実施している社協は30.4%である。

【図表149】介護認定調査の実施状況の有無

	社協数	%
あり	460	30.4
なし	994	65.7
無回答	58	3.8
全 体	1,512	100.0

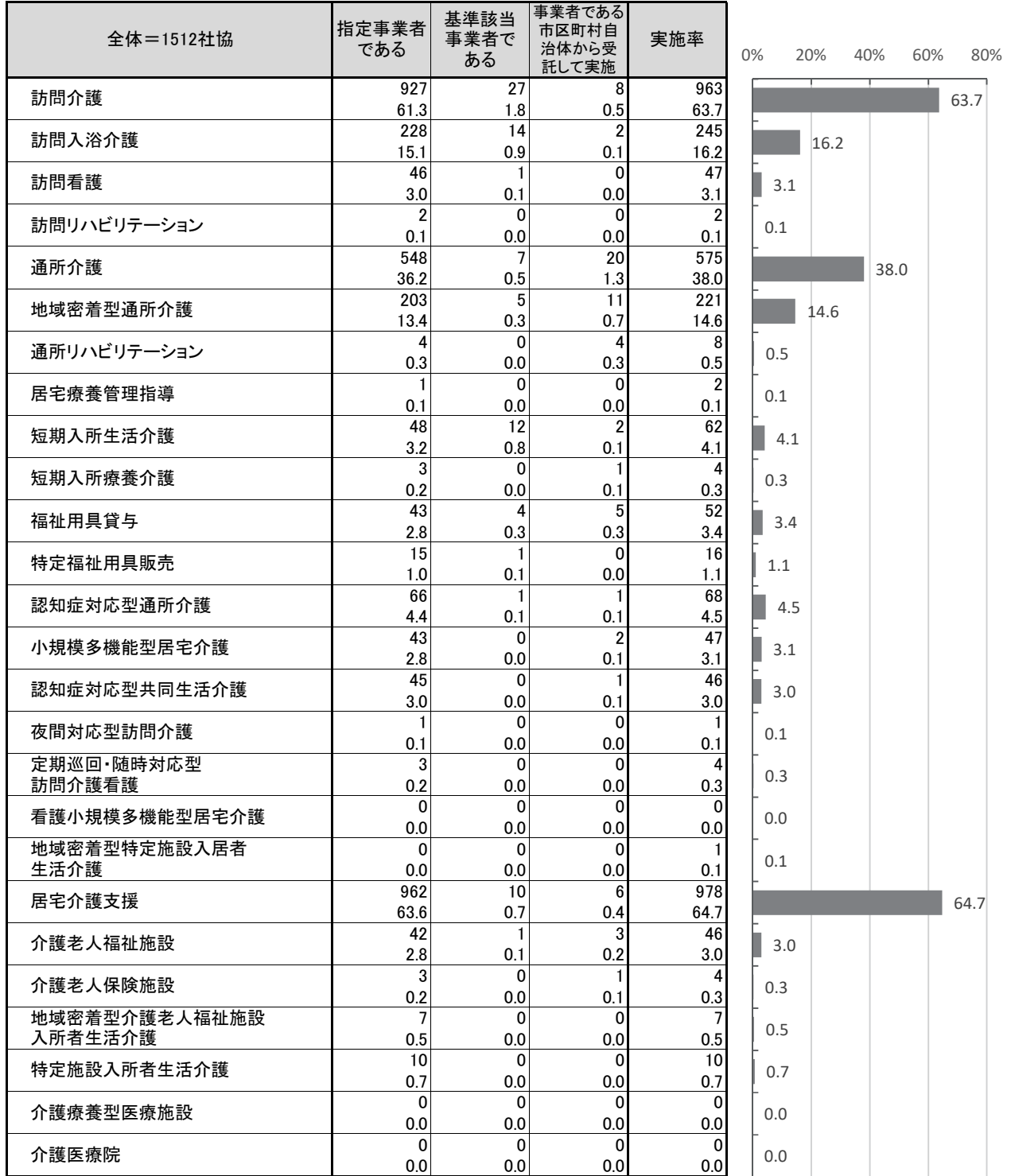


(2) 介護保険事業実施の有無

① 介護保険制度における介護給付(予防含む)サービスの実施状況

- 介護保険制度による介護給付サービスの実施率(指定事業者、基準該当事業者、自治体からの受託の合計)は、「居宅介護支援」64.7%、「訪問介護」63.7%、「通所介護」38.0%などである。

【図表150】介護保険制度における介護給付(予防を含む)サービスの実施状況



② 訪問介護、通所介護について総合事業によるサービス実施の有無

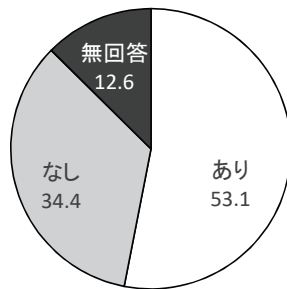
- 訪問介護、通所介護について、総合事業によるサービス実施状況を見ると、「訪問型サービスA」を実施している社協は53.1%、「通所型サービスA」を実施している社協は55.8%である。

▶【図表151】訪問介護、通所介護について総合事業によるサービス実施の有無

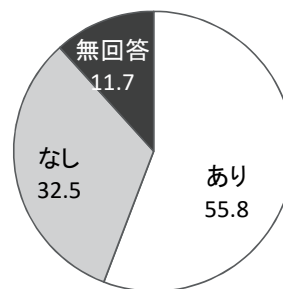
	全 体	あり	なし	無回答
訪問型サービスA	963 100.0	511 53.1	331 34.4	121 12.6
通所型サービスA	575 100.0	321 55.8	187 32.5	67 11.7

上段:社協数、下段: %

<訪問型サービスA>



<通所型サービスA>



(3) 地域包括支援センターの実施状況

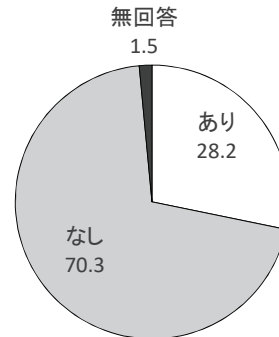
① 地域包括支援センター受託の有無

○ 地域包括支援センターを受託している社協は28.2%(427社協)である。

【図表152】地域包括支援センター受託の有無

	社協数	%
あり	427	28.2
なし	1,063	70.3
無回答	22	1.5
全 体	1,512	100.0

※ランチ・サブセンターは除く



(4) 高齢者福祉サービス実施の有無

○ 高齢者生活支援センター(生活支援ハウス)を運営している社協は6.7%(101社協)、老人(在宅)介護支援センターを運営している社協は5.8%となっている。

【図表153】高齢者福祉サービス実施の有無

	全 体	あり	
養護老人ホームの運営	1,512 100.0	32 2.1	2.1
軽費老人ホーム(ケアハウス含む)の運営	1,512 100.0	9 0.6	0.6
高齢者生活支援センター (生活支援ハウス)の運営	1,512 100.0	101 6.7	6.7
老人(在宅)介護支援センターの 運営	1,512 100.0	87 5.8	5.8

上段: 社協数、下段: %

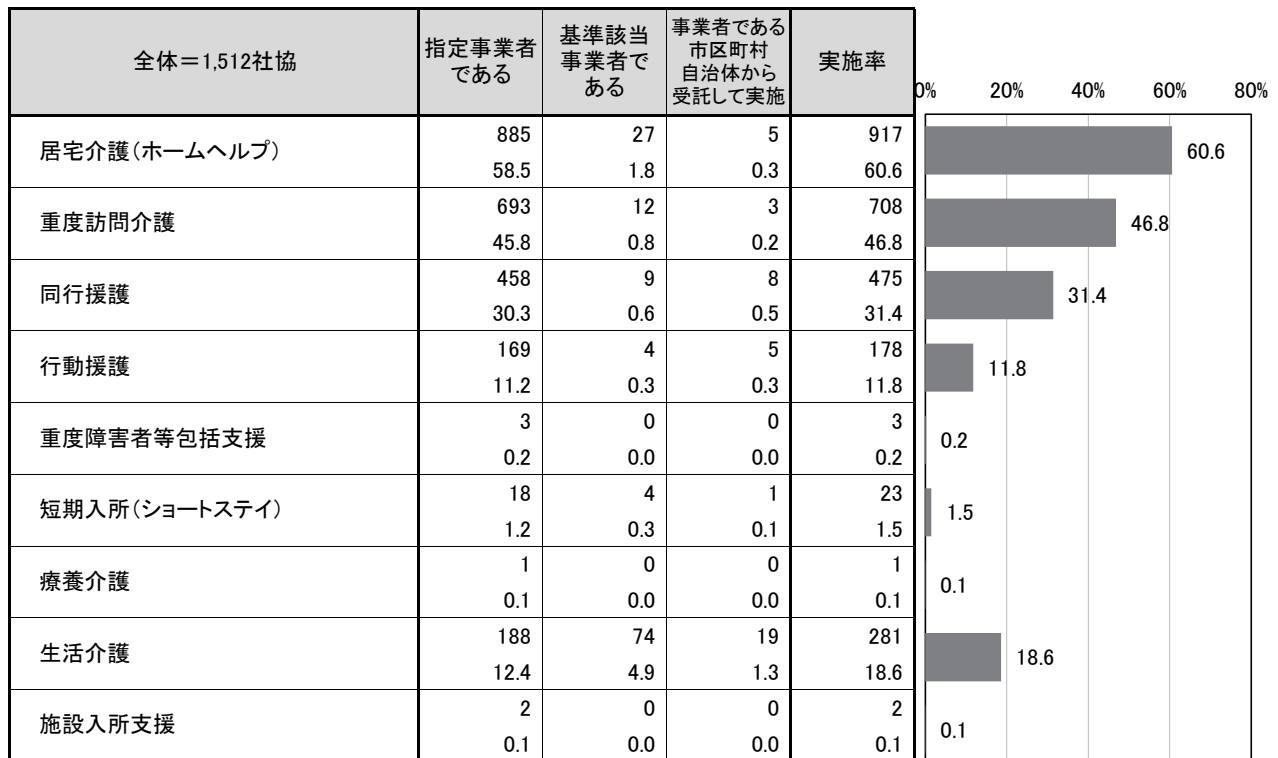
2 障害者(児)を対象とした事業の実施状況

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施の有無

① 自立支援給付における介護給付サービス

- 自立支援給付における介護給付サービスの実施率(指定事業者、基準該当事業者、自治体からの受託の合計)は、「居宅介護(ホームヘルプ)」60.6%、「重度訪問介護」46.8%、「同行援護」31.4%、「生活介護」18.6%などである。

【図表154】①自立支援給付における介護給付サービス



上段:社協数、下段:%

② 自立支援給付における訓練等給付サービス

- 自立支援給付における訓練等給付サービスの実施率(指定事業者、基準該当事業者、自治体からの受託の合計)は、「就労継続支援B型」13.8%が最も多かった。

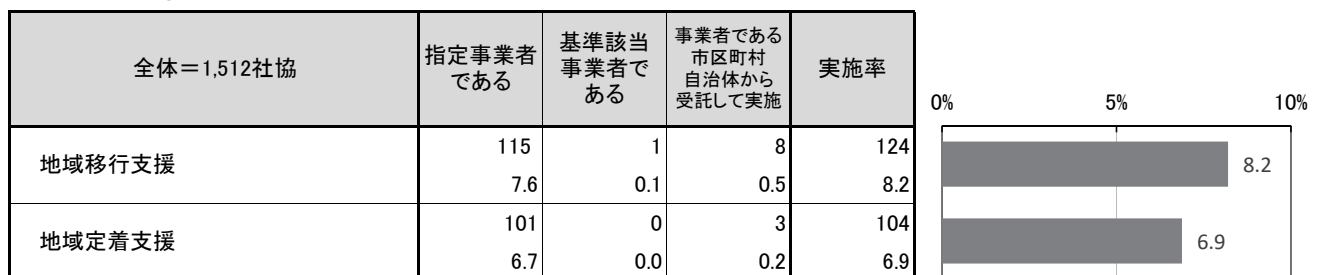
【図表155】②自立支援給付における訓練等給付サービス



③ 地域相談支援給付にかかるサービス

- 地域相談支援給付にかかるサービスの実施率(指定事業者、基準該当事業者、自治体からの受託の合計)は、「地域移行支援」が8.2%、「地域定着支援」が6.9%であった。

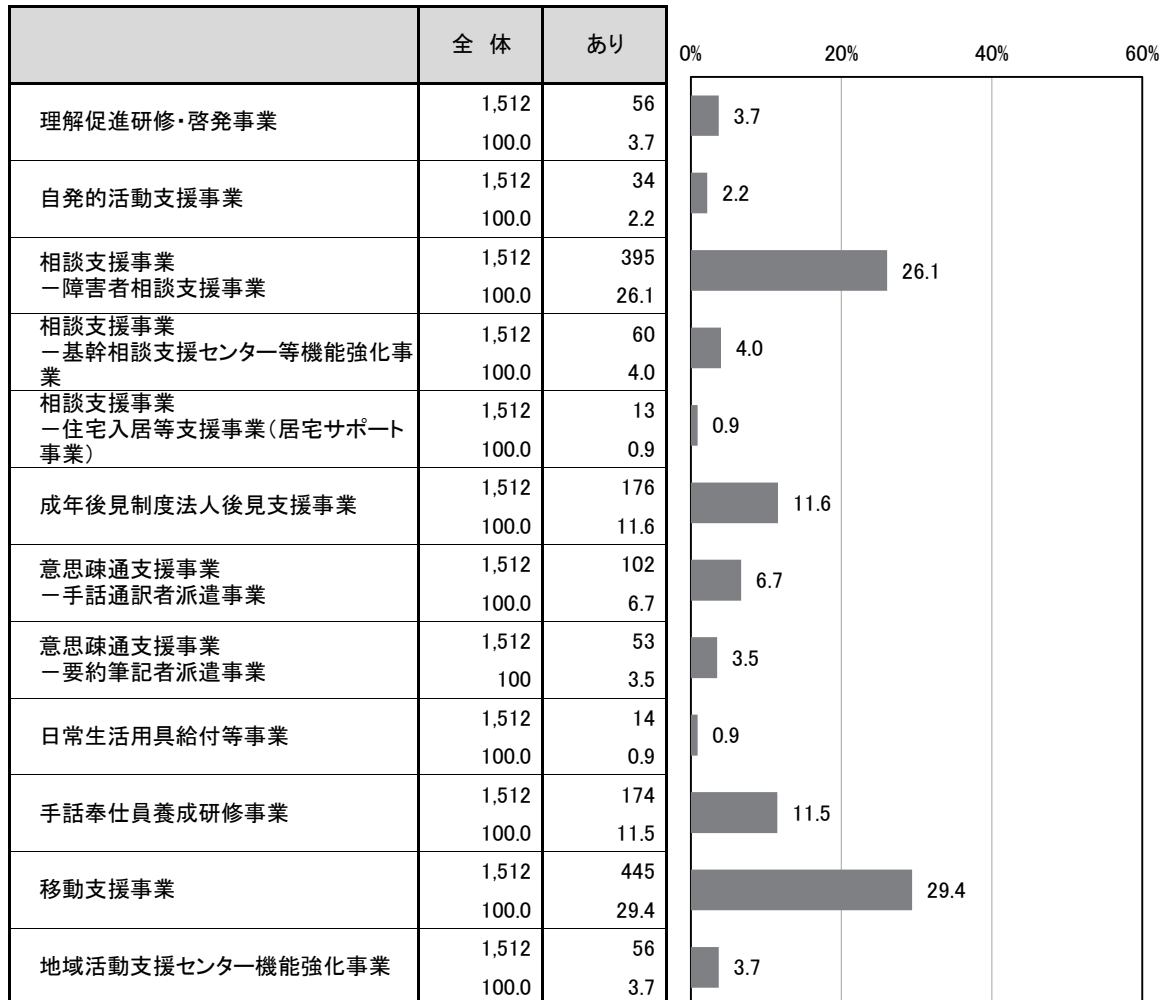
【図表156】③地域相談支援給付にかかるサービス



(2) 障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施状況

- 障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施状況をみると、「移動支援事業」が最も多く29.4%、次いで「相談支援事業－障害者相談支援事業」26.1%、「成年後見制度法人後見支援事業」11.6%、「手話奉仕員養成研修事業」11.5%などがあげられている。

【図表157】地域生活支援事業別実施の有無

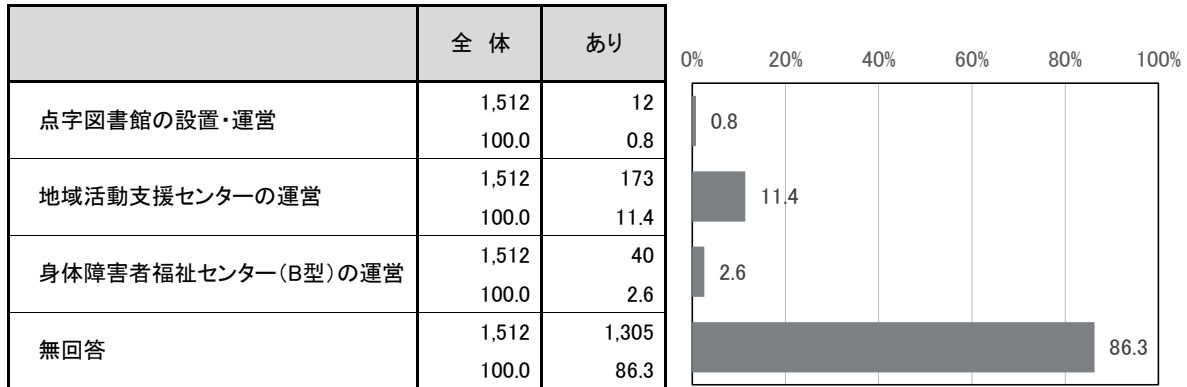


上段：社協数、下段：%

(3) 障害者福祉サービス実施の有無

○ 障害者福祉サービスとして実施されているものは、「地域活動支援センターの運営」が最も多く11.4%となっている。

【図表158】障害者福祉サービス実施の有無

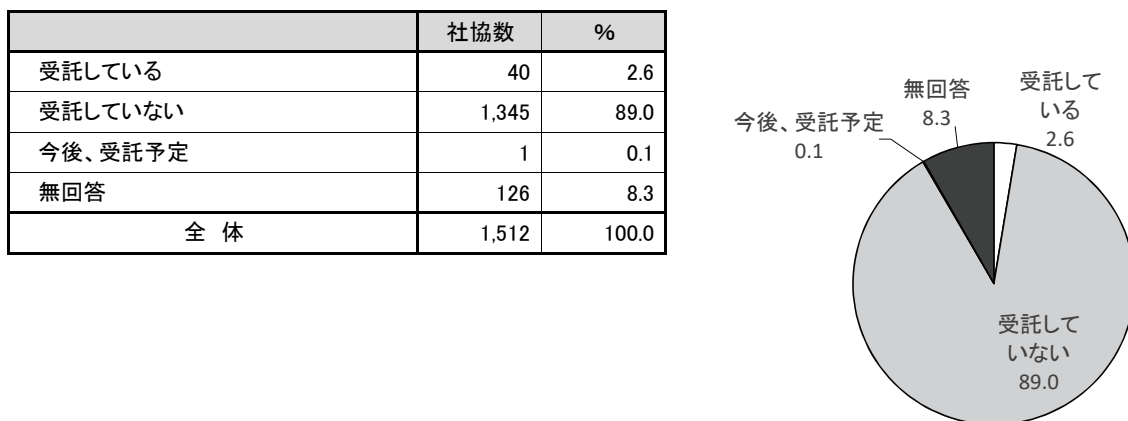


上段: 社協数、下段: %

(4) 市町村障害者虐待防止センターの受託の有無

○ 市町村障害者虐待防止センターを「受託している」社協は2.6%である。

【図表159】市町村障害者虐待防止センターの受託の有無

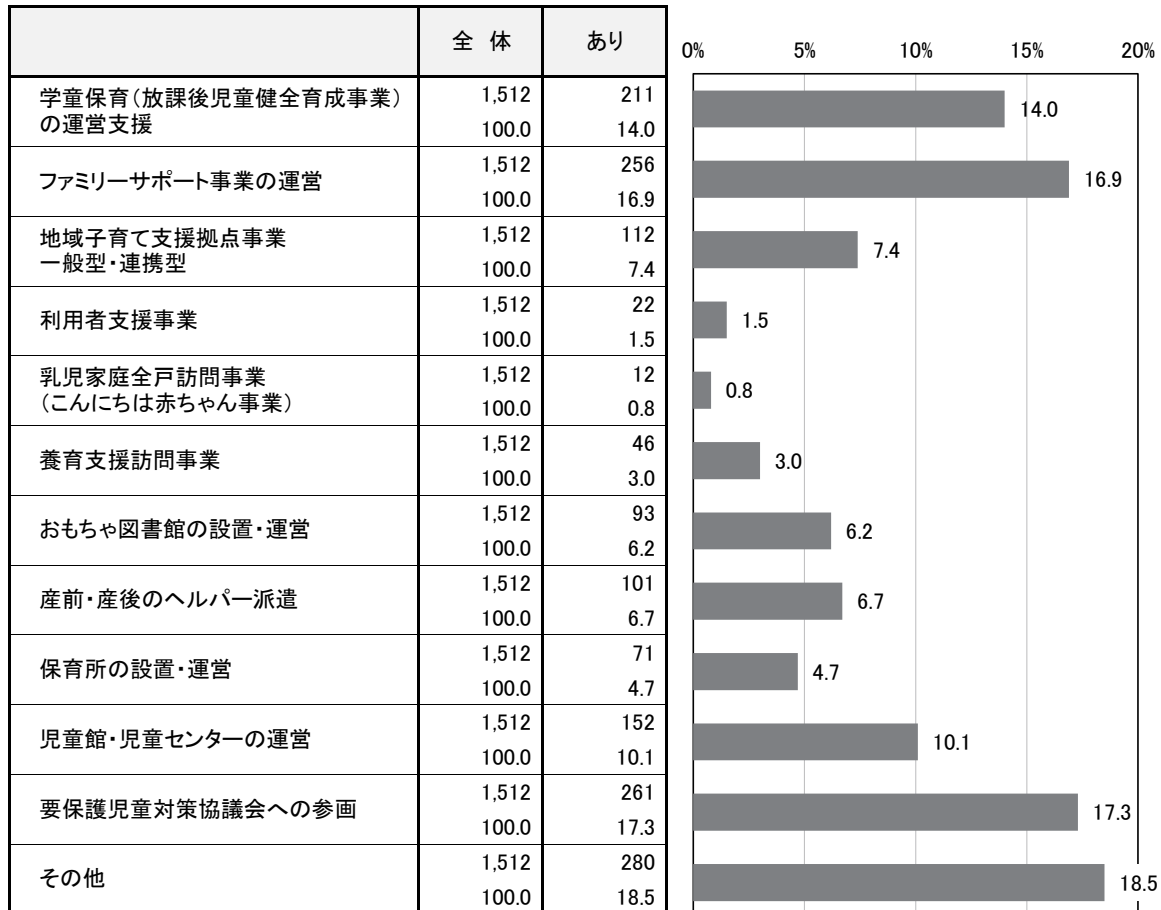


3 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況

(1) 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況

○ 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況をみると、「要保護児童対策協議会への参画」が最も多く17.3%、次いで「ファミリーサポート事業の運営」16.9%、「学童保育(放課後児童健全育成事業)の運営支援」14.0%、「児童館・児童センターの運営」10.1%となっている。

【図表160】子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況



上段: 社協数、下段: %

<その他子ども及び子育て家庭を対象にした事業 主な記載の抜粋>

- ・ 子育てサロン支援
- ・ 子ども居場所づくり事業
- ・ 子育てサポート事業
- ・ 子ども食堂への助成
- ・ ひとり親家庭支援事業
- ・ 育児ヘルパー派遣
- ・ 子どもの学習支援事業
- ・ 子育て活動費助成
- ・ 一時保育・一時預かり
- ・ 子育てサークル支援
- ・ 子ども用品の貸し出し
- ・ 子育て相談／セミナー事業
- ・ 産前産後サポートママ事業
- ・ 児童発達支援センター事業

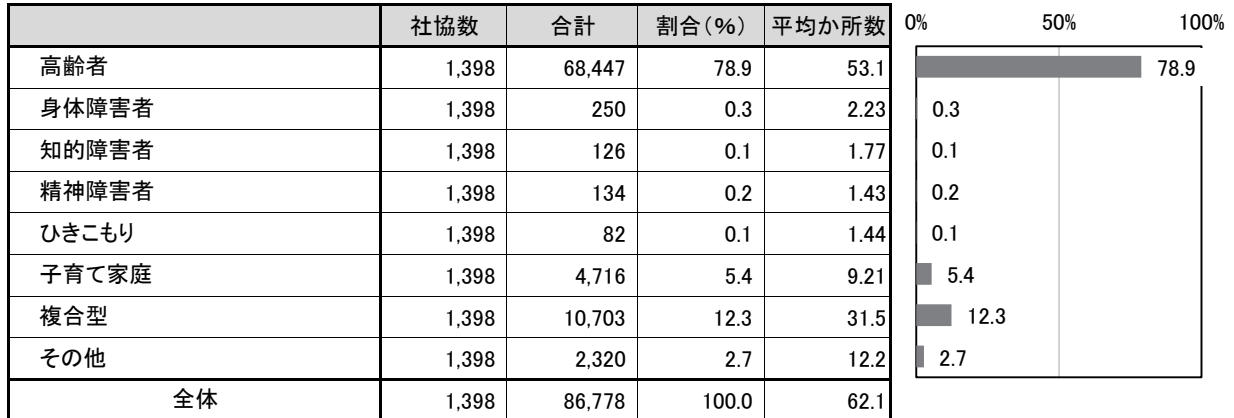
Ⅶ 小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）

1 ふれあい・いきいきサロン

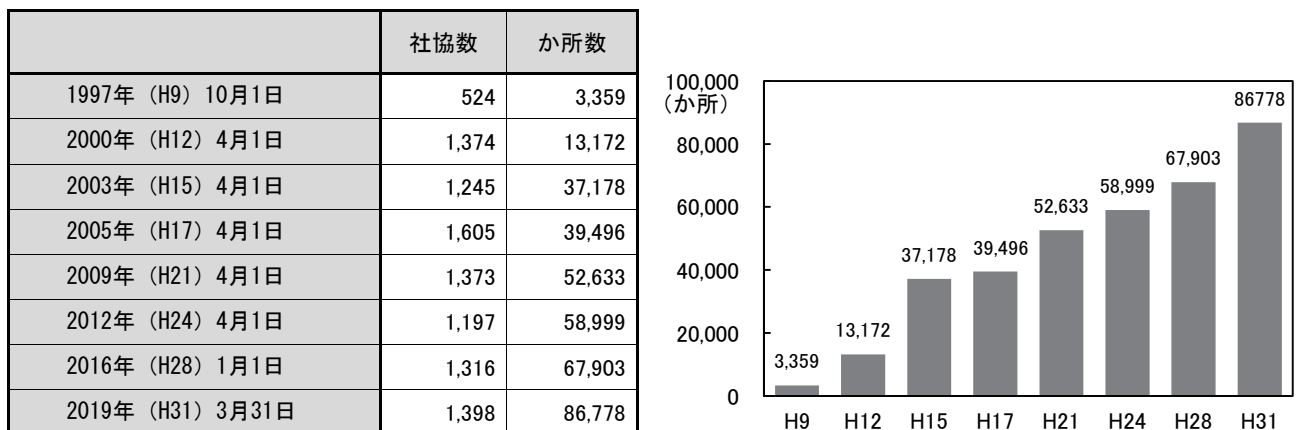
① 社協で把握（実施、支援等）されているふれあい・いきいきサロンのか所数

○ ふれあい・いきいきサロンの実施を主な対象別に見ると、「高齢者」対象が最も多く78.9%、次いで「複合型」12.3%、「子育て家庭」5.4%などとなっている。

【図表161】ふれあい・いきいきサロンのか所数



【図表162】参考 ふれあい・いきいきサロンのか所数＜経年比較＞



【図表163】参考 サロンの実施状況＜経年比較＞

	社協数	実施 市区町村数	実施割合 （%）
1997年（H9）10月1日	3,370	524	15.5
2000年（H12）4月1日	3,368	1,374	40.8
2003年（H15）4月1日	3,330	1,245	37.4
2005年（H17）4月1日	2,249	1,615	71.8
2009年（H21）4月1日	1,704	1,348	79.1
2012年（H24）4月1日	1,217	1,094	89.9
2016年（H28）1月1日	1,457	1,316	90.3
2019年（H31）3月31日	1,512	1,398	92.5

【図表164】市区町村別／ふれあい・いきいきサロンのか所数＜総数＞

	社協数	高齢者	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	ひきこもり
全体	1,398	68,447	250	126	134	82
市(東京23区含む)	648	48,489	161	88	88	59
区(指定都市の区)	100	5,890	49	23	14	9
町	506	11,010	33	12	27	13
村	101	1,181	7	2	3	1

	社協数	子育て 家庭	複合型	その他	合計
全体	1,398	4,716	10,703	2,320	86,778
市(東京23区含む)	648	3,173	7,160	1,512	60,730
区(指定都市の区)	100	1,119	1,910	206	9,220
町	506	262	1,296	446	13,099
村	101	34	101	83	1,412

【図表165】市区町村別／ふれあい・いきいきサロンのか所数＜平均＞

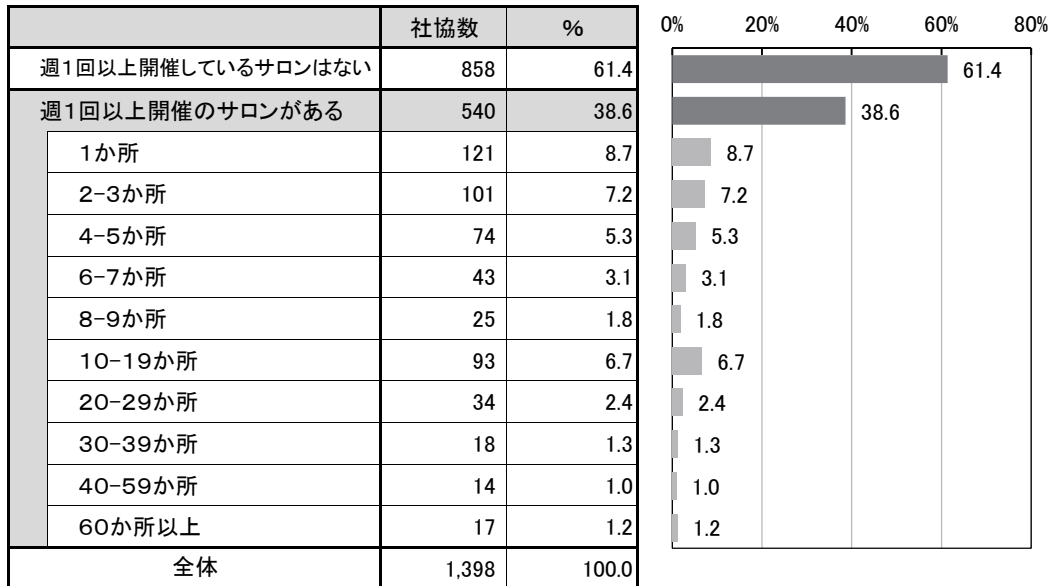
	社協数	高齢者	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	ひきこもり
全体	1,398	53.4	2.2	1.8	1.4	1.4
市(東京23区含む)	648	80.7	2.2	1.8	1.5	1.6
区(指定都市の区)	100	61.4	4.9	2.9	1.3	1.5
町	506	24.0	1.6	1.0	1.3	1.0
村	101	13.0	1.2	1.0	1.5	1.0

	社協数	子育て 家庭	複合型	その他	合計
全体	1,398	9.2	31.5	12.2	62.1
市(東京23区含む)	648	9.9	39.6	14.7	93.7
区(指定都市の区)	100	15.1	39.8	9.8	92.2
町	506	3.0	16.0	10.1	25.9
村	101	2.1	5.3	5.5	14.0

① -1 ふれあい・いきいきサロンのうち、平均して週1回以上開催しているサロンのか所数

- ふれあい・いきいきサロンの内、「平均して週1回以上開催しているサロン」がある社協は38.6%、サロンの総数は7,076か所である。
週1回以上開催しているサロンが1社協あたり何か所かあるかをみると、「1か所」が最も多く8.7%、次いで「2-3か所」7.2%、「10-19か所」6.7%の順となっている。

【図表166】平均して週1回以上開催しているサロンのか所数



【図表167】市区町村別／平均して週1回以上開催しているサロンのか所数

	社協数	総数	平均
全体	540	7,076	13.1
市（東京23区含む）	284	4,751	16.7
区（指定都市の区）	54	1,032	19.1
町	155	864	5.6
村	34	131	3.9

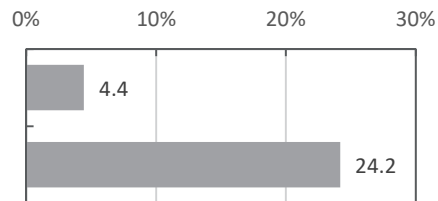
① -2 ふれあい・いきいきサロンのうち、介護保険の総合事業において位置付けられているものの有無

- 介護保険の総合事業において、「通所型サービスB」として位置付けられているサロンがある
社協は4.4%、「一般介護予防事業の『通いの場』」と位置づけられるサロンがある社協は24.2%
となっている。

【図表168】ふれあい・いきいきサロンの内、介護保険の総合事業において位置づけられているもの

	社協数	あり
通所型サービスB	1,398	62
	100.0	4.4
一般介護予防事業の「通いの場」	1,398	338
	100.0	24.2
全 体	1,398	100

上段:社協数 下段:%



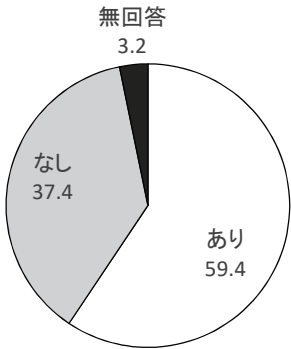
2 見守り支援活動（小地域ネットワーク活動）

① 見守り支援活動の有無

○ 見守り支援活動は59.4%（898社協）で実施されている。

【図表169】見守り支援活動の有無

	社協数	%
あり	898	59.4
なし	566	37.4
無回答	48	3.2
全 体	1,512	100.0



① -1 平成31年3月31日現在の実際に見守りを行っている対象世帯の総数と、活動対象者別の内訳

○ 見守り活動をしていると回答した社協における、対象世帯の総数は2,094,063世帯、平均2,979世帯となっている。

➡ 【図表170】見守り対象世帯の総数

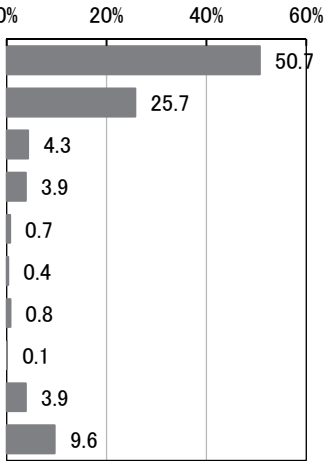
総世帯数	2,094,063
平均世帯数	2,979
回答社協数	703

*見守り「あり」のうち、世帯数の回答があった社協のみ集計

○ 活動対象者別の内訳をみると、「ひとり暮らし高齢者」が50.7%と最も多く、次いで「高齢者のみ世帯」25.7%となっている。

➡ 【図表171】活動対象者別の内訳

	社協数	世帯数	割合	平均(世帯)
ひとり暮らし高齢者	703	583,388	50.7	1039.9
高齢者のみ世帯	703	296,358	25.7	750.3
要介護高齢者	703	49,774	4.3	371.5
身体障害児者	703	44,411	3.9	261.2
知的障害児者	703	8,155	0.7	77.7
精神障害者	703	4,047	0.4	40.5
ひとり親(母子)家庭	703	8,830	0.8	110.4
ひとり親(父子)家庭	703	1,019	0.1	22.2
複合型	703	44,337	3.9	661.8
その他	703	110,905	9.6	609.4
合 計	703	1,151,224	100.0	1282.0



※見守り対象世帯の総数(2,094,063世帯)のうち、活動対象者別の内訳の回答があった1,151,224世帯分を集計

【図表172】市区町村別／見守り支援活動の有無

	社協数	あり	なし	無回答
全体	1,512 100.0	898 59.4	566 37.4	48 3.2
市(東京23区含む)	667 100.0	449 67.3	203 30.4	15 2.2
区(指定都市の区)	110 100.0	94 85.5	13 11.8	3 2.7
町	562 100.0	275 48.9	266 47.3	21 3.7
村	124 100.0	53 42.7	66 53.2	5 4.0
無回答	49 100.0	27 55.1	18 36.7	4 8.2

上段:社協数、下段:%

【図表173】市区町村別／見守り対象世帯の総数

	見守りあり 社協数	回答社協数	総数	平均
全体	898	703	2,094,063	2,978.8
市(東京23区含む)	449	345	1,395,851	4,045.9
区(指定都市の区)	94	68	533,014	7,838.4
町	275	225	138,843	617.1
村	53	44	8,854	201.2
無回答	27	21	17,501	833.4

【図表174】市区町村別／活動対象者別の内訳＜総数＞

	社協数	ひとり暮らし 高齢者	高齢者のみ 世帯	要介護 高齢者	身体 障害児者	知的 障害児者
全体	703	583,388	296,358	49,774	44,411	8,155
市(東京23区含む)	345	368,140	153,438	19,219	22,426	4,351
区(指定都市の区)	68	150,551	110,523	24,132	17,791	2,543
町	225	53,833	27,601	5,502	3,919	1,143
村	44	5,131	2,077	66	40	6
無回答	21	5,733	2,719	855	235	112

	社協数	精神 障害者	ひとり親 (母子)家庭	ひとり親 (父子)家庭	複合型	その他	合計
全体	703	4,047	8,830	1,019	44,337	110,905	1,151,224
市(東京23区含む)	345	1,556	4,341	479	41,056	81,125	696,131
区(指定都市の区)	68	1,779	3,608	413	996	22,881	335,217
町	225	604	770	125	1,864	6,743	102,104
村	44	11	4	1	419	82	7,837
無回答	21	97	107	1	2	74	9,935

※見守り対象世帯の総数(2,094,063世帯)のうち、活動対象者別の内訳の回答があった1,151,224世帯分を集計

【図表175】市区町村別／活動対象者別の内訳＜平均＞

	社協数	ひとり暮らし 高齢者	高齢者のみ 世帯	要介護 高齢者	身体 障害児者	知的 障害児者
全体	703	1,039.9	750.3	371.5	261.2	77.7
市(東京23区含む)	345	1,389.2	886.9	325.8	287.5	92.6
区(指定都市の区)	68	2,952.0	2,046.7	1,608.8	523.3	141.3
町	225	284.8	214.0	125.1	93.3	36.9
村	44	135.0	74.2	7.3	4.0	1.2
無回答	21	318.5	247.2	122.1	39.2	28.0

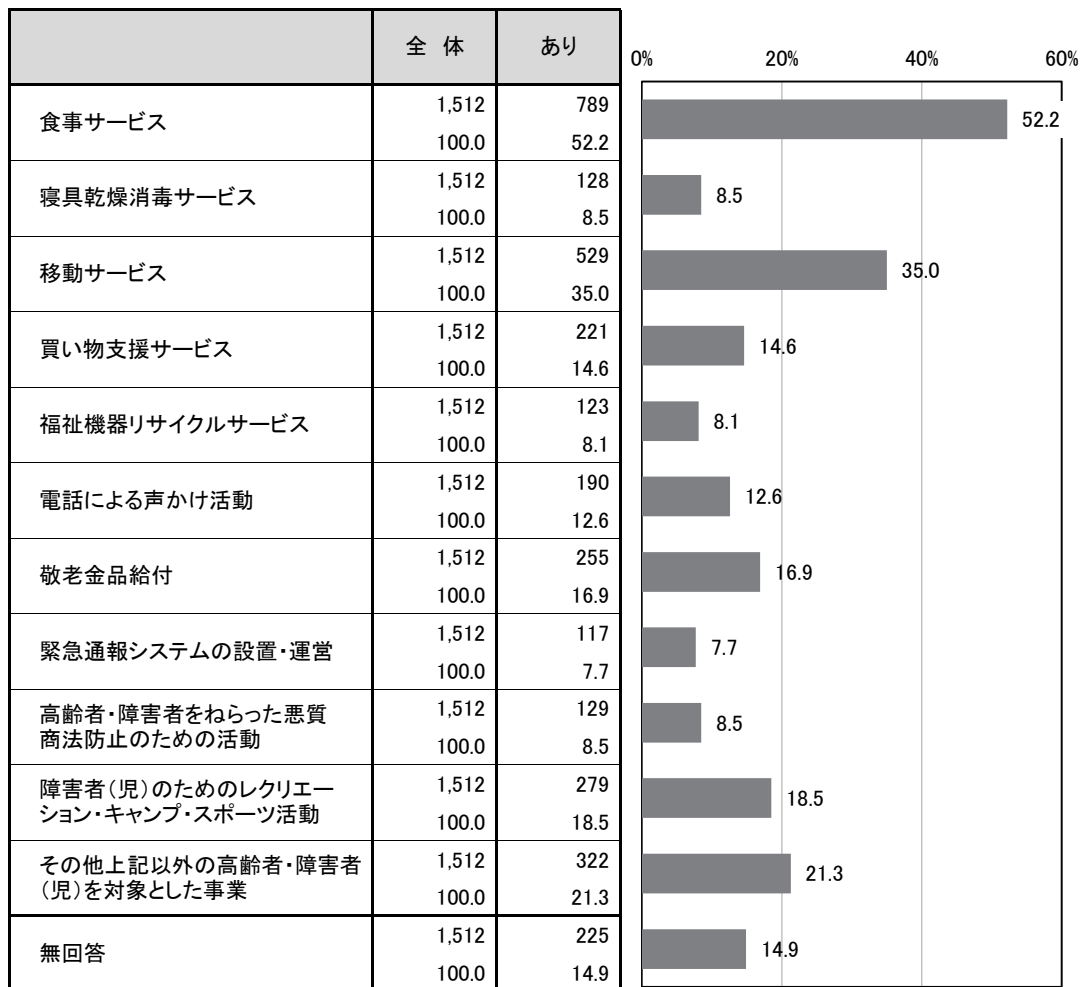
	社協数	精神 障害者	ひとり親 (母子)家庭	ひとり親 (父子)家庭	複合型	その他	合計
全体	703	40.5	110.4	22.2	661.8	609.4	1,282.0
市(東京23区含む)	345	37.1	103.4	20.0	1,324.4	827.8	1,550.4
区(指定都市の区)	68	118.6	240.5	82.6	199.2	693.4	3,566.1
町	225	18.3	42.8	8.9	81.0	164.5	371.3
村	44	2.2	1.3	0.5	59.9	11.7	147.9
無回答	21	19.4	53.5	1.0	2.0	24.7	368.0

Ⅷ その他サービスの取り組み状況

1 高齢者・障害者(児)を対象とした事業

- 高齢者・障害者(児)を対象とした事業の実施状況を事業別にみると、「食事サービス」が最も多く52.2%、次いで「移動サービス」35.0%、「障害者(児)のためのレクリエーション・キャンプ・スポーツ活動」18.5%、「敬老金品給付」16.9%、「買い物支援サービス」14.6%などがあげられている。

【図表176】高齢者・障害者(児)を対象とした事業の実施状況(事業別)



上段:社協数、下段: %

※なお、「食事サービス」については、デイサービス事業による給食サービスは除く

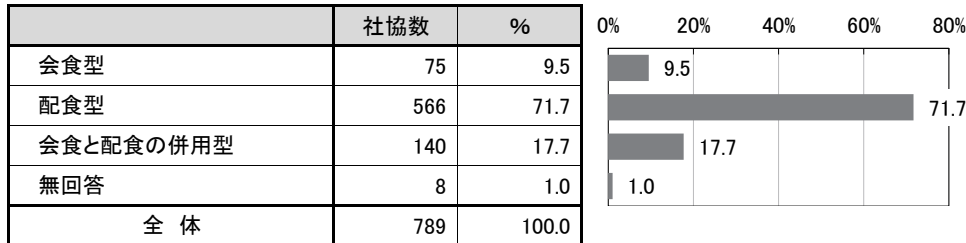
<その他高齢者・障害者(児)を対象とした事業 主な記載の抜粋>

- ・ 機器用品、福祉車両の貸与・貸し出し
- ・ ひとり暮らし高齢者、障害者の交流会
- ・ 高齢者見守り事業／おげんき見守り電話
- ・ ふれあいスポーツ大会
- ・ 除雪派遣サービス
- ・ 紙おむつ・防水シート配布
- ・ いきいき訪問サービス
- ・ ふれあい昼食会・食事会
- ・ 家事援助サービス
- ・ 訪問理美容サービス
- ・ 助成金
- ・ ひとり暮らし高齢者の日帰り旅行支援
- ・ 介護者支援事業
- ・ 音声翻訳サービス
- ・ 救急キット配布事業
- ・ 記念日イベント

① -1 食事の形態

- 食事サービスを実施する789社協のうち、食事サービス実施社協における食事の形態は「配食型」が最も多く71.7%、次いで「会食と配食の併用型」17.7%、「会食型」9.5%の順となっている。

【図表177】食事の形態



① -2 移動サービスの延べサービスの提供回数

- 移動サービスを実施する社協529社協のうち平成30年度の延べサービス提供回数は、351,620回で平均879回である。

【図表178】延サービス提供回数

平成30年度の延サービス提供回数	351,620 回
1社協あたりの年平均	879 回
1社協あたりの月平均	73 回
無回答	129 社協
回答社協数	400 社協

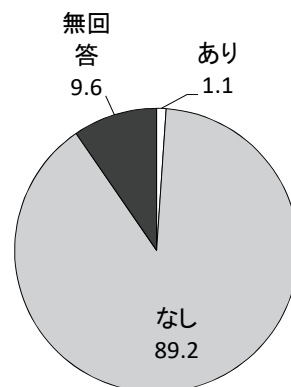
* 延べサービス提供回数及び平均は移動サービスありのうち、回答があったものを集計

③ -2 介護保険の総合事業における「訪問型サービスD」としての位置づけ

- 介護保険の総合事業における「訪問型サービスD」として位置づけられている社協は1.1%である。

【図表179】介護保険の総合事業における「訪問型サービスD」としての位置づけ

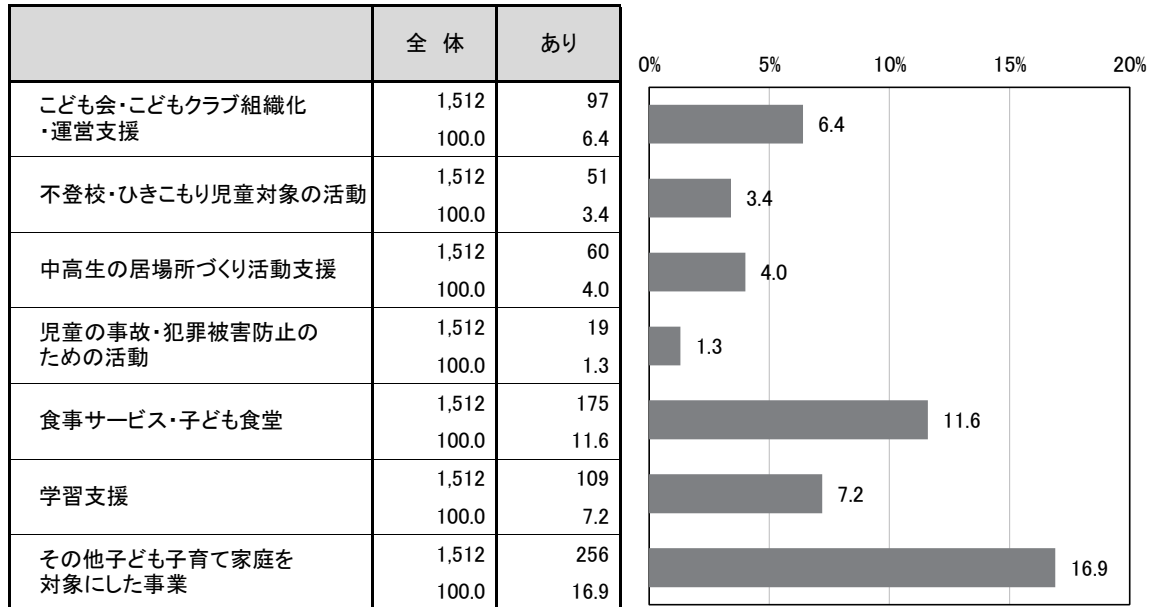
	社協数	%
あり	6	1.1
なし	472	89.2
無回答	51	9.6
全 体	529	100.0



2 子どもや子育て家庭を対象とした事業

○ 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況を事業別にみると、「その他子ども子育て家庭を対象とした事業」16.9%が最も多く、「食事サービス・子ども食堂」11.6%などがこれに次ぐ。

【図表180】子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況（事業別）



上段：社協数、下段：%

＜その他子ども及び子育て家庭を対象にした事業 主な記載の抜粋＞

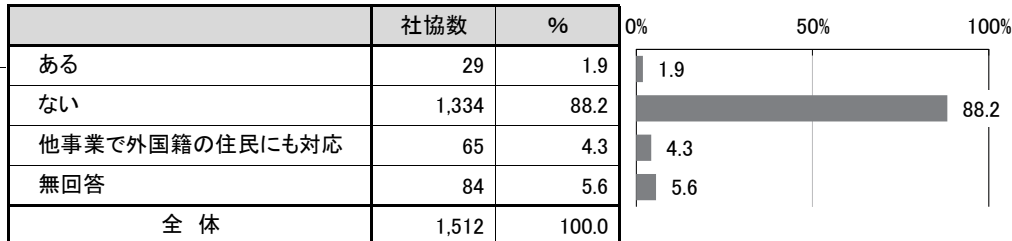
- ・ 子育てサロンの開設
- ・ ひとり親家庭支援事業
- ・ 福祉教育講習会
- ・ 子どもの居場所づくり／サマースクール
- ・ 支援金助成金支給
- ・ 子育て交流会
- ・ 子育て支援育成事業
- ・ イベント開催
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 子育て支援事業

3 外国籍の住民に対する支援

① 外国籍の住民に対する支援事業の有無

- 外国籍の住民に対する支援事業を実施している社協は1.9%である。「他事業で外国籍の住民にも対応」しているという社協は4.3%である。

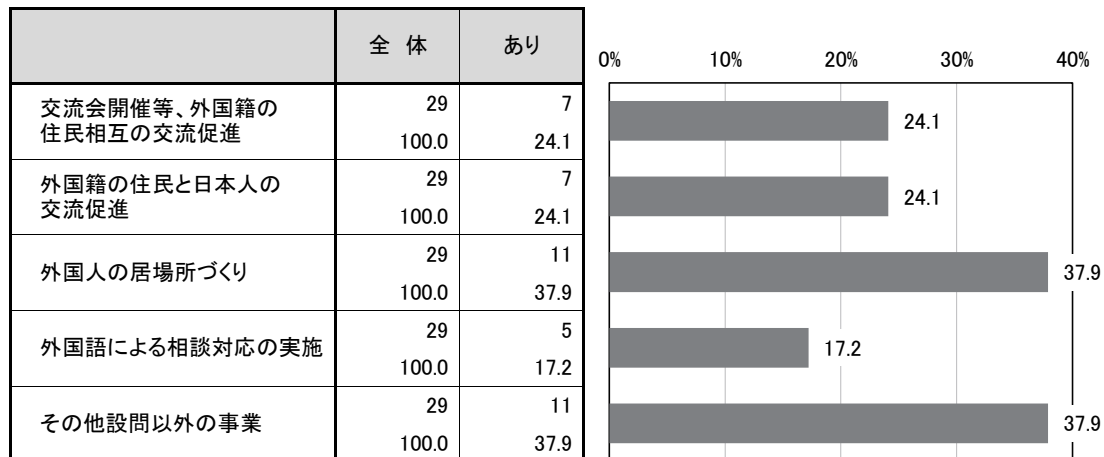
【図表181】外国籍の住民に対する支援事業の有無(2018年実績)



① -1 外国籍の住民に対する支援事業

- 外国籍の住民に対する支援事業の内訳をみると、「外国人の居場所づくり」が最も多く37.9%、「交流会開催等、外国籍の住民相互の交流促進」と「外国籍の住民と日本人の交流促進」がともに24.1%、「外国語による相談対応の実施」17.2%であった。

▶ 【図表182】外国籍の住民に対する支援事業



上段:社協数、下段:%

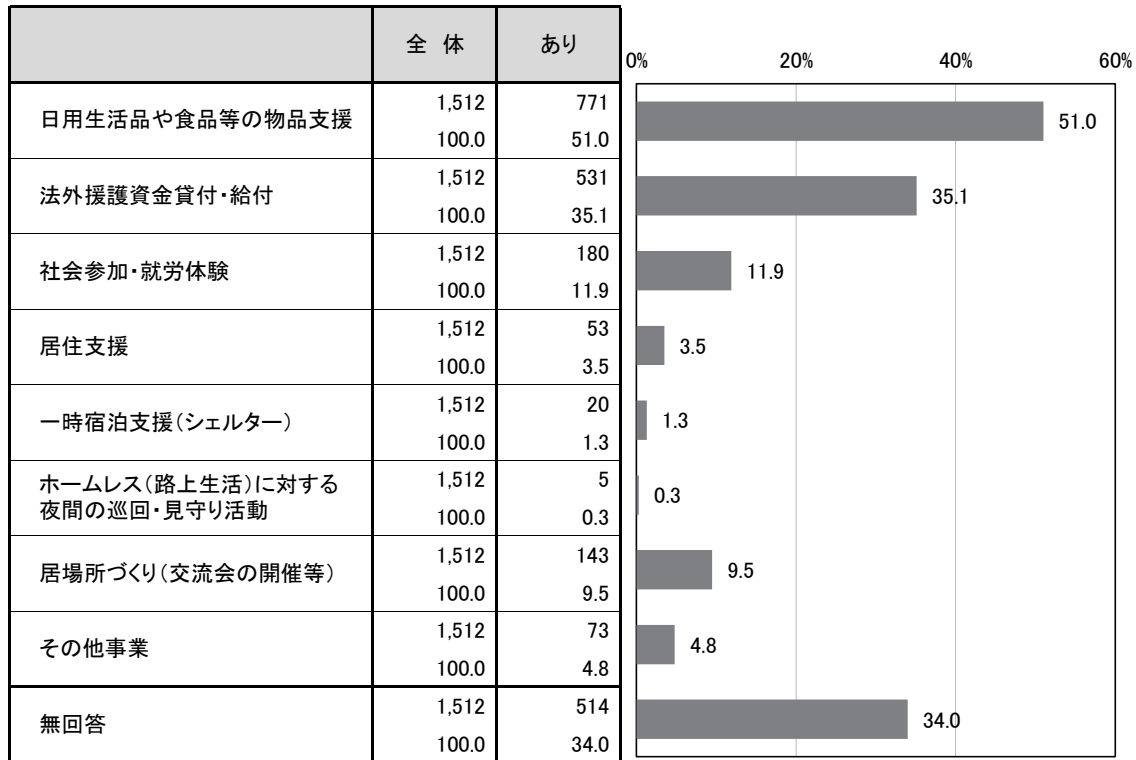
<その他設問以外の事業 主な記載の抜粋>

- ・ 学習支援活動への助成
- ・ 居場所づくり講座の開催と組織化およびその組織の支援
- ・ 介護職員初任者研修における外国籍受講者への受講支援
- ・ 国際交流協会の日本語教室への保育ボランティア
- ・ 災害時における語学サポーターによる緊急避難支援
- ・ 児童館や国際交流協会での相談窓口の情報提供
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 外国人親子支援事業(児童館情報交換会、児童館研修会等)
- ・ 小中学生を対象にした福祉体験事業で国際交流(1日実施)

4 生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業(制度外)

- 生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業(制度外)について、「日常生活品や食品等の物品支援」を実施している社協が最も多く51.0%、次いで「法外援助資金貸付・給付」35.1%、「社会参加・就労体験」11.9%「居場所づくり(交流会の開催等)」9.5%などとなっている。

【図表183】生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業(制度外)の有無



上段:社協数、下段:%

<その他事業 主な記載の抜粋>

- ・フードバンクによる食の支援
- ・就労支援
- ・居場所づくり活動支援
- ・ひきこもり家族交流会
- ・ひきこもり支援の研修会開催
- ・生活困難者総合相談
- ・サポーターの育成
- ・ひきこもり相談窓口
- ・ライフレスキュー
- ・セーフティーネット事業
- ・講演会の開催
- ・無料入浴券の配布

5 その他活発あるいは先駆的な事業・取り組み等

＜その他事業 主な記載の抜粋＞

- ・ アクティブシニア就業支援事業（高齢者無料職業紹介所）
- ・ エンディングサポート事業～火葬や葬儀をする人がいない方のための葬儀業者への取り次ぎ
- ・ 高齢者・重度身障世帯除雪サービス
- ・ 高齢者のファッションショー
- ・ 地域から孤立気味の独居高齢者のごみ屋敷への対応。地域住民の協力による片づけ
- ・ 冬期間、豪雪等で生活が困っている独居高齢者の生活支援として、共同生活のできる施設の開設
- ・ 100歳体操の実施（毎週木曜）
- ・ 支えあいマップづくり事業（災害時の要援護者支援事業）
- ・ ふれあい支え合いマップづくり事業
- ・ 施設が地域に提供できる機能・サービスの登録情報の、その情報を一覧表にまとめ、地域住民への提供
- ・ 買物や外出に困難を抱える高齢者や障がい者などを対象にした買物支援バスの運行
- ・ ワークショップの手法を用いながらの福祉座談会の実施、その意見を今後の福祉のまちづくりプランとしてまとめている
- ・ 市民を対象とした「福祉活動推進員育成講座」の開催
- ・ 地域福祉におけるIT活用事業
- ・ ICTを活用した、買物支援、徘徊高齢者等家族支援及び介護予防について民間企業や関係機関と実用化に向けた取り組み
- ・ ひきこもり・未就労・障害者の居場所づくりや社会参加の場として福祉農園を計画
- ・ 安心・安全情報キット配付事業
- ・ 救急医療情報キット配布事業「生命のバトン」
- ・ 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業
- ・ 災害支援プロジェクトの職員に防災士の資格を取得させ、被災地に派遣
- ・ 青年交流事業（出会いの場創造事業）
- ・ 不登校・ひきこもり児童生徒の支援
- ・ 里子に対する学習支援（進学目的とした）
- ・ 子ども食堂
- ・ 保護観察対象者の社会貢献活動受け入れ
- ・ 被災地支援事業（さくら交流会、“絆”事業、おしゃべり茶話会）

第二部

平成30年度市区町村社会福祉協議会 職員状況調査結果

◆ 調査の概要

1 調査目的

「社会福祉協議会職員状況調査」は、全市区町村社会福祉協議会を対象とした調査であり、市区町村社協の職員数、正規・非正規職員の割合など、市区町村社協職員の状況を明らかにすることを目的として実施した。

2 調査対象

平成31年3月31日現在に存在する全市区町村社会福祉協議会	1,846 か所
回収した全市区町村社会福祉協議会	1,568 か所
市社会福祉協議会（特別区社会福祉協議会を含む）	682 か所
指定都市の区社会福祉協議会	137 か所
町社会福祉協議会	610 か所
村社会福祉協議会	139 か所

※指定都市社会福祉協議会は、上記の市社会福祉協議会に含んでいない。

※指定都市の区社協には、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市は入っていない。

3 回収率 84.9 %

4 調査時点 平成31年3月31日現在

5 調査方法

全社協のメール環境を利用して実施、調査票は社会福祉協議会アンケートシステムを利用して回収した。

◆基本的属性

◆都道府県分布

	対象数	回答数	回答数/全回答数
北海道	178	120	7.65
青森県	40	34	2.17
岩手県	33	31	1.98
宮城県	34	22	1.40
秋田県	25	22	1.40
山形県	35	31	1.98
福島県	59	55	3.51
茨城県	44	40	2.55
栃木県	25	24	1.53
群馬県	35	32	2.04
埼玉県	62	61	3.89
千葉県	53	44	2.81
東京都	62	58	3.70
神奈川県	30	25	1.59
新潟県	29	26	1.66
富山県	15	15	0.96
石川県	19	16	1.02
福井県	17	17	1.08
山梨県	27	23	1.47
長野県	77	64	4.08
岐阜県	42	36	2.30
静岡県	33	27	1.72
愛知県	53	48	3.06
三重県	29	26	1.66
滋賀県	19	17	1.08
京都府	25	19	1.21
大阪府	41	36	2.30
兵庫県	40	33	2.10
奈良県	39	37	2.36
和歌山県	30	28	1.79
鳥取県	19	15	0.96
島根県	19	19	1.21
岡山県	26	22	1.40
広島県	22	20	1.28
山口県	19	18	1.15
徳島県	24	13	0.83
香川県	17	14	0.89
愛媛県	20	20	1.28
高知県	34	17	1.08
福岡県	58	53	3.38
佐賀県	20	18	1.15
長崎県	21	13	0.83
熊本県	44	36	2.30
大分県	18	15	0.96
宮崎県	26	21	1.34
鹿児島県	43	42	2.68
沖縄県	41	29	1.85

	対象数	回答数	回答数/全回答数
札幌市	10	9	0.57
横浜市	18	16	1.02
川崎市	7	7	0.45
新潟市	8	8	0.51
名古屋市	16	16	1.02
京都市	11	11	0.70
大阪市	24	22	1.40
神戸市	9	7	0.45
広島市	8	8	0.51
北九州市	7	5	0.32
福岡市	7	7	0.45
全 体		1,568	100

◆市区町村の人口分布

		回答社協数	%
1	1万人未満	397	25.3
2	1-2万人未満	243	15.5
3	2-4万人未満	255	16.3
4	4-6万人未満	164	10.5
5	6-8万人未満	108	6.9
6	8-10万人未満	77	4.9
7	10万人台	196	12.5
8	20万人台	69	4.4
9	30万人台	28	1.8
10	40万人以上	31	2.0
全 体		1,568	100.0

◆市区町村区分

		対象数	回答社協数	%
1	市(東京23区含む)	793	682	43.5
2	区(指定都市の区)	745	137	8.7
3	町	183	610	38.9
4	村	125	139	8.9
全 体		1,846	1,568	100.0

◆ 調査結果

1 職員の状況

- 平成31年3月31日現在の市区町村社協職員の合計は、122,104人である。
また、その内訳は、図表1のとおりである。正規職員の18.0%は業務を兼務している。

【図表1】市区町村社協職員設置状況の内訳

(単位:人)

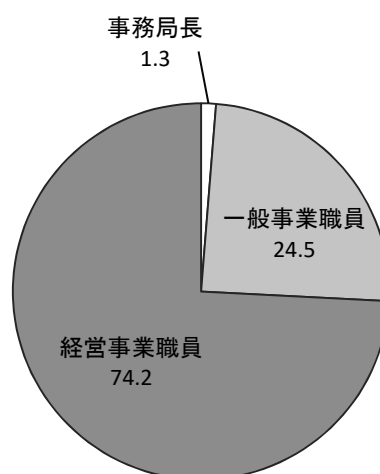
	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	1,067	222	447	43	1,557
2. 法人運営部門職員	4,520	1,156	1,568	651	6,739
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	4,883	2,573	1,847	1,648	8,378
4. ボランティア・市民活動センター職員	1,105		520	343	1,968
5. 福祉サービス利用支援部門職員(①+②)	4,984	1,020	3,166	4,733	12,883
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	4,622	944	2,907	4,387	11,916
②1以外の相談担当	362	76	259	346	967
6. 介護保険サービス担当職員	14,958	1,353	11,822	26,259	53,039
7. 障害福祉サービス担当職員	2,566	354	2,505	4,160	9,231
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	3,208	149	5,227	12,754	21,189
9. 会館運営事業担当職員	198	61	572	1,462	2,232
10. その他の職員	1,496	116	1,414	1,978	4,888
合 計	38,985	7,004	29,088	54,031	122,104

※社協数:1,846 回答社協数:1,568

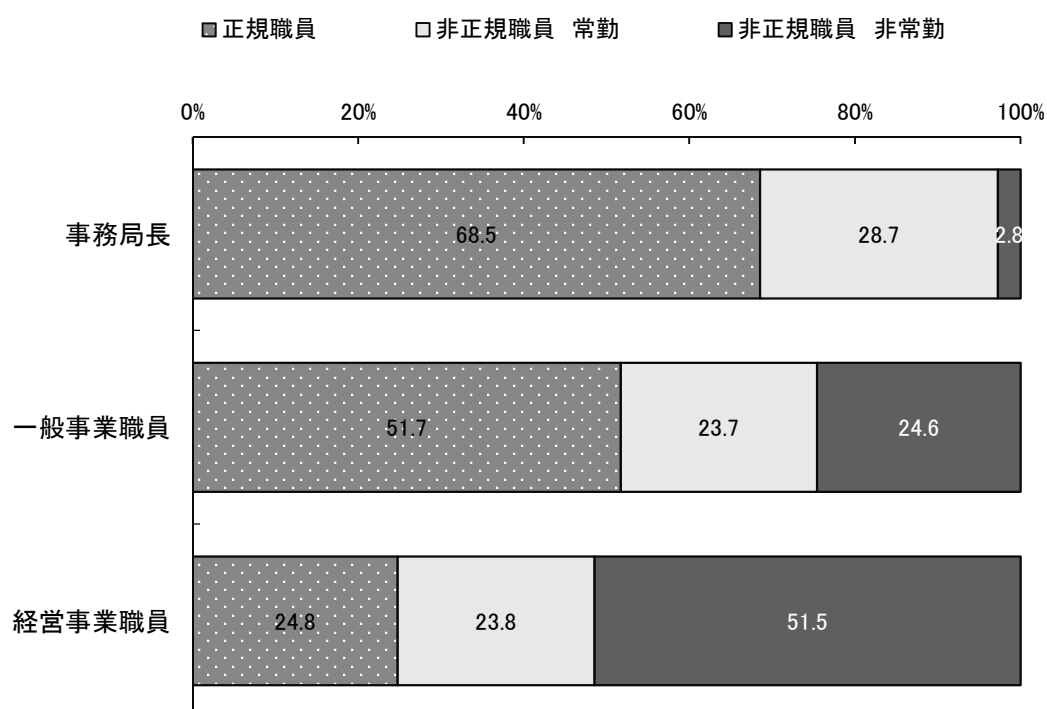
- 正規職員とはフルタイムで働いていて、雇用期限がない(定年まで勤務できる)職員である。
○ 定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、正規職員とする。
○ 非正規常勤とは正規職員以外のフルタイムで働き、週の所定労働時間が正規職員の3/4以上の職員である(期間を限定した嘱託採用の職員など)。
○ 非正規非常勤職員とは、非正規常勤の条件を満たさない職員である(臨時職員やパートなど)。
○ 育児休業中・介護休業中の職員は(10)その他にカウントしている。
○ 行政に出向している職員はカウントしていない。
○ 行政からの出向職員及び行政兼務職員も含まれている。
○ 登録ヘルパーもカウントしている。
○ 兼務者は業務の按分に即していずれか1つの欄を選んでカウントし、兼務者欄にも記入している。
○ 兼務をされていて、按分比が5:5である等、いずれか選び難い場合は、()の中の数字が若いほうの職種でカウントしている。

【図表2-1】市区町村社協職員設置状況(正規＋非正規)

	人数	%
事務局長	1,557	1.3
一般事業職員 (図表1内の2～5に該当する職員)	29,968	24.5
経営事業職員 (図表1内の6～10に該当する職員)	90,579	74.2
全 体	122,104	100.0



【図表2-2】市区町村社協職員設置状況



- 平成31年3月31日現在の市区町村社協の1社協あたりの平均職員人数は、77.9人である。
また、各部門の平均人数は、図表3-1のとおりである。

【図表3-1】1社協あたりの平均職員人数(平成31年3月31日現在)

(単位:人)

	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	0.7	0.1	0.3	0.03	1.0
2. 法人運営部門職員	2.9	0.7	1.0	0.4	4.3
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	3.1	1.6	1.2	1.1	5.3
4. ボランティア・市民活動センター職員	0.7		0.3	0.2	1.3
5. 福祉サービス利用支援部門職員(①+②)	3.2	0.7	2.0	3.0	8.2
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	2.9	0.6	1.9	2.8	7.6
②1以外の相談担当	0.2	0.05	0.2	0.2	0.6
6. 介護保険サービス担当職員	9.5	0.9	7.5	16.7	33.8
7. 障害福祉サービス担当職員	1.6	0.2	1.6	2.7	5.9
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	2.0	0.1	3.3	8.1	13.5
9. 会館運営事業担当職員	0.1	0.04	0.4	0.9	1.4
10. その他の職員	1.0	0.1	0.9	1.3	3.1
合 計	24.9	4.5	18.6	34.5	77.9

※社協数 1,568社協

【図表3-2】(参考) 1社協あたりの平均職員人数(平成30年1月1日現在)

(単位:人)

	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	0.7	0.2	0.3	0.02	1.0
2. 法人運営部門職員	2.9	0.8	0.9	0.4	4.2
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	2.8	1.6	1.2	0.9	4.9
4. ボランティア・市民活動センター職員	0.7		0.4	0.2	1.3
5. 福祉サービス利用支援部門職員(①+②)	3.0	0.7	2.0	3.1	8.1
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	2.8	0.7	1.7	2.8	7.3
②1以外の相談担当	0.2	0.1	0.3	0.3	0.8
6. 介護保険サービス担当職員	9.2	1.0	7.7	17.1	34.0
7. 障害福祉サービス担当職員	1.5	0.3	1.5	2.6	5.6
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	1.8	0.1	3.2	7.5	12.4
9. 会館運営事業担当職員	0.1	0.04	0.3	0.8	1.3
10. その他の職員	0.9	0.1	0.8	1.1	2.8
合 計	23.7	4.8	18.2	33.7	75.6

※社協数 1,846社協

- 図表4-1は、平成31年3月31日現在の市区町村社協の各部門の職員の割合である。
「6. 介護保険サービス担当職員」が43.4%と最も割合が高く、次いで、「8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当職員」が17.4%となっている。

【図表4-1】各部門の職員の割合(平成31年3月31日現在)

(単位: %)

	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	0.9		0.4	0.04	1.3
2. 法人運営部門職員	3.7		1.3	0.5	5.5
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	4.0		1.5	1.3	6.9
4. ボランティア・市民活動センター職員	0.9		0.4	0.3	1.6
5. 福祉サービス利用支援部門職員(①+②)	4.1		2.6	3.9	10.6
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	3.8		2.4	3.6	9.8
②1以外の相談担当	0.3		0.2	0.3	0.8
6. 介護保険サービス担当職員	12.3		9.7	21.5	43.4
7. 障害福祉サービス担当職員	2.1		2.1	3.4	7.6
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	2.6		4.3	10.4	17.4
9. 会館運営事業担当職員	0.2		0.5	1.2	1.8
10. その他の職員	1.2		1.2	1.6	4.0
合 計	31.9		31.9	44.2	100.0

※社協数 1,568社協

【図表4-2】(参考) 各部門の職員の割合(平成30年1月1日現在)

(単位: %)

	正規職員		非正規職員		合 計
		兼務者数	常 勤	非常勤	
1. 事務局長(事務局組織全体を代表する方)	0.9		0.4	0.03	1.3
2. 法人運営部門職員	3.8		1.2	0.5	5.6
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	3.7		1.5	1.2	6.5
4. ボランティア・市民活動センター職員	1.0		0.5	0.3	1.7
5. 福祉サービス利用支援部門職員(①+②)	4.0		2.7	4.1	10.7
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	3.7		2.3	3.7	9.6
②1以外の相談担当	0.3		0.4	0.4	1.0
6. 介護保険サービス担当職員	12.2		10.1	22.7	45.0
7. 障害福祉サービス担当職員	2.0		1.9	3.4	7.4
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	2.4		4.2	9.9	16.5
9. 会館運営事業担当職員	0.2		0.4	1.1	1.7
10. その他の職員	1.2		1.1	1.5	3.7
合 計	31.3		24.0	44.6	100.0

※社協数 1,846社協

- 市区町村社協職員を一般事業職員(図表1の2.~5.)と経営事業職員(図表1の6.~10.)に再分類した結果は、図表5のとおりである。市区町村社協職員の内訳(年次推移)は、図表6・7のとおりである。

【図表5】市区町村社協職員設置状況の内訳(再分類)

(単位:人)

	全国の職員数				1社協あたりの平均職員数			
	正規	非正規 常勤	非正規 非常勤	合計	正規	非正規 常勤	非正規 非常勤	合計
事務局長	1,067	447	43	1,557	0.7	0.3	0.03	1.0
一般事業職員	15,492	7,101	7,375	29,968	9.9	4.5	4.7	19.1
相談業務従事職員 (図表1の3、4、5)	10,972	5,533	6,724	23,229	7.0	3.5	4.3	14.8
小 計	16,559	7,548	7,418	31,525	10.6	4.8	4.7	20.1
経営事業職員	22,426	21,540	46,613	90,579	14.3	13.7	29.7	57.8
介護・障害・在宅 サービス職員 (図表1の6、7、8)	20,732	19,554	43,173	83,459	13.2	12.5	27.5	53.2
合 計	38,985	29,088	54,031	122,104	24.9	18.6	34.5	77.9

※1社協あたりの平均職員数は、1,568社協が母数

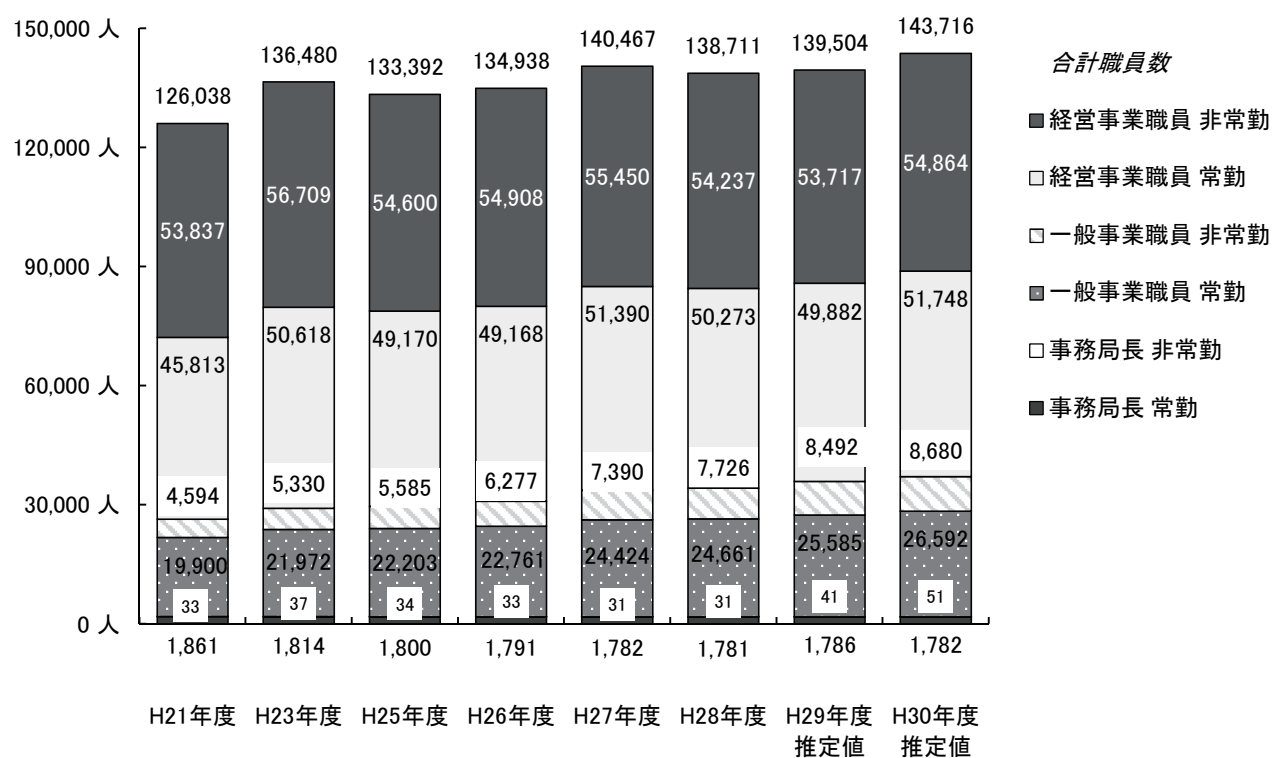
【図表6】市区町村社協職員設置状況の年次推移①

(単位:人)

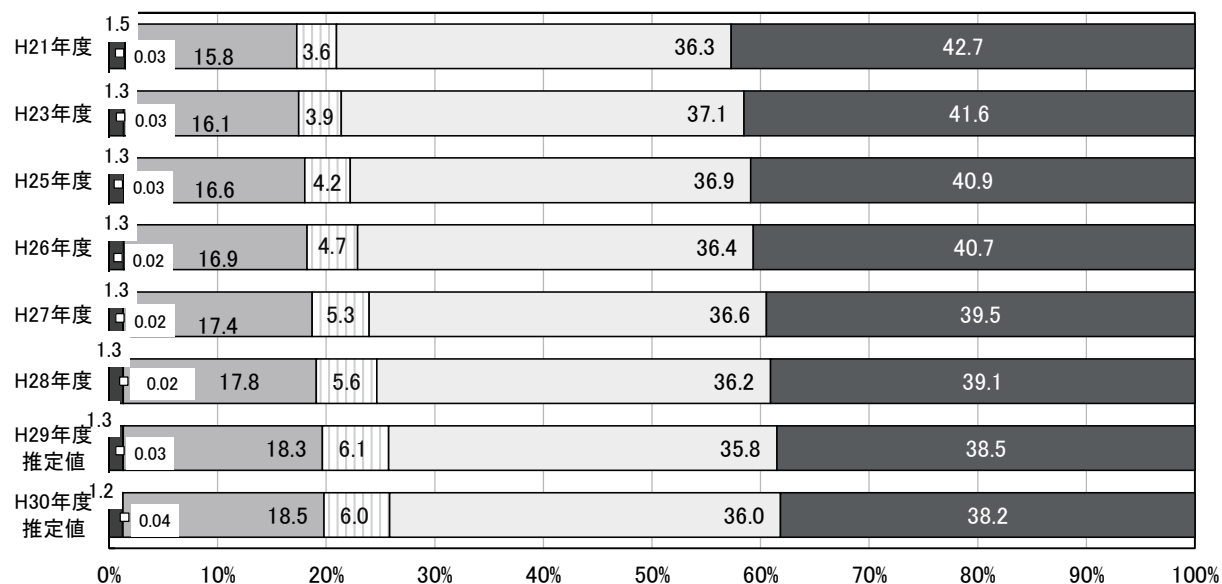
	事務局長			一般事業職員			経営事業職員			合 計
	常勤	非常勤	小 計	常勤	非常勤	小 計	常勤	非常勤	小 計	
H7年度				13,845	1,235	15,080	25,737	9,470	35,207	50,287
H9年度				15,840	1,436	17,276	32,289	16,291	48,580	65,856
H12年度				17,025	2,018	19,043	39,487	30,913	70,400	89,443
H15年度				18,536	2,686	21,222	45,336	45,926	91,262	112,484
H16年度				21,992	2,938	28,930	38,652	50,054	88,706	117,636
H17年度				19,082	5,202	24,284	37,705	46,726	84,431	108,715
H19年度	1,897	44	1,941	21,189	8,024	29,213	42,334	46,337	88,671	119,825
H21年度	1,861	33	1,894	19,900	4,594	24,494	45,813	53,837	99,650	126,038
H23年度	1,814	37	1,851	21,972	5,330	27,302	50,618	56,709	107,327	136,480
H25年度	1,800	34	1,834	22,203	5,585	27,788	49,170	54,600	103,770	133,392
H26年度	1,791	33	1,824	22,761	6,277	29,038	49,168	54,908	104,076	134,938
H27年度	1,782	31	1,813	24,424	7,390	31,814	51,390	55,450	106,840	140,467
H28年度	1,781	33	1,814	24,661	7,726	32,387	50,273	54,237	104,510	138,711
H29年度 推定値	1,786	41	1,827	25,585	8,492	34,078	49,882	53,717	103,599	139,504
H30年度 推定値	1,782	51	1,833	26,592	8,680	35,272	51,748	54,864	106,611	143,716

【図表7-1】市区町村社協職員設置状況の年次推移②

(単位:人)



【図表7-2】市区町村社協職員設置状況の年次推移②



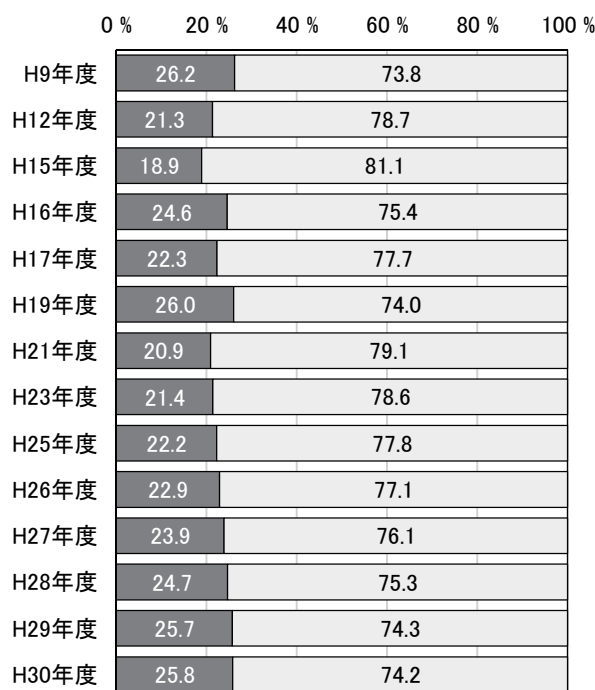
- 一般事業職員・経営事業職員別の年次推移および、常勤職員・非常勤職員別の年次推移は図表8・9・10のとおりである。

平成31年3月31日時点で、一般事業職員、経営事業職員の割合は、それぞれ25.8%、74.2%、常勤職員、非常勤職員の割合は、それぞれ55.7%、44.3%となっている。

【図表8】市区町村社協職員の内訳(一般事業職員・経営事業職員、常勤職員・非常勤職員別 年次推移)
(単位: %)

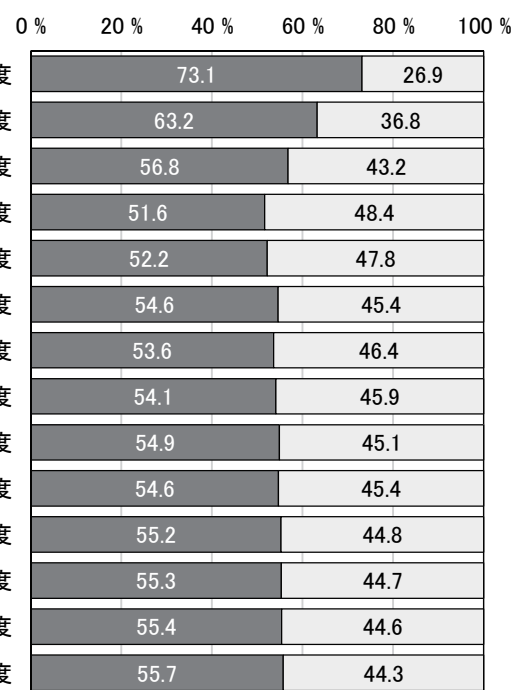
	一般事業職員 の割合	経営事業職員 の割合	常勤の割合	非常勤の割合
H7年度	30.0	70.0	78.7	21.3
H9年度	26.2	73.8	73.1	26.9
H12年度	21.3	78.7	63.2	36.8
H15年度	18.9	81.1	56.8	43.2
H16年度	24.6	75.4	51.6	48.4
H17年度	22.3	77.7	52.2	47.8
H19年度	26.0	74.0	54.6	45.4
H21年度	20.9	79.1	53.6	46.4
H23年度	21.4	78.6	54.1	45.9
H25年度	22.2	77.8	54.9	45.1
H26年度	22.9	77.1	54.6	45.4
H27年度	23.9	76.1	55.2	44.8
H28年度	24.7	75.3	55.3	44.7
H29年度	25.7	74.3	55.4	44.6
H30年度	25.8	74.2	55.7	44.3

【図表9】一般事業職員と経営事業職員の割合



■一般事業職員の割合 □経営事業職員の割合

【図表10】常勤職員と非常勤職員の割合



■常勤の割合 □非常勤の割合

- 図表11は人口規模別の平均職員数である。
 社協全体の平均職員数は77.9人であり、人口「1万人未満」の社協の平均職員数は30.0人、
 人口「40万人以上」の社協の平均職員数は227.3人である。

【図表11】人口規模別平均職員数

(単位:人)

		全 体	1万 人未満	1-2万 人未満	2-4万 人未満	4-6万 人未満	6-8万 人未満	8-10万 人未満	10万 人台	20万 人台	30万 人台	40万 人以上
有効回答数		1568	400	244	256	164	108	77	197	69	29	31
局長	正規	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.8
	非正規常勤	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	非正規非常勤	0.03	0.02	0.06	0.02	0.04	0.02	0.03	0.02	0.03	0.00	0.00
一般事業	正規	9.9	3.6	5.7	8.8	11.2	12.3	16.1	16.1	17.0	24.5	31.1
	非正規常勤	4.5	1.1	2.4	3.5	5.1	6.2	7.4	8.2	9.5	11.2	16.8
	非正規非常勤	4.7	0.7	1.9	3.1	6.0	7.0	8.1	8.4	9.9	14.1	23.6
小計	正規	10.6	4.3	6.4	9.4	11.8	12.9	16.8	16.8	17.7	25.1	31.9
	非正規常勤	4.8	1.3	2.6	3.8	5.5	6.6	7.7	8.5	9.8	11.5	17.0
	非正規非常勤	4.7	0.8	1.9	3.1	6.1	7.0	8.1	8.4	9.9	14.1	23.6
経営事業	正規	14.3	8.4	11.4	14.7	16.2	17.2	23.1	18.8	16.5	22.4	23.2
	非正規常勤	13.7	5.3	7.8	12.6	17.9	20.3	20.9	20.2	27.9	25.5	29.1
	非正規非常勤	29.7	10.0	16.5	26.2	35.7	39.4	44.0	45.2	45.5	109.6	102.5
合計	正規	24.9	12.7	17.8	24.2	28.0	30.1	39.8	35.6	34.2	47.5	55.1
	非正規常勤	18.6	6.6	10.4	16.4	23.4	26.9	28.6	28.7	37.7	37.0	46.2
	非正規非常勤	34.5	10.8	18.4	29.3	41.7	46.5	52.1	53.6	55.4	123.7	126.1
総 計		77.9	30.0	46.6	69.9	93.2	103.5	120.5	117.9	127.3	208.2	227.3

※人口規模別平均職員数は、1,568社協が母数

2 介護保険制度における地域支援事業（生活支援体制整備事業）

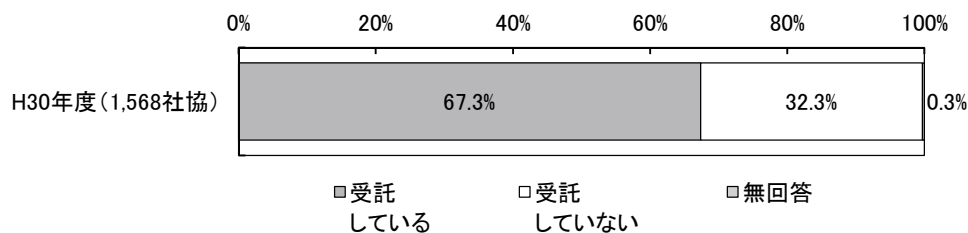
(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の受託

- 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を「受託している」社協は、67.3%である。一方、「受託していない」社協は32.3%となっている。
生活支援コーディネーターを「受託している」状況を市区町村別にみると、区(指定都市)が75.2%と最も高く、次いで市(23区含む)が72.6%となっている。

【図表12-1】生活支援コーディネーター受託の有無

	受託 している	受託 していない	無回答	合 計
H30年度	1,056 67.3	507 32.3	5 0.3	1,568 100.0

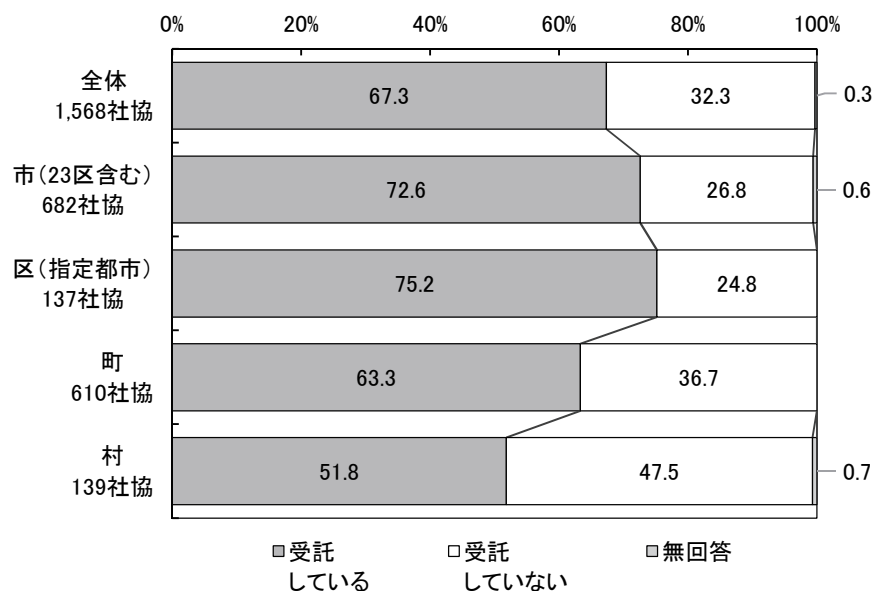
上段:社協数 下段:割合



【図表12-2】生活支援コーディネーター受託の有無

	受託 している	受託 していない	無回答	合 計
全体	1,056 67.3	507 32.3	5 0.3	1,568 100.0
市 (23区含む)	495 72.6	183 26.8	4 0.6	682 100.0
区 (指定都市)	103 75.2	34 24.8	0 0.0	137 100.0
町	386 63.3	224 36.7	0 0.0	610 100.0
村	72 51.8	66 47.5	1 0.7	139 100.0

上段:社協数 下段:割合



(2)生活支援コーディネーターの数(第1層、第2層含む)((1)で「1: 受託している」と答えた方のみ。)

- 生活支援コーディネーターの2819人(第1層、第2層含む)の専任・兼任、正規、非正規の配置状況は、図表12-3の通りである。
正規専任は19.6%となっている。

【図表12-3】生活支援コーディネーターの数(第1層、第2層含む)

	専任	兼任	合計
正規	552 19.6	1,430 50.7	1,982 70.3
非正規 常勤	304 10.8	238 8.4	542 19.2
非正規 非常勤	172 6.1	123 4.4	295 10.5
合計	1,028 36.5	1,791 63.5	2,819 100.0

上段:人数 下段:割合

回答数は570社協

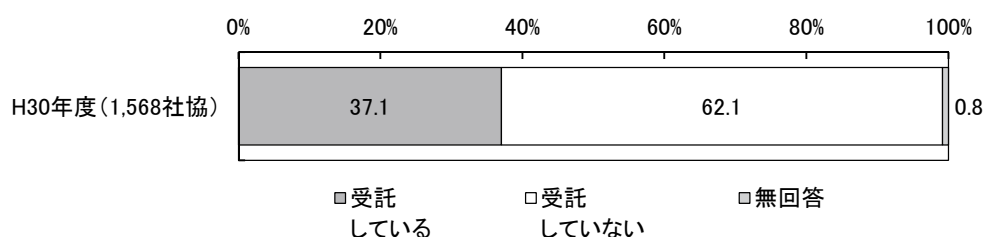
(3)協議体の運営の受託の有無

- 協議体を「受託している」社協は、37.1%である。一方、「受託していない」社協は62.1%となっている。
協議体を「受託している」状況を市区町村別にみると、区(指定都市)が61.3%で最も高く、次いで市(23区含む)42.5%、町27.9%、村26.6%の順になっている。

【図表12-4】協議体受託の有無

	受託 している	受託 していない	無回答	合 計
H30年度	581 37.1	974 62.1	13 0.8	1,568 100

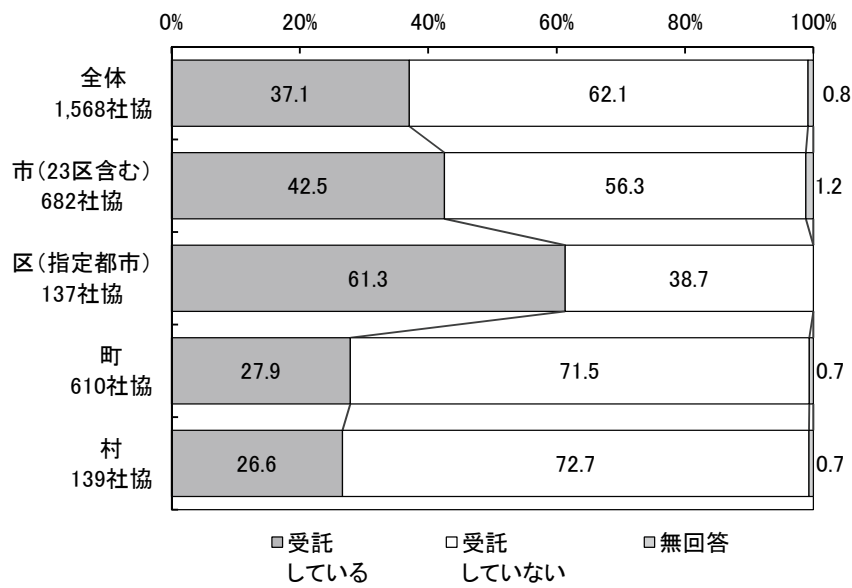
上段:社協数 下段:割合



【図表12-5】協議体受託の有無

	受託 している	受託 していない	無回答	合 計
全体	581 37.1	974 62.1	13 0.8	1,568 100.0
市 (23区含む)	290 42.5	384 56.3	8 1.2	682 100.0
区 (指定都市)	84 61.3	53 38.7	0 0.0	137 100.0
町	170 27.9	436 71.5	4 0.7	610 100.0
村	37 26.6	101 72.7	1 0.7	139 100.0

上段：社協数 下段：割合



3 ボランティア・市民活動センターの専任職員の状況

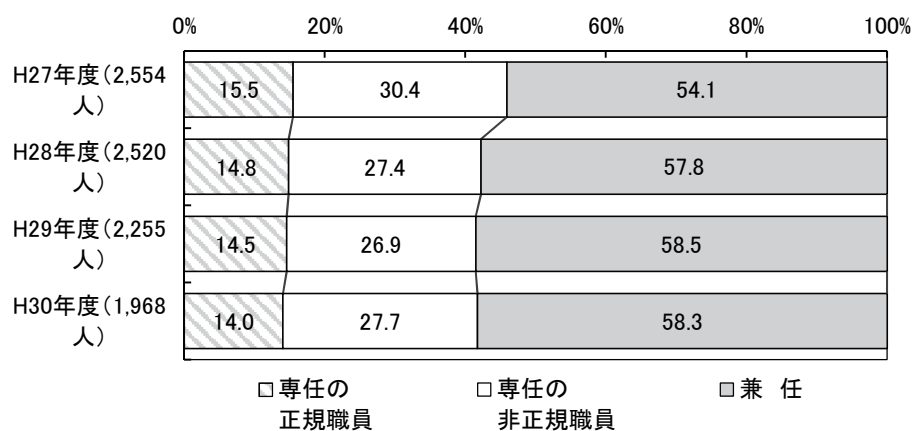
(1) ボランティア・市民活動センター職員の専任状況

- ボランティア・市民活動センターを主に担当している職員1,968人の勤務形態について、「専任の正規職員」14.0%、「専任の非正規職員」27.7%、「兼任」58.3%で、『専任』が全体の41.7%となっている。

【図表13】ボランティア担当職員の勤務形態

	専任の 正規職員	専任の 非正規職員	兼 任	合 計
H27年度(1,846社協)	395	777	1,382	2,554
	15.5	30.4	54.1	100.0
	45.9			
H28年度(1,846社協)	374	690	1,456	2,520
	14.8	27.4	57.8	100.0
	42.2			
H29年度(1,737社協)	328	607	1,320	2,255
	14.5	26.9	58.5	100.0
	41.5			
H30年度(1,568社協)	276	545	1,147	1,968
	14.0	27.7	58.3	100.0
	41.7			

上段：担当職員数 中段、下段：割合



4 職員の有資格者について

(4) 有資格者の在籍数

- 図表12は職員の資格別の有資格者数、有資格者率、1社協あたりの平均有資格者数である。有資格者率をみると、介護福祉士がもっとも多く24.7%、次いで介護支援専門員が13.2%、社会福祉士が9.2%の順となっている。

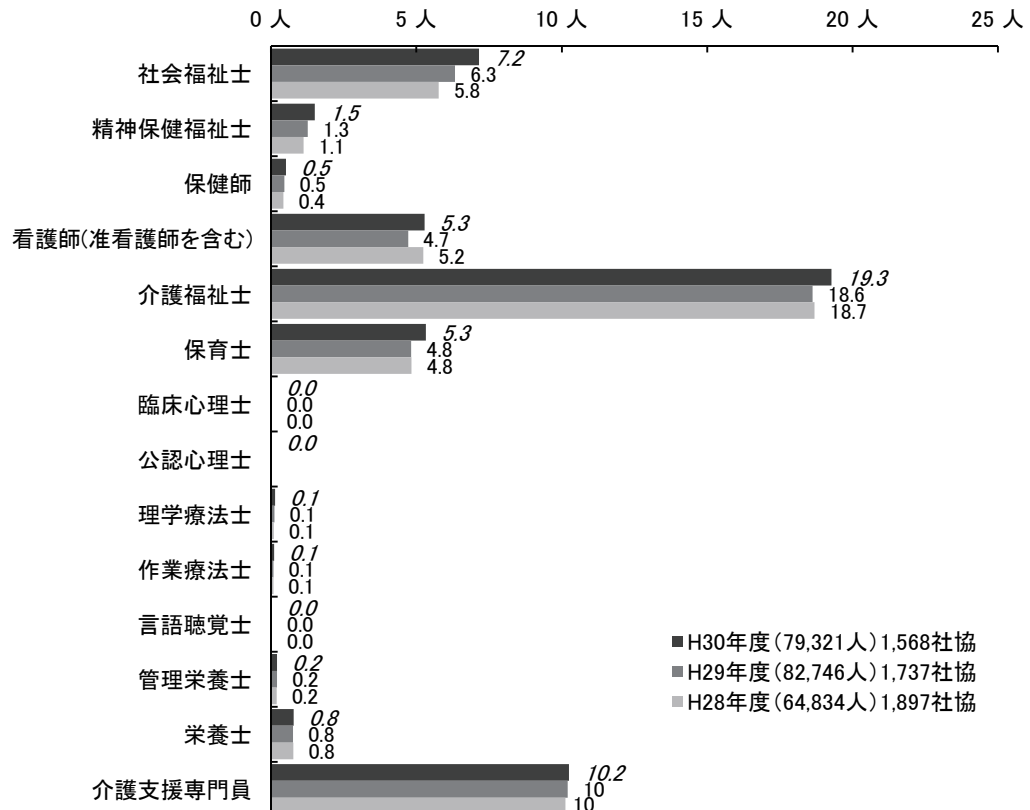
【図表14】職員の有資格者数・有資格率・1社協あたりの平均資格者数

	有資格者数(人)	有資格者率(%)	1社協あたりの平均有資格者数(人)
社会福祉士	11,213	9.2	7.2
精神保健福祉士	2,363	1.9	1.5
保健師	805	0.7	0.5
看護師(准看護師を含む)	8,277	6.8	5.3
介護福祉士	30,217	24.7	19.3
保育士	8,359	6.8	5.3
臨床心理士	31	0.03	0.02
公認心理士	24	0.02	0.02
理学療法士	217	0.2	0.1
作業療法士	160	0.1	0.1
言語聴覚士	50	0.04	0.03
管理栄養士	323	0.3	0.2
栄養士	1,218	1.0	0.8
介護支援専門員	16,064	13.2	10.2
合 計	79,321	65.0	50.6

※有資格者率は、職員合計数122,104人が母数

※1社協あたりの平均有資格者数は、1,568社協が母数

【図表15】1社協あたりの職員の平均有資格者数



5 社協と行政等との人事交流の状況

(1) 社協から行政等に出向している職員数

- 平成31年3月31日現在、出向した職員がいる市区町村社協は、217社協(13.8%)となっている。出向した職員数は509人で、そのうち人の出向先の内訳は、「自治体(市区町村、都道府県)」が94.5%と最も多くなっている。
担当業務・分野をみると「地域包括支援センター」55.6%、「その他」35.2%、「生活困窮者自立支援制度に関わる業務」8.1%の順になっている。

行政等に出向している職員数
【図表15-1】出向職員の有無

	社協数	%
社協から出向した職員がいる	217	13.8
社協から出向した職員がいない	1,351	86.2
無回答	0	0.0
全体	1,568	100.0

出向した職員数
→ **509人**

【図表15-2】出向先の内訳

出向先	職員数	%
自治体(市区町村、都道府県)	481	94.5
社会福祉協議会(市区町村、都道府県)	7	1.4
社会福祉法人(福祉施設等)	3	0.6
NPO法人	1	0.2
株式会社	0	0.0
その他	17	3.3
無回答	0	0.0
全体	509	100.0

※回答社協数:356

【図表15-3】担当業務・分野

担当業務・分野	職員数	%
地域包括支援センター	283	55.6
生活困窮者自立支援制度に関わる業務	41	8.1
ボランティア、NPO支援	2	0.4
権利擁護、成年後見	4	0.8
その他	179	35.2
無回答	0	0.0
全体	509	100.0

※回答社協数:356

【図表15-4】出向先別の担当業務・分野

	合計	地域包括支援センター	生活困窮者自立支援制度に関わる業務	ボランティア、NPO支援	権利擁護、成年後見	その他	無回答
全体	509.0 100.0	283 55.6	41 8.1	2 0.4	4 0.8	179 35.2	0 0.0
自治体(市区町村、都道府県)	479.0 100.0	281.0 58.7	38.0 7.9	1.0 0.2	2.0 0.4	157.0 32.8	0.0 8.0
社会福祉協議会(市区町村、都道府県)	7.0 100.0	1.0 14.3	3.0 42.9	- -	- -	3.0 42.9	0.0 0.0
社会福祉法人(福祉施設等)	3.0 100.0	1.0 33.3	- -	- -	- -	2.0 66.7	0.0 0.0
NPO法人	1.0 100.0	- -	- -	- -	1.0 100.0	- -	0.0 0.0
株式会社	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0.0 0.0
その他	19.0 100.0	- -	- -	1.0 5.3	1.0 5.3	17.0 89.5	0.0 0.0

上段:人数 下段:割合

【その他の出向先】

公益社団法人杉並区成年後見センター
地域包括支援センター
一般社団法人
シルバー人材センター
あやべボランティア総合センター
災害時要援護者避難支援対策協議会

公益社団法人杉並区成年後見センター
地域包括支援センター
一般社団法人

【その他の担当業務・分野】

障がい児通所施設
シルバー会員への活動支援
障害児相談
母子通園センター療育支援員

6 行政等から社協に出向している職員数

- 平成31年3月31日現在、出向してきた職員がいる市区町村社協は、413社協(26.3%)となっている。

出向してきた職員数は984人で、出向元は「自治体(市区町村、都道府県)」が68.1%となっている。これに次いで「社会福祉協議会(市区町村、都道府県)」が27.6%となっているが、このなかには、指定都市において市社協で職員を採用し区社協に出向しているという場合が含まれている。

【図表16-1】出向職員の有無

	社協数	%	
社協に出向してきた職員がいる	413	26.3	出向してきた職員数 984人
社協に出向してきた職員がいない	1,155	73.7	
無回答	0	0.0	
全体	1,568	100.0	

【図表16-2】出向元

出向元	職員数	%
自治体(市区町村、都道府県)	670	68.1
社会福祉協議会(市区町村、都道府県)	272	27.6
社会福祉法人(福祉施設等)	21	2.1
NPO法人	0	0.0
株式会社	3	0.3
その他	18	1.8
全体	984	100.0

※回答社協数:413

【その他の出向元】

- ・公益財団法人
- ・一般社団法人
- ・人材派遣会社
- ・特定医療法人
- ・福祉公社

調查票

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票 ー前半ー

締切：2019年8月19日(月) までにご回答ください。

- ご回答は、本フェイスシートに続いて、「Ⅰ組織・事業」から「Ⅷその他サービス」までの各シートに入力してください。(ファイルは2つに分かれています。それぞれ回答してください。)
- 調査の時点について、各シートの最初に記載していますので、確認の上、回答してください。
- 本調査の対象は**市区町村社協**です。「市」には指定都市を含みませんので指定都市社協(法人本部)は本調査に回答しなくて結構です。
- 指定都市について、**区社協がある場合にはそれぞれの区社協**が回答してください。区社協が無い場合には回答しなくて結構です。
- 本調査の調査時点は2019年3月31日で、2018年度の実施状況をお聞きしています。

～本調査に関するお問い合わせは、メールにて下記までお願いします～

調査サポートデスク

z-chiiki-info@wonder-craft.co.jp

電話： 03-3552-5895 ワンダークラフト株式会社

土日祝日を除く、月曜日～金曜日、10：00～17：00

最初に下記にご入力いただき、次のシートの質問へお進みください。

F 1：	都道府県・指定都市名	社会福祉協議会
F 2：	市区町村社協名	
F 3：	問い合わせ先担当者名	

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票 ー前半ー

目 次

I 組織・事業の状況
II ボランティア・市民活動

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問1. 基本的事項について

① 事務所(本所) の場所□

☒ 1: 自ら運営管理する建物内
☐ 2: 役所、福祉事務所内
☐ 3: 2以外の施設（建物）内

①で「1:自ら運営管理する建物内」または「3: 2以外の施設（建物）内」の場合

① - 1 当該建物の指定管理制度導入の対象

☐ 1: 対象になっている
☐ 2: 対象になっていない

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問2.役員構成（出身母体）

① 会長、専務または常務理事は、どの組織の立場での役員か

会長 ☐ なし	専務または 常務理事-1 ☐ 不在	専務または 常務理事-2 ☐ 不在	
☐	☐	☐	1: 地域福祉推進基礎組織
☐	☐	☐	2: 町内会・自治会
☐	☐	☐	3: まちづくり協議会
☐	☐	☐	4: 老人クラブ
☐	☐	☐	5: 民生委員・児童委員（協議会）
☐	☐	☐	6: 社会福祉法人
☐	☐	☐	7: 社会福祉法人以外で社会福祉事業を営むもの
☐	☐	☐	8: 更生保護事業関係施設団体・保護司
☐	☐	☐	9: 当事者及び家族の団体
☐	☐	☐	10: 女性団体・青年団体
☐	☐	☐	11: NPO法人（10までに当てはまるものを除く）
☐	☐	☐	12: ボランティアグループ（11までに当てはまるものを除く）
☐	☐	☐	13: 行政の首長
☐	☐	☐	14: 福祉関係行政職員
☐	☐	☐	15: 社会教育・学校教育関係行政職員
☐	☐	☐	16: その他の行政職員
☐	☐	☐	17: 議会議員
☐	☐	☐	18: 保健・医療関係団体
☐	☐	☐	19: 教育関係団体
☐	☐	☐	20: 協同組合（農協・生協・漁協）
☐	☐	☐	21: 経済・労働等関係分野団体
☐	☐	☐	22: 住宅、環境等の生活関連領域の関係団体
☐	☐	☐	23: 学識経験者（22までに当てはまるものを除く）
☒	☒	☒	24: その他

◆「その他」具体的内容

会長	
専務または 常務理事-1	
専務または 常務理事-2	

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問2.役員構成（出身母体）

② 理事(正副会長・専務または常務理事を含む)・評議員の現員数

2019年3月1日現在の現員数（定員数ではなく、実人数）

	理事	評議員
1: 地域福祉推進基礎組織		
2: 町内会・自治会		
3: まちづくり協議会		
4: 老人クラブ		
5: 民生委員・児童委員（協議会）		
6: 社会福祉法人		
7: 社会福祉法人以外で社会福祉事業を営営するもの		
8: 更生保護事業関係施設団体・保護司		
9: 当事者及び家族の団体		
10: 女性団体・青年団体		
11: NPO法人（10までに当てはまるものを除く）		
12: ボランティアグループ（11までに当てはまるものを除く）		
13: 行政の首長		
14: 福祉関係行政職員		
15: 社会教育・学校教育関係行政職員		
16: その他の行政職員		
17: 議会議員		
18: 保健・医療関係団体		
19: 教育関係団体		
20: 協同組合（農協・生協・漁協）		
21: 経済・労働等関係分野団体		
22: 住宅・環境等の生活関連領域の関係団体		
23: 学識経験者（22までに当てはまるものを除く）		
24: その他		
合 計	0 人	0 人

③ 会長職のほかに法人の業務を執行する業務執行理事

☐ 1: いる
☐ 2: いない

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問2.役員構成（出身母体）

④ 監事の出身母体

監事 1 ☐ 不在	監事 2 ☐ 不在	監事 3 ☐ 不在	
☐	☐	☐	1: 地域福祉推進基礎組織
☐	☐	☐	2: 町内会・自治会
☐	☐	☐	3: まちづくり協議会
☐	☐	☐	4: 老人クラブ
☐	☐	☐	5: 民生委員・児童委員（協議会）
☐	☐	☐	6: 社会福祉法人
☐	☐	☐	7: 社会福祉法人以外で社会福祉事業を営むもの
☐	☐	☐	8: 更生保護事業関係施設団体・保護司
☐	☐	☐	9: 当事者及び家族の団体
☐	☐	☐	10: 女性団体・青年団体
☐	☐	☐	11: NPO法人（10までに当てはまるものを除く）
☐	☐	☐	12: ボランティアグループ（11までに当てはまるものを除く）
☐	☐	☐	13: 行政の首長
☐	☐	☐	14: 福祉関係行政職員
☐	☐	☐	15: 社会教育・学校教育関係行政職員
☐	☐	☐	16: その他の行政職員
☐	☐	☐	17: 議会議員
☐	☐	☐	18: 保健・医療関係団体
☐	☐	☐	19: 教育関係団体
☐	☐	☐	20: 協同組合（農協・生協・漁協）
☐	☐	☐	21: 経済・労働等関係分野団体
☐	☐	☐	22: 住宅、環境等の生活関連領域の関係団体
☐	☐	☐	23: 学識経験者（22までに当てはまるものを除く）
☐	☐	☐	24: その他

◆「その他」具体的内容

監事 1	
監事 2	
監事 3	

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問2.役員構成（出身母体）

⑤ 監事の資格等

社会福祉事業に識見を有する監事	財務管理に識見を有する監事	
☐	☐	1: 公認会計士
☐	☐	2: 税理士
☐	☐	3: 福祉施設・団体・企業等の経理事務経験者
☐	☐	4: その他

⑥ 会計監査人の設置

☒ 1: 設置あり
☐ 2: 設置なし

⑥で「1:設置あり」の場合

⑥ - 1 法人の事業規模

☐ 1: 収益30億円以上または負債60億円以上
☐ 2: 収益20億円以上または負債40億円以上
☐ 3: 収益10億円以上または負債20億円以上
☐ 4: 収益10億円未満かつ負債20億円未満

⑦ 外部監査の実施

☐ 1: 実施あり
☐ 2: 実施なし

⑧ 事務局長の直近の前職（所属）

☐ 1: 行政（OB）
☐ 2: 社協職員
☐ 3: 事務局長は行政職と兼務である
☐ 4: その他

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問3.理事会・評議員会の開催状況／2018年度実績

	2018年度の 年間実施回数
① 理事会の開催状況	
② 評議員会の開催状況	

問4.諸規程等の整備状況

☐ ① 理事選任規程
☐ ② 評議員選任規程
☐ ③ 評議員選任解任委員会運営規程
☐ ④ 会員(会費)規程
☐ ⑤ 役員・評議員報酬規程
☐ ⑥ 事務局規程
☐ ⑦ 情報公開関係規程
☐ ⑧ 個人情報保護関係規程
☐ ⑨ 苦情解決関係規程
☐ ⑩ 内部通報者保護関係規程
☐ ⑪ 内部管理体制の基本方針

問5.役員報酬額

2018年度の会長の報酬総額	
----------------	--

問6.職員の給与・資格

① 正規職員の給与表について

☐ 1: 行政職俸給表に準拠した体系で運用
☐ 2: 独自の給与表で運用
☐ 3: その他

② 正規職員の職種別の給与表の有無

☐ 1: あり
☐ 2: なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問6.職員の給与・資格

③ 正規職員の具体的な初任給の額／2018年度実績

(月額)

④ 賞与について

☐ 1: 月次給与等に支給月数を乗じて支給
☐ 2: 一部、月次給与と切り離して支給
☐ 3: その他

⑤ 人事考課制度について

☒ 1: 制度あり
☐ 2: 制度なし

⑤で「1:制度あり」の場合

⑤ - 1 フィードバック面接の有無

☐ 1: あり
☐ 2: なし

⑤ - 2 結果の反映状況

☐ 1: 給与に反映
☐ 2: 賞与に反映
☐ 3: 昇進・昇格（降職・降格）に反映

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問6.職員の給与・資格

⑥ 目標管理制度について

☒ 1: 制度あり
☐ 2: 制度なし

⑥で「1:制度あり」の場合

⑥ - 1 フィードバック面接の有無

☐ 1: あり
☐ 2: なし

⑥ - 2 結果の反映状況

☐ 1: 給与に反映
☐ 2: 賞与に反映
☐ 3: 昇進・昇格（降職・降格）に反映

⑦ キャリアパスについて

☒ 1: 仕組みあり
☐ 2: 仕組みなし

⑦で「1:仕組みあり」の場合

⑦ - 1 その対象となる職員

☐ 1: 介護保険等担当職員
☐ 2: 介護保険等担当職員を含む全ての職員

⑧ 職員研修計画／2018年度実績

☐ 1: 計画あり
☐ 2: 計画なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問7.社協会員・財源等

① 構成員組織（団体）会員制度

☒ 1: 制度あり
☐ 2: 制度なし

①で「1:制度あり」の場合

① - 1 構成員組織（団体）会員制度

☐ 1: 地域福祉推進基礎組織
☐ 2: 町内会・自治会
☐ 3: まちづくり協議会
☐ 4: 老人クラブ
☐ 5: 民生委員・児童委員（協議会）
☐ 6: 社会福祉法人
☐ 7: 社会福祉法人以外で社会福祉事業を営業者
☐ 8: 当事者及び家族の団体
☐ 9: 女性団体・青年団体
☐ 10: NPO法人
☐ 11: ボランティアグループ
☐ 12: 行政
☐ 13: 保健・医療関係団体
☐ 14: 教育関係団体
☐ 15: 協同組合（農協・生協・漁協）
☐ 16: 経済・労働等関連分野団体
☐ 17: 住宅、環境等生活関係領域
☐ 18: その他

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問7.社協会員・財源等

② 住民会員制度（全住民を呼びかけ対象とするもの）

☒ 1: 制度あり
☐ 2: 制度なし

②で「1:制度あり」の場合

② - 1 住民会員の会費額（1口・年額）

② - 2 住民会員の2018年度加入率

② - 3 住民会員の募集及び会費の受領を依頼している組織

☐ ア: 民生委員・児童委員
☐ イ: 福祉委員
☐ ウ: 地域福祉推進基礎組織
☐ エ: 自治会
☐ オ: 社協職員が直接徴収
☐ カ: その他

③ 賛助会員制度

☐ 1: 制度あり
☐ 2: 制度なし

④ 社協が運営するボランティア基金(500万円以上のもの)で税制上優遇されているもの

☐ 1: あり
☐ 2: なし

⑤ 社協が運営するボランティア基金(500万円以上のもの)で税制上優遇されていないもの

☐ 1: あり
☐ 2: なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問7.社協会員・財源等

⑥ 地方交付税に基づく地域福祉基金（500万円以上のもの）

☒ 1: あり	現在額>		万円
☐ 2: なし			

⑥で「1:あり」の場合

⑥ - 1 その運営主体

☐ 1: 行政
☐ 2: 社協
☐ 3: その他

⑦ 社協が設置運営している独自の基金（500万円以上のもの）④～⑥以外

目的	基金の有無	現在額（万円）	運用規定の有無	運用委員会の有無
1: 地域福祉の推進	☒ あり ☐ なし		☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
2: 高齢者への支援	☒ あり ☐ なし		☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
3: 子どもへの支援	☒ あり ☐ なし		☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
4: 障害者への支援	☒ あり ☐ なし		☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし

⑧ 社協の独自財源の確保の取り組み／2018年度実績

☐ 1: あり
☐ 2: なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問8.計画に関わる策定・参画状況

【地域福祉計画】

① 現在、期限が有効な地域福祉計画の有無

☒ 1: あり ☐ 2: なし								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">①-1 社協としてどのように参画しているか</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">①-2 今後、計画策定の予定</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 1: 役職員が策定委員として参画している</td> <td style="padding: 5px;">☐ 1: 現在計画を策定している</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 2: 行政と合同事務局を設置して策定にあたっている</td> <td style="padding: 5px;">☐ 2: 計画策定を予定している</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 3: 地域福祉計画の策定作業を受託している</td> <td style="padding: 5px;">☐ 3: 予定していない</td> </tr> </table>	①-1 社協としてどのように参画しているか	①-2 今後、計画策定の予定	☐ 1: 役職員が策定委員として参画している	☐ 1: 現在計画を策定している	☐ 2: 行政と合同事務局を設置して策定にあたっている	☐ 2: 計画策定を予定している	☐ 3: 地域福祉計画の策定作業を受託している	☐ 3: 予定していない
①-1 社協としてどのように参画しているか	①-2 今後、計画策定の予定							
☐ 1: 役職員が策定委員として参画している	☐ 1: 現在計画を策定している							
☐ 2: 行政と合同事務局を設置して策定にあたっている	☐ 2: 計画策定を予定している							
☐ 3: 地域福祉計画の策定作業を受託している	☐ 3: 予定していない							

【地域福祉活動計画】

② 現在、期限が有効な地域福祉活動計画の有無

☒ 1: あり ☐ 2: なし								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">②-1 地域福祉活動計画と地域福祉計画の策定</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">②-2 今後、計画策定の予定</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 1: 一体的に策定している</td> <td style="padding: 5px;">☐ 1: 現在計画を策定している</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 2: 一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている</td> <td style="padding: 5px;">☐ 2: 計画策定を予定している</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 3: それぞれ別に計画を策定している</td> <td style="padding: 5px;">☐ 3: 予定していない</td> </tr> </table>	②-1 地域福祉活動計画と地域福祉計画の策定	②-2 今後、計画策定の予定	☐ 1: 一体的に策定している	☐ 1: 現在計画を策定している	☐ 2: 一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている	☐ 2: 計画策定を予定している	☐ 3: それぞれ別に計画を策定している	☐ 3: 予定していない
②-1 地域福祉活動計画と地域福祉計画の策定	②-2 今後、計画策定の予定							
☐ 1: 一体的に策定している	☐ 1: 現在計画を策定している							
☐ 2: 一体的ではないが計画期間及び計画内容をあわせている	☐ 2: 計画策定を予定している							
☐ 3: それぞれ別に計画を策定している	☐ 3: 予定していない							

【小地域福祉活動計画】

③ 小地域福祉活動計画（「地域福祉基礎組織」等が中心となって一定の圏域ごとに策定する福祉活動計画）の策定

☐ 1: 地域福祉活動計画と一体的に策定している
☐ 2: 地域福祉計画と一体的に策定している
☐ 3: 1、2とは別に策定している
☐ 4: 策定していない

【社協発展・強化計画】

④ 現在、期限が有効な社協発展・強化計画

☐ 1: 計画あり
☒ 2: 計画なし

④で「2:計画なし」の場合

④-1 今後、計画策定の予定

☐ 1: 現在計画を策定している
☐ 2: 計画策定を予定している
☐ 3: 予定していない

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問9.地域福祉推進基礎組織

① 地域福祉推進基礎組織の有無

☒ 1: 組織あり
☐ 2: 組織なし

①で「1:組織あり」の場合

① - 1 位置づけされている基礎組織

☒ ア: 福祉活動を主目的とする基礎組織（地区社協、校区福祉委員会等）
☐ イ: 福祉活動を主目的としない組織（まちづくり協議会の福祉部会等）

①-1「ア：福祉活動を主目的とする基礎組織（地区社協、校区福祉委員会等）」選択の場合

② 組織を設置している圏域

☐ 1: (おおむね)中学校区
☐ 2: (おおむね)小学校区
☐ 3: 町内会・自治会
☐ 4: その他

③ ②で答えた圏域は、自治体の中にいくつあるか

圏域数	
内、基礎組織が組織化された圏域数	

④ 法人格（NPO法人等）を取得した基礎組織数

--

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問10.地域福祉推進基礎組織の活動拠点

① 活動拠点の有無

☒ 1: 全地区にある
☐ 2: 一部の地区にある
☐ 3: ない

①で「1:全地区にある」または「2:一部の地区にある」の場合

① - 1 活動拠点で行われる事業・活動

☐ 1: ふれあい・いきいきサロンの開催
☐ 2: 地区社協・校区福祉委員会の
☐ 3: 自治会・町内会の会合や行事
☐ 4: 住民・ボランティアを相談員とする
☐ 5: ボランティアの相談やマッチング
☐ 6: その他

問11.広報・情報提供の方法／2018年度実績

☐ 1: 機関紙の発行
☐ 2: ホームページ・ブログ
☐ 3: メールニュース
☐ 4: Facebook・Twitter
☐ 5: ケーブルテレビ・ラジオ
☐ 6: その他

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問12.「地域福祉コーディネーター」や「コミュニティソーシャルワーカー」の配置

① 配置の有無

☐ 1: 専任で配置している
☒ 2: 他業務と兼任で配置している
☐ 3: 配置していない

①で「1:専任で配置している」または「2:他業務と兼任で配置している」の場合

① - 1 担当地域の有無

☒ 1: 一定の地域を担当している
☐ 2: 担当地域は決めていない

①-1で「1:一定の地域を担当している」の場合

① - 2 一定の地域の範囲

☐ 1: 支部・支所、地域包括支援センターの圏域
☐ 2: (おおむね)中学校区
☐ 3: (おおむね)小学校区
☐ 4: (おおむね)町内会・自治会
☐ 5: その他

① - 3 配置の状況

☐ 1: 全地域に配置している
☐ 2: 現在、配置をすすめている

①で「2:他業務と兼任で配置している」の場合

① - 4 兼任の状況

☐ ア: コミュニティワーカー（地域支援担当）との兼任
☐ イ: 生活支援コーディネーターとの兼任
☐ ウ: 生活困窮者自立支援事業の相談支援員との兼任
☐ エ: 相談支援包括化推進員との兼任
☐ オ: 日常生活自立支援事業の専門員との兼任
☐ カ: ボランティアコーディネーターとの兼任
☐ キ: その他業務と兼任

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

I 組織・事業の状況

問13.共同募金について

① 共同募金委員会への移行

☐ 1: 移行あり
☐ 2: 移行なし

② 共同募金委員会の運営委員の選任

☐ 1: 社協の理事から選任
☐ 2: 社協の理事と同一の出身組織から、理事とは別の人物を選任
☐ 3: 地域福祉活動計画の策定委員会の委員から選任
☐ 4: その他

③ 助成審査委員会の設置

☒ 1: 設置あり
☐ 2: 設置なし

③で「1:設置あり」の場合

③ - 1 助成先の公募／2018年度実績

☐ 1: 公募あり
☐ 2: 公募なし

④ テーマ型募金の実施

☐ 1: 実施あり
☐ 2: 実施なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅱ ボランティア・市民活動

問1. ボランティア・市民活動の推進体制・機能等

① ボランティアセンター機能

☒ 1: 機能あり
☐ 2: 機能なし

①で「1:機能あり」の場合

① - 1 「ボランティア」や「市民活動」等を明示した部所や窓口等

☐ 1: 設置している
☐ 2: 設置していない

② ボランティアセンター運営等へのボランティアの協力

☐ 1: 協力あり	
☐ 2: 協力なし	

③ 相談等の受付件数／2018年度実績

1: ボランティアに関する相談件数	延べ	
2: ボランティアに関するニーズ件数	延べ	

問2. ボランティアセンター運営に関わる諸組織

ボランティアセンター運営委員会（VC全体の運営の在り方、戦略、プログラム、財政等を大局的に検討する場）

☐ 1: 設置している
☐ 2: 設置していない

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅱ ボランティア・市民活動

問3.他団体との連携

① 市町村内に社協以外の、ボランティア・市民活動等の相談・情報提供の常設窓口

☐ 1: あり
☐ 2: なし

② 多様な分野の他組織との連携・協働の状況

		会議等に参加・同席している	日常的にやりとりしている	具体的な事業・プログラムで協働している	1～3に該当しない
主 体 別	ア: 行政が運営主体のVC、市民活動等相談窓口、センター等	☐	☐	☐	☒
	イ: 中間支援NPO（アを除く）	☐	☐	☐	☒
	ウ: 企業や労組、商工会、青年会議所	☐	☐	☐	☒
	エ: 大学・短大・大学VC	☐	☐	☐	☒
	オ: 小・中学校	☐	☐	☐	☒
	カ: 社会福祉施設	☐	☐	☐	☒
	キ: 専門機関、専門職団体	☐	☐	☐	☒
分 野 別	ク: 経済的困窮者支援関係団体等	☐	☐	☐	☒
	ケ: 自殺防止・遺族支援関係団体等	☐	☐	☐	☒
	コ: ひきこもり者・家族支援関係団体等	☐	☐	☐	☒
	サ: ニート支援、若者の就労等支援関係団体等	☐	☐	☐	☒
	シ: 地域防犯関係団体等	☐	☐	☐	☒
	ス: 更生保護関係団体等	☐	☐	☐	☒
	セ: 教育・文化関係団体等	☐	☐	☐	☒
	ソ: スポーツ関係団体等	☐	☐	☐	☒
	タ: まちづくり関係団体等	☐	☐	☐	☒
	チ: 国際協力関係団体等	☐	☐	☐	☒
	ツ: 人権擁護活動団体等	☐	☐	☐	☒
	テ: 子育て支援団体等	☐	☐	☐	☒
	ト: 環境保全・地域美化活動団体等	☐	☐	☐	☒
	ナ: その他	☐	☐	☐	☒

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅱ ボランティア・市民活動

問4.ボランティア関連事業

① 実施事業

☐	1: ボランティアに関する相談・情報提供、その他の調整等
☐	2: NPO設立・運営等支援
☐	3: 福祉教育・ボランティア学習支援
☐	4: 企業の社会貢献活動や社会人のボランティア活動の支援
☐	5: 住民参加型在宅福祉サービス活動支援・生活支援サービス活動支援

② 研修会・講座等（主催もしくは実行委員会などの事務局を担っているもの）

☐	1: ボランティア・市民向けの講座・学習会等
☐	2: ボランティアリーダー（ボランティア団体の長など）養成研修会
☐	3: ボランティアコーディネーター養成研修会
☐	4: 住民参加型在宅福祉サービス団体に対する研修会
☐	5: 企業・労組・OBのボランティア活動への研修会
☐	6: シニア層によるボランティアの研修会
☐	7: ボランティア大会・フェスティバル等のイベント
☐	8: 社会福祉施設等のボランティア受け入れ担当者の研修会
☐	9: NPO立ち上げ・運営支援のための研修会

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅱ ボランティア・市民活動

問5.福祉教育事業の推進

① 福祉教育の推進のための指定事業の実施状況

☒ 1: 実施あり
☐ 2: 実施なし

①で「1:実施あり」の場合

① - 1 福祉教育の推進のための指定事業の方法

☐ ア: 地域（校区など）を指定して実施
☒ イ: 協力校を指定して実施
☐ ウ: その他（地域や学校を指定せず実施）

①-1「イ:協力校を指定して実施」を選択の場合

① - 2 協力校の数／2018年度実績

1: 幼稚園・保育園	
2: 小学校	
3: 中学校	
4: 高等学校	
5: その他	
合 計	0 校

① - 3 協力校に関わる事業の実施財源

☐ 1: 社協の独自財源
☐ 2: 行政からの補助・助成
☐ 3: 特に財源はない
☐ 4: その他

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅱ ボランティア・市民活動

問5.福祉教育事業の推進

② 福祉教育に関する学校の授業等のプログラムへの関わり回数／2018年度実績

1: 学校の福祉教育に関する授業・事業の企画への協力（企画検討・講師紹介等）	
2: 社協の役職員が企画に関わった授業・事業への同席	
3: 社協の役職員自身による授業・事業の実施	
4: その他	

③ 福祉教育の取り組みとして社協が実施している回数／2018年度実績

1: 小学生以下	
2: 中高生	
3: 大学生・短大生	
4: 学校の教員	
5: 勤労者	
6: 退職者	
7: 地域住民	
8: ボランティア、福祉活動者	
9: その他	

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

【 回答終了後の、ファイルのアップロード方法 】

- 1) 回答済みのファイルの内容を確認し、分かりやすい場所に保存して、ファイルを閉じる
- 2) インターネットに接続し、以下のURLに接続する
<https://www.shakyoenquete.jp/>
- 3) 事前に郵送されているユーザID、パスワード（「社協の杜」と共通）を入力してログイン
- 4) 画面左上に自社協名が表示されていることを確認して、画面左の[アップロード]ボタンを押す
- 5) [参照]ボタンを押し、1)で保存した回答済みファイルの場所を指定する
- 6) アップロードするファイル名を確認の上、[アップロード]ボタンを押す
- 7) アップロードが正常に終了したら画面右上の[ログアウト]ボタンを押して終了

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票 ー後半ー

締切：2019年8月19日(月) までにご回答ください。

- ご回答は、本フェイスシートに続いて、「Ⅰ組織・事業」から「Ⅷその他サービス」までの各シートに入力してください。(ファイルは2つに分かれています。それぞれ回答してください。)
- 調査の時点について、各シートの最初に記載していますので、確認の上、回答してください。
- 本調査の対象は**市区町村社協**です。「市」には指定都市を含みませんので指定都市社協（法人本部）は本調査に回答しなくて結構です。
- 指定都市について、**区社協がある場合にはそれぞれの区社協**が回答してください。
区社協が無い場合には回答しなくて結構です。
- 本調査の調査時点は2019年3月31日で、2018年度の実施状況をお聞きしています。

～本調査に関するお問い合わせは、メールにて下記までお願いします～

調査サポートデスク

z-chiiki-info@wonder-craft.co.jp

電話： 03-3552-5895 ワンダークラフト株式会社

土日祝日を除く、月曜日～金曜日、10：00～17：00

最初に下記にご入力いただき、次のシートの質問へお進みください。

F 1:	都道府県・指定都市名	
F 2:	市区町村社協名	社会福祉協議会
F 3:	問い合わせ先担当者名	

目 次

Ⅲ 災 害 対 応
Ⅳ 団体組織支援・連携の実施状況
Ⅴ 相談事業・利用支援
Ⅵ 制度サービスの取り組み状況
【高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況】
【障害者（児）を対象とした事業の実施状況】
【子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況】
Ⅶ 小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）
Ⅷ その他サービスの取り組み状況

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅲ 災 害 対 応

問 1 . 災害対応に関する行政との協定・覚書の締結状況

① 行政との覚書・協定

☒ 1: あり
☐ 2: なし
☐ 3: 予定がある

①で「1:あり」の場合

① - 1 災害ボランティアセンターの設置に関する記載

☒ 1: 記載あり
☐ 2: 記載なし

①-1で「1:記載あり」の場合

① - 2 災害ボランティアセンターの設置判断

☐ 1: 行政の要請により設置
☐ 2: 行政と社協の両方で協議して設置
☐ 3: その他

① - 3 災害V C 設置・運営費の負担にかかる記述

☐ 1: 行政による全額負担
☐ 2: 行政と社協による負担
☐ 3: 発災時に協議等により決定
☐ 4: 費用に関する記載はない

② 地域防災計画での位置づけ

☒ 1: あり
☐ 2: なし
☐ 3: 予定がある

②で「1:あり」の場合

② - 1 災害ボランティアセンターの設置に関する記載

☐ 1: 記載あり
☐ 2: 記載なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅲ 災 害 対 応

問2.災害対応に関する他の市区町村社協との協定の有無

① 県内の市区町村社協との協定の有無

☐ 1: あり
☐ 2: なし
☐ 3: 予定がある

問3.貴市区町村社協としての災害対応

① 災害対応マニュアル（災害ボランティアセンターの設置を含む）の有無

☒ 1: あり	策定時期>	
☐ 2: なし		
☐ 3: 予定がある		

①で「1:あり」の場合

① - 1 マニュアルを一定時期に見直す規定

☐ 1: 規定あり
☐ 2: 規定なし

② B C P（災害時における事業継続計画）の策定の有無

☐ 1: あり
☐ 2: なし
☐ 3: 予定がある

③ 社協の事務所が入っている建物の指定

☐ 1: 避難所
☐ 2: 福祉避難所

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅲ 災 害 対 応

問3.貴市区町村社協としての災害対応

④ 貴市区町村社協の避難行動要支援者の名簿について

☒ 1: 持っている
☐ 2: 持っていない

④で「1:持っている」の場合

④ - 1 入手方法

☐ 1: 行政から提供
☐ 2: 行政以外（自治会、民生委員等）からの提供、社協で作成

⑤ 貴市区町村社協での個別計画の策定について

☐ 1: 参画している
☐ 2: 参画していない

⑥ 災害対応に関して、社協以外で具体的な協力関係がある団体等

	定期的会議の開催・参加	研修・訓練等の実施・参加	災害時の連携・協働についての協定・覚書
ア: 民生委員児童委員協議会	☐	☐	☐
イ: 自治会・町内会（連合会）	☐	☐	☐
ウ: 社会福祉施設	☐	☐	☐
エ: 行政（福祉部局）	☐	☐	☐
オ: 行政（消防等の防災関係部局）	☐	☐	☐
カ: ボランティア団体・NPO	☐	☐	☐
キ: 企業・経済団体（商工会、商店会等含む）	☐	☐	☐
ク: 大学・専門学校・大学ボランティアセンター	☐	☐	☐
ケ: 学校（小・中・高校）	☐	☐	☐
コ: 日本赤十字奉仕団	☐	☐	☐
サ: 生活協同組合・農業協同組合	☐	☐	☐
シ: 青年会議所（JC）	☐	☐	☐
ス: その他	☐	☐	☐

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅳ 団体組織支援・連携の実施状況

問1.当事者組織の組織化、運営支援の状況

☐	① ひとり暮らし高齢者の会の組織化・運営支援
☐	② 認知症高齢者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	③ ②以外の要介護高齢者（家族・支援者）の会の組織化・運営支援
☐	④ 身体障害児・者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑤ 知的障害児・者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑥ 発達障害児・者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑦ 精神障害者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑧ ひとり親（母子）家庭の会の組織化・運営支援
☐	⑨ ひとり親（父子）家庭の会の組織化・運営支援
☐	⑩ アルコール、薬物等の依存症の会の組織化・運営支援
☐	⑪ 難病患者（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑫ 子育て家庭の会の組織化・運営支援
☐	⑬ 男性介護者の会の組織化・運営支援
☐	⑭ ひきこもり（家族）の会の組織化・運営支援
☐	⑮ 上記以外の当事者（家族）の会の組織化・運営支援□

問2.社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス

① 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスの有無

☒	1: あり
☐	2: なし

①で「1:あり」の場合

① - 1 介護保険制度の総合事業における「生活支援・介護予防サービス」としての位置づけ

☐	1: 訪問型サービスA
☐	2: 訪問型サービスB

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅳ 団体組織支援・連携の実施状況

問3.社会福祉協議会が事務局を担う団体

	事務局担当	業務委託契約	委託費等
1: 老人クラブ連合会	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
2: 民生委員児童委員協議会	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
3: 共同募金委員会・分会	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
4: 日本赤十字社地区・分区	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
5: 傷痍軍人会、遺族会	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
6: シルバー人材センター	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし
7: その他福祉関係団体	☒ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし	☐ あり ☐ なし

↑具体的内容を入力してください。

問4.社協で設置しているあるいは事務局を持っている組織

☐ 1: ボランティア団体・NPO等により構成されているボランティア団体連絡協議会
☐ 2: 分野別のボランティア団体・NPOのネットワーク組織
☐ 3: 福祉教育推進のための連絡会
☐ 4: 災害関連ボランティアの活動推進のための連絡会
☐ 5: 住民参加型在宅福祉サービス・生活支援サービス団体の連絡会
☐ 6: 企業や労組によるボランティア活動推進のための連絡会
☐ 7: 介護サービス事業者の連絡会
☐ 8: 上記以外の組織

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

IV 団体組織支援・連携の実施状況

問5.社会福祉法人との連携

① 貴市区町村社協での社会福祉法人・福祉施設等の連絡会設置

☐ 1: している
☐ 2: していない
☐ 3: 今後設置する予定

② 社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による地域における公益的な取り組み

☒ 1: 行っている
☐ 2: 行っていない
☐ 3: 今後行う予定

<具体的な取り組み>

--

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

V 相談事業・利用支援

問1.対象を限定しないあらゆる相談に対応する総合相談の実施状況

☒ 1: 実施している
☐ 2: 実施していない

「1:実施している」場合

実施頻度

☐ 1: 毎日
☐ 2: 週に数日
☐ 3: 週に1日
☐ 4: 月に2日程度
☐ 5: 月に1日
☐ 6: その他

問2.分野や対象者別の相談の実施状況

☐ 1: 法律相談
☐ 2: 消費者生活に関する相談
☐ 3: 健康に関する相談
☐ 4: その他

問3. 生活困窮者自立支援制度にかかる事業受託について

社協単独で受託	社協単独で受託	自治体との共同で受託	他法人との共同で受託	他法人から再委託で受託	受託していない
① 自立相談支援事業	☐	☐	☐	☐	☒
② 家計改善支援事業	☐	☐	☐	☐	☒
③ 就労準備支援事業	☐	☐	☐	☐	☒
④ 子どもの学習支援事業	☐	☐	☐	☐	☒
⑤ 一時生活支援事業	☐	☐	☐	☐	☒

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅵ 制度サービスの取り組み状況

【高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況】

問1.要介護認定調査（初回の認定調査に限る）の実施状況／2018年度実績

☐ 1: 実施あり
☒ 2: 実施なし

問2.介護保険事業の実施状況

	共生型	指定事業者である	基準該当事業者である	事業者である市区町村自治体から受託して実施	今後、実施予定	実施していない
ア: 訪問介護	☒	☒	☐	☐	☐	☐
イ: 訪問入浴介護		☐	☐	☐	☐	☒
ウ: 訪問看護		☐	☐	☐	☐	☒
エ: 訪問リハビリテーション		☐	☐	☐	☐	☒
オ: 通所介護	☒	☒	☐	☐	☐	☐
カ: 地域密着型通所介護	☐	☐	☐	☐	☐	☒
キ: 通所リハビリテーション		☐	☐	☐	☐	☒
ク: 居宅療養管理指導		☐	☐	☐	☐	☒
ケ: 短期入所生活介護	☐	☐	☐	☐	☐	☒
コ: 短期入所療養介護		☐	☐	☐	☐	☒
サ: 福祉用具貸与		☐	☐	☐	☐	☒
シ: 特定福祉用具販売		☐	☐	☐	☐	☒
ス: 認知症対応型通所介護		☐	☐	☐	☐	☒
セ: 小規模多機能型居宅介護		☐	☐	☐	☐	☒
ソ: 認知症対応型共同生活介護		☐	☐	☐	☐	☒
タ: 夜間対応型訪問介護		☐	☐	☐	☐	☒
チ: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		☐	☐	☐	☐	☒
ツ: 看護小規模多機能型居宅介護		☐	☐	☐	☐	☒
テ: 地域密着型特定施設入居者生活介護		☐	☐	☐	☐	☒
ト: 居宅介護支援		☐	☐	☐	☐	☒
ナ: 介護老人福祉施設		☐	☐	☐	☐	☒
ニ: 介護老人保健施設		☐	☐	☐	☐	☒
ヌ: 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		☐	☐	☐	☐	☒
ネ: 特定施設入居者生活介護		☐	☐	☐	☐	☒
ノ: 介護療養型医療施設		☐	☐	☐	☐	☒
ハ: 介護医療院		☐	☐	☐	☐	☒

ア: 訪問介護	訪問型サービスA	☐ 1: 実施あり	☐ 2: 実施なし
オ: 通所介護	通所型サービスA	☐ 1: 実施あり	☐ 2: 実施なし

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

VI 制度サービスの取り組み状況

【高齢者を対象とした事業・介護保険関係事業の実施状況】

問3.地域包括支援センターの実施状況／2018年度実績

☐ 1: 受託あり
☐ 2: 受託なし

問4.高齢者福祉サービス実施状況

☐ 1: 養護老人ホームの運営
☐ 2: 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）の運営
☐ 3: 高齢者生活支援センター（生活支援ハウス）の運営
☐ 4: 老人（在宅）介護支援センターの運営

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

VI 制度サービスの取り組み状況

【障害者（児）を対象とした事業の実施状況】

問 1.障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施状況

	共生 型	指定事業者 である	基準該当事 業者である	事業者である市 区町村自治体 から受託して実 施	今後、実施 予定	実施して いない
①自立支援給付における介護給付サービス						
ア: 居宅介護（ホームヘルプ）	☐	☐	☐	☐	☐	☒
イ: 重度訪問介護	☐	☐	☐	☐	☐	☒
ウ: 同行援護		☐	☐	☐	☐	☒
エ: 行動援護		☐	☐	☐	☐	☒
オ: 重度障害者等包括支援		☐	☐	☐	☐	☒
カ: 短期入所（ショートステイ）	☐	☐	☐	☐	☐	☒
キ: 療養介護		☐	☐	☐	☐	☒
ク: 生活介護	☐	☐	☐	☐	☐	☒
ケ: 施設入所支援		☐	☐	☐	☐	☒
②自立支援給付における訓練等給付サービス						
コ: 機能自立訓練（身体障害者）	☐	☐	☐	☐	☐	☒
サ: 生活自立訓練（精神・知的障害者）	☐	☐	☐	☐	☐	☒
シ: 就労移行支援（養成施設を含む）		☐	☐	☐	☐	☒
ス: 就労継続支援 A 型（雇用型）		☐	☐	☐	☐	☒
セ: 就労継続支援 B 型		☐	☐	☐	☐	☒
ソ: 共同生活援助（グループホーム）		☐	☐	☐	☐	☒
③地域相談支援給付にかかるサービス						
タ: 地域移行支援		☐	☐	☐	☐	☒
チ: 地域定着支援		☐	☐	☐	☐	☒

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

VI 制度サービスの取り組み状況

【障害者（児）を対象とした事業の実施状況】

問2.障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施状況

☐	① 理解促進研修・啓発事業
☐	② 自発的活動支援事業
☐	③ 相談支援事業
☐	_1 障害者相談支援事業
☐	_2 基幹相談支援センター等機能強化事業
☐	_3 住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）
☐	④ 成年後見制度法人後見支援事業
☐	⑤ 意思疎通支援事業
☐	_1 手話通訳者派遣事業
☐	_2 要約筆記者派遣事業
☐	⑥ 日常生活用具給付等事業
☐	⑦ 手話奉仕員養成研修事業
☐	⑧ 移動支援事業
☐	⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

問3.障害者福祉サービス実施状況

☐	1: 点字図書館の設置・運営
☐	2: 地域活動支援センターの運営
☐	3: 身体障害者福祉センター(B型)の運営

問4.「市町村障害者虐待防止センター」の受託の有無／2018年度実績

☐	1: 受託している
☐	2: 受託していない
☐	3: 今後、受託予定

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅵ 制度サービスの取り組み状況

【子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況】

問 1. 子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況

☐	① 学童保育（放課後児童健全育成事業）の運営支援
☐	② ファミリーサポート事業の運営
☐	③ 地域子育て支援拠点事業一般型・連携型
☐	④ 利用者支援事業
☐	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
☐	⑥ 養育支援訪問事業□
☐	⑦ おもちゃ図書館の設置・運営
☐	⑧ 産前・産後のヘルパー派遣
☐	⑨ 保育所の設置・運営
☐	⑩ 児童館・児童センターの運営
☐	⑪ 要保護児童対策協議会への参画
☐	⑫ その他上記以外の子ども及び子育て家庭を対象にした事業

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★質問文の末尾に特に断りのない限り、2019年3月31日現在の状況を入力してください

Ⅶ 小地域福祉活動（見守り支援活動、サロン）

問1.ふれあい・いきいきサロン

① 貴市町村社協で把握（実施、支援等）されているふれあい・いきいきサロン数

1: 高齢者	1 か所
2: 身体障害者	
3: 知的障害者	
4: 精神障害者	
5: ひきこもり	
6: 子育て家庭	
7: 複合型	
8: その他	
合 計	1 か所
内、平均して週一回以上開催しているサロン	

② ①のサロンの内、介護保険の総合事業において位置づけられているもの

☐ 1: 通所型サービスB
☐ 2: 一般介護予防事業の「通いの場」

問2.見守り支援活動(小地域ネットワーク活動)

① 見守り支援活動の有無

☒ 1: あり
☐ 2: なし

①で「1:あり」の場合

① - 1 2019年3月31日現在の実際に見守りを行っている対象世帯の総数と活動対象者別の内数

世帯数の総数（実数）		100 世帯
内 数	ひとり暮らし高齢者	
	高齢者のみ世帯	
	要介護高齢者	
	身体障害児者	
	知的障害児者	
	精神障害者	
	ひとり親（母子）家庭	
	ひとり親（父子）家庭	
	複合型	
	その他	
	内数 計	0 世帯

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★いつの時点での回答をするかは質問文の末尾に記載しています

Ⅷ その他サービスの取り組み状況

問1.高齢者・障害者（児）を対象とした事業の実施状況／2018年度実績

☒	① 食事サービス	※デイサービス事業による給食サービスは除く
☐	② 寝具乾燥消毒サービス	
☒	③ 移動サービス	2018年度の延サービス提供回数>
☐	④ 買い物支援サービス	
☐	⑤ 福祉機器リサイクルサービス	
☐	⑥ 電話による声かけ活動	
☐	⑦ 敬老金品給付	
☐	⑧ 緊急通報システムの設置・運営	
☐	⑨ 高齢者・障害者をねらった悪質商法防止のための活動	
☐	⑩ 障害者（児）のためのレクリエーション・キャンプ・スポーツ活動	
☐	⑪ その他上記以外の高齢者・障害者（児）を対象にした事業	

「①食事サービス」の場合

① - 1 食事の形態

☐	1: 会食型
☐	2: 配食型
☐	3: 会食と配食の併用型

「③移動サービス」の場合

③ - 1 介護保険の総合事業における「訪問型サービスD」としての位置づけ

☐	1: あり
☐	2: なし

問2.子どもや子育て家庭を対象とした事業の実施状況／2018年度実績

☐	① こども会・こどもクラブ組織化・運営支援
☐	② 不登校・ひきこもり児童対象の活動
☐	③ 中高生の居場所づくり活動支援
☐	④ 児童の事故・犯罪被害防止のための活動
☐	⑤ 食事サービス・子ども食堂
☐	⑥ 学習支援（生活困窮者自立支援制度によるものを除く）
☐	⑦ その他上記以外の子ども及び子育て家庭を対象にした事業

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

★いつの時点での回答をするかは質問文の末尾に記載しています

Ⅷ その他サービスの取り組み状況

問3.外国籍の住民に対する支援／2018年度実績

① 外国籍の住民に対する支援事業の有無

☒ 1: あり
☐ 2: なし
☐ 3: 他事業で外国籍の住民にも対応

①で「1:あり」の場合

① -1 支援内容

☐ ア: 交流会開催等、外国籍の住民相互の交流促進
☐ イ: 外国籍の住民と日本人の交流促進
☐ ウ: 外国人の居場所づくり
☐ エ: 外国語による相談対応の実施
☐ オ: その他設問以外の事業

問4.生活困窮者やひきこもりを対象とする支援事業（制度外）／2018年度実績

☐ ① 日常生活品や食品等の物品支援
☐ ② 法外援助資金貸付・給付
☐ ③ 社会参加・就労体験
☐ ④ 居住支援
☐ ⑤ 一時宿泊支援（シェルター）
☐ ⑥ ホームレス(路上生活)に対する夜間の巡回・見守り活動
☐ ⑦ 居場所づくり（交流会の開催）
☐ ⑧ その他事業

問5.その他、調査項目にあがっているもの以外で、貴社協において活発あるいは先駆的に取り組んでいる事業・取り組み等／2018年度実績

--

市区町村社会福祉協議会活動実態調査 調査票

【 回答終了後の、ファイルのアップロード方法 】

- 1) 回答済みのファイルの内容を確認し、分かりやすい場所に保存して、ファイルを閉じる
- 2) インターネットに接続し、以下のU R Lに接続する
<https://www.shakyoenquete.jp/>
- 3) 事前に郵送されているユーザ I D、パスワード（「社協の杜」と共通）を入力してログイン
- 4) 画面左上に自社協名が表示されていることを確認して、画面左の[アップロード]ボタンを押す
- 5) [参照]ボタンを押し、1)で保存した回答済みファイルの場所を指定する
- 6) アップロードするファイル名を確認の上、[アップロード]ボタンを押す
- 7) アップロードが正常に終了したら画面右上の[ログアウト]ボタンを押して終了

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

●各項目は、2019年3月31日現在 の状況を入力してください。

●2019年8月19日(月) までにご回答ください。

～本調査に関するお問い合わせは、メールにて下記までお願いします～

調査サポートデスク

z-chiiki-info@wonder-craft.co.jp

電話: 03-3552-5895 ワンダークラフト株式会社

※回答は、最初に下記にご入力いただき、次の質問へお進みください。

F 1: 都道府県・指定都市名

F 2: 市区町村社協名

社会福祉協議会

目 次

I 職員の設置状況について

II 介護保険制度における地域支援事業（生活支援体制整備事業）について

III ボランティア・市民活動センターの専任職員の状況

IV 職員の有資格者について

V 社協と行政等との人事交流の状況

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

I 職員の設置状況について

※下記に留意して、質問への回答をお願いいたします。

◆ 雇用形態について

- ※ 定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる（１年単位の更新ではない）場合は、正規と考えてください。
- ※ 非正規常勤とは正規以外のフルタイムで、週の所定労働時間が正規職員の３／４以上である職員を指します。期間を限定した嘱託採用の職員はこれに含まれます。
- ※ 非正規非常勤職員とは、非正規常勤の条件を満たさない職員を指します。いわゆる臨時職員やパートはこれに含まれます。

◆ 職種について

- ※ 育児休業中・介護休業中の職員は、１０．その他職員でカウントしてください。
- ※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)からの出向職員及び行政等の兼務職員もカウントしてください。
- ※ 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)に出向している職員はカウントしなくて結構です。
- ※ 登録ヘルパーもその職種でカウントしてください。
- ※ 役員（会長、理事等）は対象外です（職員に含みません）。
- ※ 本所・支所、どちらも担当している職種を回答してください。

◆ 兼務職員について

- ※ 兼務者は主たる業務の欄を選んでカウントし、右の兼務者欄にも記入してください。
- ※ 兼務の按分比が５：５である等、いずれか選び難い場合は、数字が若いほうの職種を選んでください。
- ※ 非正規職員の兼務は記入しなくても結構です。主たる業務だけでカウントしてください。

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

I 職員の設置状況について

問1 各部門別の職員数等

	正規職員		非正規職員		合計
		左の内、 他担当との 兼務者数	常勤	非常勤	
1. 事務局長（事務局組織全体を代表する方） 事務局長代理、事務局次長、支所事務局長は含みません。 欠員でない限り、合計人数は「1名」となるように入力してください。					名
2. 法人運営部門職員 事務局長代理、事務局次長、支所事務局長、総務課、会計・経理課、事務局職員					名
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員 地域福祉課(係)、地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)等		3と4の合計			名
4. ボランティア・市民活動センター職員 ボランティアセンター、ボランティア・市民活動センター					名
5. 福祉サービス利用支援部門職員（①+②）	名	名	名	名	名
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業 日常生活自立支援事業の専門員、生活支援員、生活福祉資金貸付事業担当職員、生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員、生活支援相談員(被災地支援関係)、国の委託金・補助金等による職員配置がされた事業担当					名
② ①以外の相談担当 ①以外(国の委託金・補助金等が入っていない)担当職員 市町村委託の総合相談窓口、福祉総合相談員					名
6. 介護保険サービス担当職員 介護保険サービス(居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス)、介護予防事業も含む市町村特別給付の介護保険サービス(市町村特別給付の配食サービス等)、地域支援事業。 ※介護保険認定調査員は「10.その他職員」でカウントしてください。					名
7. 障害福祉サービス担当職員 障害者総合支援法の障害福祉サービス、地域生活支援事業					名
8. 上記 6.7.以外の在宅サービス事業担当 老人福祉センター、障害者福祉センター、福祉作業所、児童館、保育所、老人憩いの家、ケアハウス、障害者就労支援、住民参加型在宅福祉サービス、配食、保育所、放課後児童クラブ、移動支援(外出支援運転手、ガイドヘルパー等)					名
9. 会館運営事業担当職員 会館用務員、会議室管理、売店等の担当職員					名
10. その他職員 産休、育休、介護休暇中、6. 7. 以外の入所施設職員（養護老人ホーム、母子生活支援施設）各種福祉団体事務局、収益事業担当、ファミリーサポートセンター、介護保険認定調査員	1名		1名	1名	3名
合 計	1名	名	1名	1名	3名

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

I 職員の設置状況について

「10.その他職員」について > それぞれ、職種名と人数を入力して下さい

※雇用形態（派遣職員、臨時職員等）ではなく、何を担当しているか、職種名を入力してください。

			例：育休2名、認定調査員1名、養護老人ホーム3名
正規職員		1名	
非正規職員	常勤	1名	
	非常勤	1名	

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

Ⅱ 介護保険制度における地域支援事業（生活支援体制整備事業）について

問2 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の受託

●2019年3月31日現在 の状況を入力してください。

（1）受託の有無

⇒受託とは、市町村と委託契約を交わしている状態を言います。

☒ 1: 受託している
☐ 2: 受託していない

※（1）で「1: 受託している」と答えた方のみご回答ください。

（2）生活支援コーディネーターの数（第1層、第2層含む）

		専任	兼任	合計
正規				名
非正規	常勤			名
	非常勤			名
合計		名	名	名

（3）協議体の運営の受託の有無

⇒受託とは、市町村と委託契約を交わしている状態を言います。

☐ 1: 受託している
☐ 2: 受託していない

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

Ⅲ ボランティア・市民活動センターの専任職員の状況

問3 ボランティア・市民活動センター職員の専任状況

ボランティア・市民活動センター職員数 > 0名

正規職員	0名
非正規職員	0名

兼任	0名
----	----

ボランティア・市民活動センター職員数が 0人なので、このシートに回答の必要ありません

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

Ⅳ 職員の有資格者について

問 4 有資格者の在籍数

貴社協では、問 1 で回答した職員について以下の有資格者は何人在籍していますか。

（正規職員、非正規職員を含む）

※複数の資格を有している場合には、両方の資格にカウントしてください。

職員数 計	3 名
-------	-----

1: 社会福祉士		名
2: 精神保健福祉士		名
3: 保健師		名
4: 看護師(准看護師を含む)		名
5: 介護福祉士		名
6: 保育士		名
7: 臨床心理士		名

8: 公認心理士		名
9: 理学療法士		名
10: 作業療法士		名
11: 言語聴覚士		名
12: 管理栄養士		名
13: 栄養士		名
14: 介護支援専門員		名

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

V 社協と行政等との人事交流の状況

問5 社協から行政等に出向している職員数

(1) 行政等に出向している職員数 1 名

※社協との雇用契約、給与の支払元を問わずすべての出向職員を含みます。

(2) (1)の職員の出向先と担当業務・分野

※出向している人数分すべて記入してください。

	出向先	担当業務・分野
職員01		

問6 行政等から社協に出向している職員数

※社協との雇用契約、給与の支払元を問わずすべての出向職員を含みます。

出向先	職員数
1: 自治体（市区町村、都道府県）	
2: 社会福祉協議会（市区町村、都道府県）	
3: 社会福祉法人(福祉施設等)	
4: NPO法人	
5: 株式会社	
6: その他	
合 計	0名

市区町村社会福祉協議会 「職員状況等調査」 調査票

【回答終了後の、ファイルのアップロード方法】

- 1) 回答済みのファイルの内容を確認し、分かりやすい場所に保存して、ファイルを閉じる
- 2) インターネットに接続し、以下のURLに接続する
<https://www.shakyoenquete.jp/>
- 3) 事前に郵送されているユーザID、パスワード（「社協の杜」と共通）を入力してログイン
- 4) 画面左上に自社協名が表示されていることを確認して、画面左の[アップロード]ボタンを押す
- 5) [参照]ボタンを押し、1)で保存した回答済みファイルの場所を指定する
- 6) アップロードするファイル名を確認の上、[アップロード]ボタンを押す
- 7) アップロードが正常に終了したら画面右上の[ログアウト]ボタンを押して終了

社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018

令和2年5月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会
全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655/4656 (地域福祉部)

社会福祉協議会
活動実態調査等
報告書 2018